

2021（令和3）年10月

2021（令和3）年度
大東文化大学点検・評価報告書

大東文化大学

目 次

序章	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第1章	理念・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第2章	内部質保証 ・・・・・・・・・・・・・・・・	11
第3章	教育研究組織 ・・・・・・・・・・・・・・・・	23
第4章	教育課程・学習成果 ・・・・・・・・	27
第5章	学生の受け入れ ・・・・・・・・	47
第6章	教員・教員組織 ・・・・・・・・	60
第7章	学生支援 ・・・・・・・・	69
第8章	教育研究等環境 ・・・・・・・・	80
第9章	社会連携・社会貢献 ・・・・・・・・	93
第10-1章	大学運営 ・・・・・・・・	99
第10-2章	財務 ・・・・・・・・	111
終章	・・・・・・・・・・・・・・・・	118

序 章

本学は、創立百周年に向けて、6つのヴィジョンからなる大学将来構想計画「DAITO VISION 2023」を2014年に策定した。その実現に取り組むため、同年からこれまでの自己点検・評価体制を見直し、点検・評価活動を行ってきた。点検・評価は、(公益財団法人)大学基準協会の10の大学基準に準拠して、「大東文化大学基本方針」を定め、その方針に沿って各部局(学部、研究科、研究所、センター、その他部署)が行い、その結果に基づいて改善計画をたてて改善に繋げてきており現在に至っている。

自己点検・評価活動を推進していく中で、2016年度に大学評価(認証評価)を受審しており、その際の指摘事項としては、(1)研究科の教員数の不足、(2)研究科の教育課程・教育内容に関する不備、(3)研究科としてのFDが実施されていないこと、(4)定員管理として、在籍学生数比率の未充足である。これらの指摘事項について、どのように改善を進めてきたかについて以下に述べる。

(1)研究科の教員数の不足について

当時、指摘を受けた法学研究科法律学専攻博士課程後期課程の指導教員数が1名不足していることについては、2017年度開講の授業より、博士課程後期課程担当教員を1名追加することが承認され、1名未充足の状態は解消された。また、設置基準数10人に対して、2021年5月1日時点の教員数は引続き基準数を満たしている。

(2)研究科の教育課程・教育内容に関する不備について

文学研究科書道学専攻博士課程後期課程において、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせた教育課程とはいえないとの指摘に関しては、2018年度より講義科目を開講し、リサーチワークにコースワークを適切に組み合わせた教育課程となり、書道学専攻博士課程後期課程にふさわしい教育内容を提供することができるようになった。

(3)研究科としてのFDが実施されていないことについて

法学研究科、外国語学研究科、経営学研究科において、研究科としての教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究等が行われていないという指摘は、学部と合同で実施していた研究科におけるFDの在り方を再検討することになり、各研究科FD委員会において毎年度FD研修会を実施することになっている。

(4)定員管理として、在籍学生数比率の未充足について

収容定員に対する在籍学生数比率に関して、外国語学部中国語学科、経済学研究科、法学研究科、アジア地域研究科、経営学研究科が未充足のため改善を要するとされた。これについて、中国語学科は定員割れの恒常化の改善として学長から定員の削減が要請され、教授会での審議を経て、2017年度より100名から70名に入学定員の減員を行った。更に、高校訪問、在籍学生出身校の進路指導担当教諭宛に、在籍学生の状況を知らせる文書送付などを行うと同時に、中国大陸の著名な大学、北京外国語大学、上海師範大学、厦門大学3校との間で、卒業時に大

東文化大学と協定校の2つのディグリーの取得を可能とするダブルディグリープログラムを構築、ホームページによる情報発信などの対応策を行った。このことにより、現在は安定した定員管理ができています。研究科については、大学院改革推進チーム（2016年11月発足）から、2017年3月に大学院定員削減の提案がなされ、審議した結果2018年5月に、各研究科では2019年度入学者より入学定員の減員を行った。

大学院研究科の定員未充足の問題は、現在未解決のまま課題として残っている。大学全体としてどのように捉え、改善に繋げるかは非常に大きな課題であり、現存の大学院研究科の組織自体の在り方についても検証していくことが必要であろう。

本学では、点検・評価活動への客観性を担保するため、外部評価委員会を設置し毎年度外部評価を実施しており、将来構想計画に関しても評価を受けている。

外部評価委員会からの指摘では、大きく分けて3点あり、その一つが内部質保証システムに関することである。内部質保証体制に関して指摘を受けことで、内部質保証の方針と規程を改正し、今年度から新体制による自己点検・評価活動を実施している。

2点目は、学習成果の可視化に関することであるが、本学の教育活動に関する取り組みの中では遅れているといえる。学習成果を把握、評価するための評価指標と測定方法の開発は、第3期認証評価受審にあたり、優先事項として取り組んでおり、今年度中に教育プログラムごとの評価指標策定と測定方法を整える予定である。

3点目は、教員の業績評価に関することである。新しく制定した内部質保証の方針でも、教職員個人レベルでの質保証を謳っているが、これについては今年度から、研究活動の報告（研究活動等報告シート）を義務付けた。この報告書の提出は、一般研究費支給の条件となっている。

また、各部局による自己点検・評価結果からみえる課題の改善への取り組みとしては、GPAの運用や、履修登録の上限設定、シラバスに関するなどが挙げられるが、まだ改善の余地があり引き続き継続した取り組みとなろう。FD活動に関しては、教員の参加率も上がってきている。授業の方法の改善以外のFD（研究活動、社会貢献活動等）については大学全体として実施していくことになる。その他、課題に関する取り組みとしては、危機管理対策の強化や、事務組織の改編として研究推進室の設置などが挙げられる。これらの詳細については、本章で記述している。

本学の内部質保証システムが適切に機能し、PDCAが回っていくことで大学の将来構想計画の実現が可能になるということを全教職員が自覚する必要がある。現状として、大学自ら課題を抽出しどのように改善向上につなげていくかについて、大学全体が一丸となって推進していくという姿勢が本報告書から読み取れると幸甚である。

大東文化大学自己点検・評価委員会委員長
新里 孝一

第1章 理念・目的

1. 現状説明

1-1 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部・学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

本学は、1923（大正12）年、当時の帝国議会で採択された「漢学振興ニ関スル建議案」に基づき、国費をもって設立された大東文化学院を前身としている。この建議は、明治以降の急激な欧化主義を批判し東洋文化振興を説く「漢学振興運動」を背景として、一部有識者によって帝国議会に提案されたものである。初代総長は平沼騏一郎であった。戦後の1949年には東京文政大学として新制大学に移行したが、当時は文政学部の下に日本文学・中国文学・政治経済学の3専攻を置く1学部構成であった。1953年に校名を現在の「大東文化大学」に改称し、以後、学部・学科の改組増設、研究科・専攻の設置を重ねた。2021年現在、9学部22学科（1学部2学科は学生募集停止）、7研究科14専攻を擁し、法人組織としては、高校、幼稚園も併設している。

「漢学の振興」という建学の精神は、1985年に「漢学（特に儒教）を中心として東洋の文化を教授・研究することを通じて、その振興を図ると共に、儒教に基づく道義の確立を期し、更に東洋の文化を基盤として西洋の文化を摂取吸収し、東西文化を融合して新しい文化の創造を目ざす」（『大東文化大学の建学の精神』学園長期教育研究計画策定委員会第一小委員会報告書）ことと成文化された。また、教育の理念には、「大東文化大学は、建学の精神に基づき、東洋の文化を中心として広く全世界の文化に関する諸学を研究・教授し、その振興を図ると共に、東洋固有の文化を尊重し、その伝統的な美德を身につけて豊かな人格の形成に努め、併せて国際的な視野を持ち、世界の文化の進展と人類の幸福の実現に寄与できる有為な人材を育成することを目ざす」（『大東文化大学の建学の精神』学園長期教育研究計画策定委員会第一小委員会報告書）ことが掲げられた。

建学の精神と理念は、社会の進展と時代の変化の中で検証が行われてきた。学校法人大東文化学園の『中期経営計画「CROSSING」（2009-2023）』（2008年9月理事会承認）では、21世紀に入って加速するグローバル化の現実と課題に対応するため、建学の精神の中で謳われた「東西文化の融合」は、「多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」と読み替えられた（資料1-8 p11）。

東洋の文化の研究・教育から出発した本学の歴史においては、アジアに軸足を置いた研究と教育に最も蓄積がある。さらに現在は、欧米を含む世界を見据え、国際的な視野に立った研究と教育を特色としている。そのことから、2012年に設置された大東文化大学改革推進会議における検証を経て、現在は、「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創

造」を大学の理念として掲げており、建学の精神と、東洋固有の文化を尊重し、併せて国際的な視野を持つという理念は、本学の教育の基礎をなすものとして受け継がれている（資料 1-5【ウェブ】）。

大東文化大学学則（以下、「学則」という）第 1 条においては、学士課程の目的を、「建学の精神に基づき、学問の理論と応用を教授・研究して真理と正義を愛する自主的精神に充ちた良識ある人材を育成し、文化の発展と人類の福祉に貢献すること」と定めている。大学院は、大東文化大学大学院学則（以下、「大学院学則」という）第 1 条において、「高度にして専門的な学術の理論及び応用を研究・教授し、その深奥を究めて、文化の創造・発展と人類の福祉に寄与することを目的とする」と定めている（資料 1-1 p4、1-2 p1）。

各学部・学科及び各研究科・専攻は、大学の理念とする「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」及び、大学学則、大学院学則に定める目的を踏まえ、それぞれ教育研究上の目的を学則に定めている（資料 1-1 p5、1-2 p2）。例えば、文学部の教育研究上の目的は、「人文諸科学に関する学識を修めることを通し、広い識見と深い洞察力をもち、人間の生き方やあり方を考究し、多様な現代社会ならびに国際社会の諸問題に対応できる人材を養成すること」となっており、多方面から日本文学を掘り下げ、知性や完成を磨き、現代社会を生き抜くコミュニケーション能力を養う（日本文学科）、中国文化を掘り下げ東西両文化のバランスの取れた国際感覚を養う（中国文学科）ことを目的とした学科を擁している。また、外国語学研究科（博士課程前期課程）の教育研究上の目的は、「高度な言語運用能力と専門的な知識、豊かな教養を修め、国内外の社会で活躍できる有能な人材の育成」となっており、中国言語文学専攻、英語学専攻、日本言語文学専攻の各課程において高度な言語運用能力と専門性を深め有能な人材を育成している。また、アジア地域研究科（博士課程後期課程）のそれは、「アジア地域研究に関して幅広く深い学識を修め、国際的に認知・評価される高度な専門性と実践力、及び高度な研究能力・職業能力を有し、アジア地域研究の専門家としてグローバルに活躍できる人材の育成」となっている。これら教育研究上の目的は、特に、アジアに軸足を置き、国際的な視野の醸成や社会の発展への貢献ができる人材の育成を目指している点で、大学の理念・目的と関連していると言える。

2018 年に新たに設置された文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科においても、「歴史・文化に関する学識を修め、世界の中の日本を自覚し、多様な現代社会に対応できる能力を有する人材の養成を目的とする（歴史文化学科）」、「主体的に学問を探究し、人格形成とさまざまな人々への理解の涵養により、地域社会における生活者の健康回復・維持・増進に向けて創造的に活躍できる人材の養成を目的とする（看護学科）」「問題の発見、多様性への理解、実証的調査能力、理論的な思考、社会を構想し提言する能力などを備え、現代社会の構成員として一定の役割を果たせる人材の養成を目的とする（社会学科）」など、既設学部・学科と同様に、大学の理念とする「アジアから世界へ——多文化共生を目指す新しい

価値の不断の創造」、国際的視点の醸成や社会への貢献という大学の目的との関連性を踏まえて学部・学科の目的を定めている（資料 1-1 p5）。

また、学位授与方針においては昨年度見直しを行った際に、全学的基本方針の下、新たな観点として「本学の建学の精神や本学の理念に対する理解」を設定し、大学（学士課程）の方針として(1)本学の建学の精神（漢学の振興と東西文化の融合）を知り、新しい文化の創造を目指す、(2)本学の理念（多文化共生）に基づき、多様性を認め、地球的規模の視野と感覚を持ち、異文化への理解力・共感力、コミュニケーション能力を發揮し、多文化社会における諸問題の解決に貢献できる、を定めた（資料 1-6【ウェブ】）。なお、博士前期（修士）課程・博士後期課程はカリキュラム上学際的な科目も多いため、本学の建学の精神、教育の理念の要素については学位授与方針（DP）の項目である「態度」に盛り込む形で見直しを行い、「専門分野において関心と問題意識を持ち続けるだけにとどまらず、国際社会や地域社会における多様性を尊重し、多文化共生を意識しつつ多角的な視点から課題の探索と問題の解決に取り組むことを通じて、自らの研鑽の成果を生かす研究者・専門的指導者・専門的職業人として積極的に社会に貢献することができる」（博士前期(修士)課程)、「専門分野において幅広い関心と高い問題意識を有することはもちろんのこと、国際社会や地域社会における多様性を尊重し、多角的な視点から問題の解決と多文化共生の実現に取り組むことを通じて、自らの研究の成果を生かす高度な研究者・専門的職業人として積極的に社会に貢献することができる」（博士後期課程）とした（資料 1-6【ウェブ】）。

これら大学全体での学位授与方針の見直しに伴い、全学的基本方針の下、学部・学科（完成年度前の新設学部・学科を除く）、研究科・専攻における学位授与方針も見直しを行った。例えば、経済学部の新たな学位授与方針「本学の建学の精神や本学の理念に対する理解」は、(1)自校の文化への認識を持ちつつ、様々な価値観を持った異文化社会を理解・尊重する態度が身につけている、(2)グローバルな視野を持ち、社会の諸問題に対処しようとする態度が身につけている、とし、法学研究科博士課程前期課程の学位授与方針は、「法学及び政治学における専門家としての高度な専門性と応用力を基礎に、多文化の共生を意識しつつ多角的な視野に立って研究を深める能力を持っている」とし、経営学研究科博士課程後期課程においては、「建学の精神を踏まえ、多様性の考え方を尊重しつつ、高度な専門知識を有する研究者として、多角的な視点からビジネス上の様々な課題を発見し解決することを通じて、積極的に社会に貢献することができる」としている。

以上のことから、本学は、建学の精神に基づく教育の理念を明確に定めている。大学の理念・目的は個性と特徴を示しており、学部・学科、研究科・専攻の目的と連関している。

1-2 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部・学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

前項目 1-1 で述べたように、学則第 1 条、大学院学則第 1 条において、課程の目的を定めて

いる。また、各学部・学科、研究科・専攻の教育研究上の目的も学則、大学院学則にそれぞれ定め、大学ホームページへ掲載している（基礎要件確認シート 1、2）。さらに、教職員に配布した「大東文化大学将来ビジョンと基本方針」（2019 年度以前は紙媒体で配布、2020 年度以降は学内共有フォルダ及び学内クラウド上に掲載）に「大東文化大学の理念・目的」として建学の精神とともに本学の社会的使命を掲載し、在学生には「学生手帳」に「大東文化大学の建学の精神と教育の目的」を掲載、受験生向けには、「大学案内 CROSSING2021」に学長のメッセージとともに建学の精神及び教育の理念を、「大学院案内 2022」に教育研究上の目的をそれぞれ掲載している（資料 1-7【ウェブ】、1-3 大学案内(冊子)、1-4 大学院案内(冊子)、1-13【ウェブ】、8-43【ウェブ】）。

その他、学生への自校史教育として、主に学部 1、2 年生が履修する全学共通科目（「現代の大学 A、B」）において、本学を中心とした大学の歴史に関する授業を行っている。本科目は、大学として学生に履修を推奨する科目（「DAITO BASIS 科目」）としても設定している（資料 1-10-1 p20、1-10-2 p16、1-10-3 p43、1-10-4 p27、1-10-5 p13、1-10-6 p11、1-10-7 p20、1-10-8 p28）。

建学の精神、教育理念の学生の認知度については、2020 年 9 月 25 日～10 月 5 日にかけて学部生（休学者を除く 1 年生～4 年生）を対象に実施した学生生活調査（Q22）（回収率 43.1%）において確認を行った（資料 1-22 p14）。「本学の建学の精神、教育理念を知っていますか」との設問に対し、「知っており内容も理解している」と回答した学生は総計で 18.1%（一昨年度 11.6%）、「あることは知っているが、内容は良く分からない」という回答は総計で 57.4%（一昨年度 43.9%）、「知らない」という回答は総計で 24.1%（一昨年度 44.5%）であった。COVID-19 により調査の実施時期が例年より半年ほど遅いことの影響があるかもしれないが、内容まで理解している学生が 2 割に満たないとはいえ、一昨年度の調査結果と比べ大幅に認知度が向上している。また、時期の関係からそれまで調査対象ではなかった 1 年生の回答は、「知っている」の割合が他の学年と比して最も高く、「知らない」の割合が低いという結果であった（1 年生の「知っており内容も理解している」回答が 24.0%、「あることは知っているが、内容は良く分からない」が 58.7%、「知らない」が 16.8%）。

以上により、大学の理念・目的は適切に明示、公表されていると言える。また、一昨年度に比して改善されているとはいえ、更なる学生への認知度向上が課題である。

1-3 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点 1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

学園の中長期計画である『中期経営計画「CROSSING」（2009-2023）』は、2007 年理事会の下に設置された中期経営計画・推進委員会で策定され、2008 年 9 月理事会において承認された。また、本『中期経営計画「CROSSING」（2009-2023）』の下、大学における将来基本計画として「DAITO VISION 2023」（大東文化大学改革推進会議策定）がまとめられ、2014 年 2 月大学評議会で承認された（同月理事会報告）（資料 1-14 p3、1-15 p1）。「DAITO VISION 2023」では、創立 100 周年である 2023 年に向けた 6 つのビジョン（①主体的な学びにより、大東学士力を育てる「教育の大東」を実現する、②自主・参加・共同による学生生活を支援する、

③「開かれた知の共同体」をつくり、大東文化らしい高度な研究を創造する、④国際的な学術・教育のネットワークの拠点となり、世界に向けて発信する、⑤「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する、⑥人権と自由を尊重し、公正な大学運営を行い、社会に信頼される組織となる)を示し、ヴィジョンを実現するための具体的施策及び組織の再編等長期的な課題について提言を行っている。また、2010年度認証評価の総評において、帰属収入に占める人件費比率の割合が高く、寄付金・補助金比率が低いことの指摘があったが、「DAITO VISION 2023」においては、人件費について収入に応じた見直しを行う(教員人件費を人件費総額の一定割合までとするなどの措置の検討)、寄付金を積極的に受け入れることのできる体制を構築する、などの施策を提示している。

「DAITO VISION 2023」は、単年度計画として策定する大学行動計画にも反映されており、各部局では大学行動計画をもとに「事業報告兼業務確認シート」を作成し、年度末に業務報告を提出する(資料 1-16)。また、学園、大学として、各部局の計画をもとに「学校法人大東文化学園事業計画書」を、報告をもとに「学校法人大東文化学園事業報告書」を作成している(資料 1-17【ウェブ】)。しかしながら、これまで「DAITO VISION 2023」そのものの各施策の達成状況は、毎年度の検証がされていなかった。このため、今年度は自己点検・評価活動の一環として内部質保証委員会が検証を行い、「2021年度 DAITO VISION 2023 進捗状況報告書」を作成した(資料 1-21)。

その他、各部局においては「点検・評価シート(A票)」「目標シート(B票)」を作成し、大学基準ごとの自己点検・評価活動を行っているが、直接的に「DAITO VISION 2023」との関連性は明示されていないので、2023年度より開始する下記に示す次期中長期計画(「DAITO VISION 2023+10」)より、自己点検・評価活動とも関連させるシステムを検討している。

学園、大学の現行中長期計画(『中期経営計画「CROSSING」(2009-2023)』、「DAITO VISION 2023」)はともに、大学創立100周年(2023年)を区切りとした将来構想計画であるため、現在、さらにその10年後の2033年度を見据えた中長期計画の策定作業を行っている。2018年度に学長室の下に新たな中長期計画の策定組織を置き、2019年度末に「DAITO VISION 2023+10」として概要を決定した(資料 1-18 p1)。この概要においては、「DAITO VISION 2023」で示されている上記6つのヴィジョンと、新たなミッション「文化で社会をつなぐ大学」(多様な文化との出会いを通じて、学ぶ者すべてが交流し、人間性と社会性を高め合う場)を基に、2033年度に向けての目標を「5つのドメイン(教育、研究、社会貢献、国際化、運営(組織・環境))とガバナンス」ごとに設定した。「DAITO VISION 2023+10」は大学の将来構想策定のため、大学と学園が一体となって進めた計画である。2020年度に付設校を含めた将来構想計画を策定するため学園の下に「次期中長期計画策定委員会」(構成員:学長、副学長、事務局長、各学部長、附設高校校長、附属幼稚園園長)を設置した。本委員会の下に、大学の計画を進めるため上記ドメイン、ガバナンスごとの部会を設置、それぞれの基本目標ごとに具体的施策(各部局においては、施策のロードマップと評価指標)を策定することになっている。新たな中長期計画は、「DAITO VISION 2023」の総括とともに、2022年2月の評議員会、理事会に諮り承認を得る予定である。また、中長期計画について、今後検証を行う体制を整備し進捗状況の確認を行っていく必要がある。さらに、新たな中長期計画がされることに伴い、大学基準に沿

って設定している本学の基準別の方針についても見直す必要がある。

財政計画については、別途、2014年常務会の下に中長期財政計画策定プロジェクトを設置し、検討を行った。その結果は「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」としてまとめられ、本学財政の現状分析と将来予測及び、財政健全化に向けた施策の提言を行っている（2015年9月理事会承認）（資料 1-20 p9）。新たな中長期計画「DAITO VISION 2023+10」においても、ガバナンスの財務項目に基本目標と施策を策定するが、別途、現行の「中長期財政計画プロジェクト報告書」を検証し、財政状況の現状分析とより詳細な施策提言を行っていく予定である。

以上のことから、大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学としての将来を見据えた中・長期の計画や諸施策を設定していると言える。

2. 長所・特色

本学の建学の精神・教育の理念は、その適切性について数度にわたり検証が行われており、学部・研究科の教育研究上の目的も、大学の理念・目的に即していることが、それぞれの自己点検・評価において確認されている。2020年度には全学的な学位授与方針を見直し、建学の精神や大学の理念と各学部・研究科のディプロマ・ポリシー(DP)との関連をより明確にした（資料 1-9 学部 p4、大学院 p3）。また、2019年度から、大学としての履修推奨科目（「DAITO BASIS 科目」）として2つの自校史関連科目（「自己・人間を見つめる(現代の大学 A、B)」）を指定することにより、自校史を学習する学生が増加するような取組みを行っている。これら2科目合計の履修者数は、2018年度(DAITO BASIS 指定前)の161名から2021年度の275名へと増加している（資料 1-12）。

3. 問題点

- (1) 大学の理念・目的に対する認知度については、毎年度、学生生活調査等のアンケートによって検証されている。2020年度の調査では、回答学生の約65%が建学の精神・大学の理念等の存在は知っていると答えているが、その内容まで理解していると答えたのは約18%にとどまっている。今後、授業、学内広報等を通じて内容を含めた学生への周知度を上げていく必要がある。
- (2) 2023年度[(4)に合わせて修正]から施行する中長期計画「DAITO VISION 2023+10」について、進捗状況を検証していくための組織体制を整備する。
- (3) 自己点検・評価活動では、各部局における改善計画について目標シート(B票)を作成し、経年の状況を検証している。それとは別に、毎年度各部署において事業計画を作成している。これを連関させ、作業の軽減を図るとともに中長期計画の施策に関してどのような状況にあるか、分かりやすくするため、毎年度作成している事業計画書で各部局の取組み状況を確認できるようにシステムを整備する。
- (4) 現行の「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」は、2014年度にまとめられたものであり、これ以降、財政計画は作成されていない。中長期計画の実現可能性を担保するうえで、財政の裏付けが必要不可欠である。2023年度から施行する中長期計画「DAITO VISION

2023+10」を踏まえて、財政状況の現状分析とより詳細な施策提言を行っていく。

4. 全体のまとめ

本学の建学の精神、大学の理念は 1985 年に成文化され、数度にわたる検証のなかで時代に即して見直されてきた。学部・研究科の教育研究上の目的や学位授与方針も、大学の理念・目的に連関するよう定められている。

大学や学部・研究科の理念・目的は、学則等に明記され、各種便覧・パンフレット・大学ホームページ等を通じて学内外に周知されている。2019 年度より、履修推奨科目「DAITO BASIS 科目」を設定、その中で自校史関連科目も指定している。今後の課題としては、内容を含めた学生への理念・目的の周知度を上げていくことが挙げられる。

大学としての中長期計画としては「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」を 2014 年 2 月に策定、創立 100 周年である 2023 年に向けたビジョンとその実現のための施策を提示している。「DAITO VISION 2023」の諸施策は、年度ごとの大学(及び各部局)の行動計画・事業計画に反映される形で実施している。2023 年から 10 年後の 2033 年度を見据えた次期中長期計画(「DAITO VISION 2023+10」)については、2019 年度末に 6 つの重点項目を含む大枠を設定、現在、重点項目ごとの基本的目標と具体的施策を策定している。新たな中長期計画については、「DAITO VISION 2023」の総括とともに、2022 年 2 月理事会に諮り承認を得る予定である。

本学の 2033 年度を見据えた将来構想計画の実現に向けて、新たな中長期計画「DAITO VISION 2023+10」を踏まえ、財政等の裏付けを担保していくために、財政状況の検証と分析を行い、より詳細な施策提言を行うことを喫緊の課題として進める予定である。

第2章. 内部質保証

1. 現状説明

2-1 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、教育研究における質保証とその向上に資する活動を継続して推進するために「内部質保証に関する方針」（資料 1-6【ウェブ】）を定めている。また、方針に基づいた内部質保証活動を実施するために、大東文化大学内部質保証規程（根拠資料）及び大東文化大学外部評価委員会規程（根拠資料）を設定している（資料 2-1、2-2）。この規程と方針は、毎年度の自己点検・評価の結果と外部評価結果などに基づき、2018 年度に策定した規程及び方針を再度見直し、本学に合った内部質保証システムを構築する目的のため 2020 年度に策定したものである（資料 2-45 12/14 議事録 p1）。

「内部質保証に関する方針」においては、大学の理念・目的及び学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針（以下、「三つの方針」という。）に基づいた教育・研究活動の実現と、継続的な大学教育の質保証・向上を目的とした内部質保証手続を、組織（大学全体、学部・研究科等の部局）レベル、教職員個人レベルごとに定めている。

本学は大学基準協会の「大学基準」に基づき策定した各基準別の基本方針を策定している。組織レベルでの質保証としては、この基本方針と前年度の自己点検・評価の結果等を踏まえ、大学全体に係る目標・計画及び、学部・研究科とその他各部局における目標・計画を策定し実施する。毎年度自己点検・評価を行い、教育研究活動の改善・向上を図ることとしている。これら各部局の自己点検・評価活動を実施する組織として「部局別自己点検・評価委員会」を設置している。

これら自己点検・評価活動を中心とした教育・研究活動の検証と改善向上のためのプロセスの運営を行い、大学全体の内部質保証促進の中心的役割を担うとともに、各部局の内部質保証サイクルのマネジメントを行うため、「大東文化大学内部質保証委員会」（以下、「内部質保証委員会」という。）を設置している。内部質保証委員会は、内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行う役割も担っている。

内部質保証委員会の下に全学的観点の点検・評価を実施する組織として「大学自己点検・評価委員会」を置いている。この委員会は基準ごとに部会を設け、各部局の自己点検・評価結果を全学的観点として取りまとめ、「大東文化大学点検・評価報告書」（以下「点検・評価報告書」という。）を作成している。

また、外部評価委員会を設置し、自己点検・評価結果を基に毎年度第三者評価を行い、客観性を担保している（資料2-14【ウェブ】）。

本学の内部質保証システムを機能させるにあたっては、以下のような手続きにより PDCA サイクルを回している。内部質保証委員会は、自己点検・評価結果及び外部評価結果に基づき、改善事項をまとめ学長へ「提言」し、学長は「学長方針」として次年度の行動計画に反映させ

理事会へ報告する。法人に関する点検・評価結果による問題点などについては、内部質保証委員会で検証のうえ、理事会へ報告され法人の行動計画に反映されることになる。また、迅速な改善が必要な改善事項については、規定されている学内手続きにより取組みを推進させることとなっている。

個人レベルにおいては、教員は、大学の理念・目的、方針に基づいた教育・研究目標の達成に向けて、授業内容や授業方法等の向上に努め、FD・スタッフ・ディベロップメント（SD）活動への参加や学生による授業評価結果等を踏まえた教育活動、研究活動、社会活動等の適切性に関して、自己点検及び自己評価を行う（資料2-16 p1）。事務職員は、「人的資源管理の基本方針」に基づき、学園ヴィジョンと組織目標の達成に向けて仕事に取組み、事務職員人事制度により、業務に関する自己評価を行う。また、SD活動や研修への参加を通じて意欲や能力の向上に努め、所属上司は客観的かつ公平な人事評価を行う（資料2-46）。

なお、教職員個人レベルにおける取組みについて、内部質保証委員会は直接的に関与していないが、各部局の点検・評価の中で関連する項目、例えばFD、SDの実施状況などにより検証している。

「内部質保証に関する方針」は大学ホームページに掲載し学内外に公表されている（資料1-6【ウェブ】）。関連規程については、システム上での閲覧により共有している。

また、内部質保証委員会の委員長でもある内部質保証担当副学長は、毎月学部長会議において内部質保証の関連事項について報告を行うことによって、学内における情報の共有に努めている（資料2-18 p1）。

内部質保証に関する方針及び関連規程は、内部質保証の目的、全学内部質保証推進組織の権限・役割と部局との役割分担、教育の設計や改善・向上に向けたPDCAサイクルの運用プロセスを含め、内部質保証に関する大学の基本的な考え方及び手続を明示しており、適切であると判断する。

2-2 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

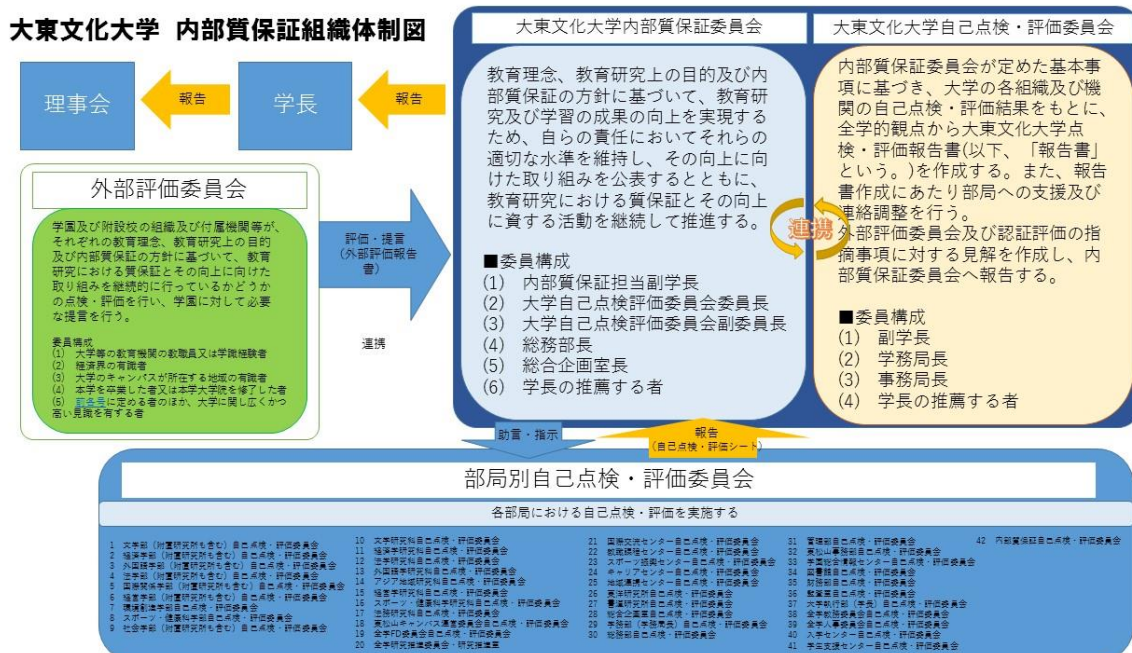
本学の点検・評価活動は、2001年度の相互評価から始まり、すでに20年が経過している。その間数度にわたり体制の見直しが図られた。直近では2020年度に内部質保証の方針と規程の見直しを行い、2021年度から新たな内部質保証体制となっており、2021年度末をもって新体制での年間の自己点検・評価サイクルが完了する。

2020年度までの内部質保証体制は、理事会の下に学園全体の内部質保証推進組織（学校法人大東文化学園内部質保証推進委員会）が設置され、大学及び大学以外の設置校（高校、幼稚園）が一体となった内部質保証体制となっていたが、2021年度より設置校の独自性に配慮するため設置校ごとに体制を整備することになり、大学の内部質保証体制から切り離れた。理事会へは年度末にそれぞれ点検・評価報告を行うこととなった。

また、以前の学校法人大東文化学園内部質保証推進委員会の構成は、学長をはじめとする各附設校の長、学務局長、事務局長、副学長、学部長、研究科委員長、センター所長など学園・大学等の役職者や、総合企画室長、学務部長、総務部長、財務部長など学園・大学事務部門の

管理職者、全学教務委員会委員長、全学研究推進委員会委員長、全学 FD 委員会委員長、全学人事委員会委員長などの全学的委員会の委員長及び企画調整委員会委員長をその構成員としていた。内部質保証推進組織の構成員が各部局における長であるため、各部局の自己点検・評価の実施及びその結果に基づく改善活動を行う主体と、全学的観点からの点検・評価及びその結果の検証の実施、改善への助言、提言等を行う主体が同一となり、内部質保証システムの PDCA サイクルが組織上明確になっていなかった。このことに対し 2019 年度外部評価委員会より指摘があったため、新たな大学全体の内部質保証推進組織である内部質保証委員会の構成は、(1)内部質保証担当副学長、(2)大学自己点検評価委員会委員長、(3)大学自己点検評価委員会副委員長、(4)総務部長、(5)総合企画室長、(6)学長の推薦する者とし、学長をはじめとする各部局長を極力構成員としないことによって、それぞれの役割を明確化した（資料 2-1 p2）。

本学の内部質保証推進組織に関する体制としては、次頁に示した組織体制図の通り「内部質保証委員会」「大学自己点検・評価委員会」「部局別自己点検・評価委員会」を設置している（資料 2-6,2-7,2-8）。



内部質保証委員会の所管事項としては、(1)大学全体の内部質保証に関する企画の立案、調査、自己点検・評価に関する基本方針、点検・評価項目及び点検・評価活動に関する事項、(2)部局等(学長をはじめとする大学執行部及び学長室、全学教務委員会・全学人事委員会・全学 FD 委員会・全学研究推進委員会などの全学的委員会組織、学部・学科及び研究科・専攻、学生支援センター・キャリアセンター・入学センター・国際交流センター・教職課程センター・地域連携センターなどのセンター組織、東洋研究所・書道研究所などの大学附置研究所、各事務部署。以下同じ。)の行う自己点検・評価活動の支援、連絡調整及び全学的観点の点検・評価結果の検証に関する事項、(3)自己点検・評価結果による大学の重点的行動計画(学長方針)に関する事項、(4)自己点検・評価による検証と評価結果を踏まえた次年度の大学の行動計画、改善方策等に関する事項、(5)大学の外部評価委員会による第三者評価に関する事項、(6)認証評価の受審に関する事項、(7)上記事項の情報の公開に関する事項、(8)その他、内部質保証委員会が必要と認めた事項について審議し、必要な措置を講じることとしている（資料 2-1 p2）。

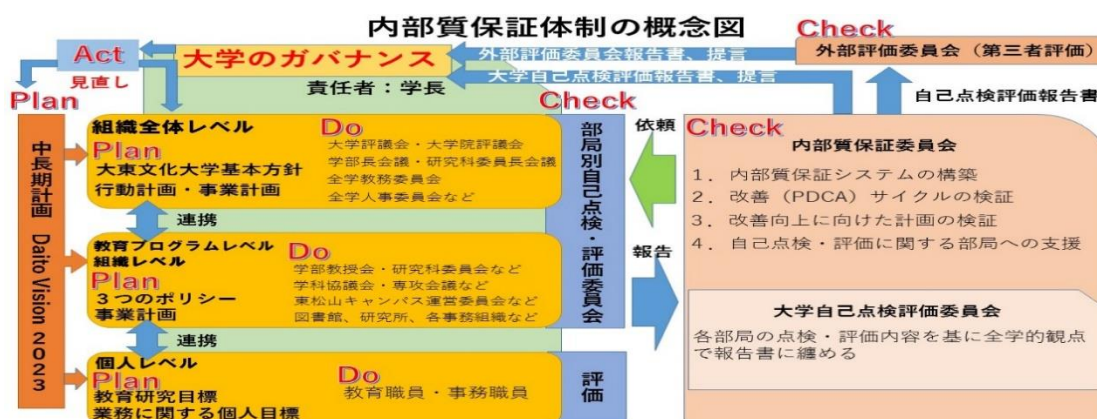
各部局においては、部局長が委員長となる部局別自己点検・評価委員会が設置され、内部質保証委員会が定めた方針に基づいて各部局における点検・評価活動を実施する（資料 2-19 p1）。部局別自己点検・評価委員会が実施した点検・評価活動の経過及び結果は「点検・評価シート（A 票）」及び「目標シート（B 票）」として内部質保証委員会に提出され、委員会の評価を受け、助言や改善指示などの所見が付されて各部局へフィードバックされるため、各部局では所見等に基づいた改善活動を行うことになる。さらに、部局別自己点検・評価委員会の点検・評価結果（点検・評価シート（A 票）及び目標シート（B 票））をもとに、大学・自己点検評価委員会（構成員：副学長、学務局長、事務局長、学長の推薦する者）が全学的観点から大東文化大学点検・評価報告書（以下、「点検・評価報告書」という。）を作成する。この「点検・評価報告書」をもとに内部質保証委員会は学長（執行部）へ提言を行う。また、点検・評価の結果については外部評価委員会による評価を受けることとしている。

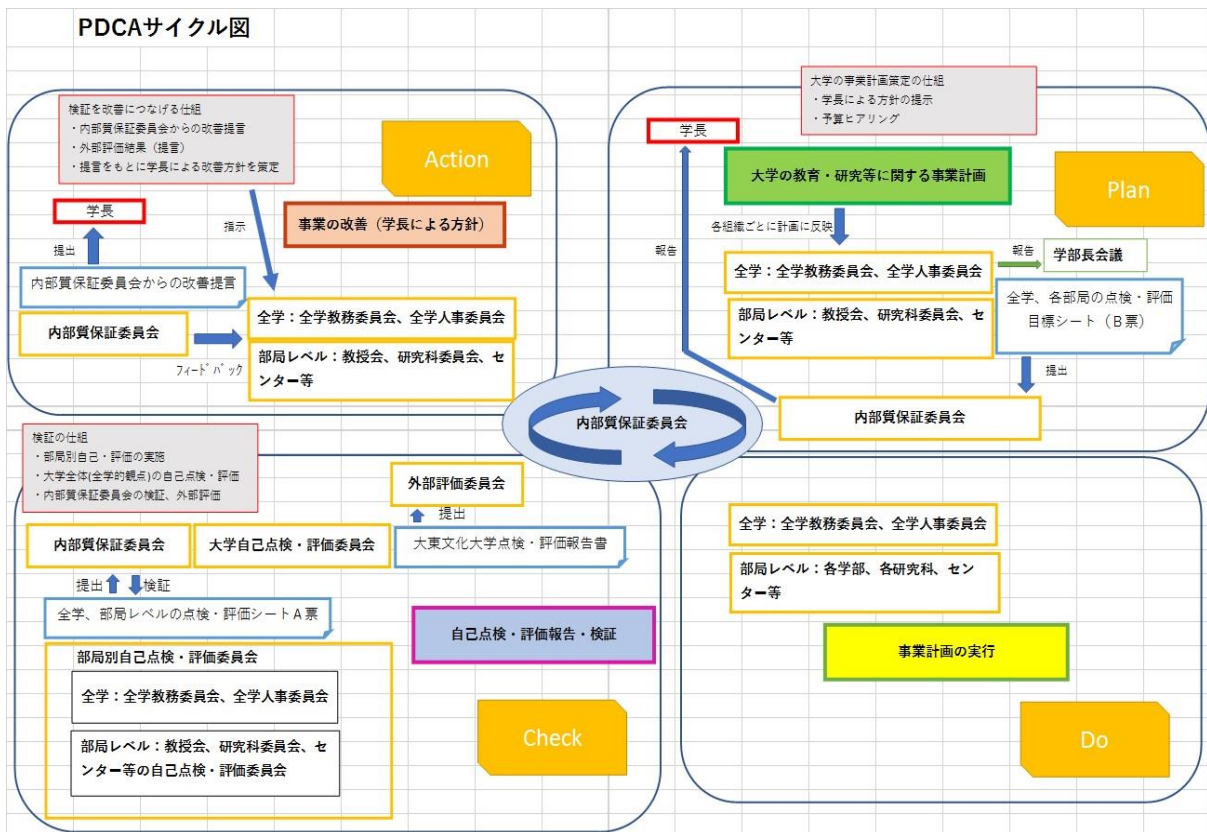
学長は内部質保証委員会及び外部評価委員会からの提言を踏まえ、改善方針を「学長方針」としてまとめ、次年度の行動計画として改善に繋げる（資料 2-20、2-21）。

なお、「学長方針」は「点検・評価報告書」、内部質保証委員会からの提言、外部評価委員会の評価結果とともに学部長会議を通じて各教授会や、大学評議会、大学院評議会、理事会に報告され、大学・学園全体で課題が共有される。全学的な課題については、全学的委員会組織（全学教務委員会、全学人事委員会、全学 FD 委員会、全学研究推進委員会等）で改善施策を検討し、その方針に基づいた施策を各部局が実施する。規程改正等の重要案件については、さらに全学的委員会組織から学部長会議を経て各教授会において審議され、大学評議会（大学院関連事項については大学院評議会）の議を経て、学長が最終決定する仕組みになっている。

個人レベルの内部質保証については、「大東文化大学 FD・SD 基本方針」に基づき実施されている。教員における教育活動の面では、主に全学 FD 委員会及び部局の FD 委員会が中心となって、全学、部局にそれぞれ適した FD 活動を行っている。研究活動の面では、新たに 2021 年度から、年度内に行った自身の研究活動を「大東文化大学研究活動等報告シート」に記載し所属長に提出することによって、点検・評価活動を行うこととなった（資料 2-22 p3）。事務職員については、人事委員会が主導して各種階層別研修や外部研修、通信制研修等を実施する。また、年度ごとに「自己評価・申告書」を部局長に提出し、部局長が人事評価書をもとに点検・評価を行っている（資料 2-17）。その他、毎年 8 月に全専任事務職員が出席する事務職員総会を通じて、事務部局における全学的な課題の共有を図っている（資料 2-23）。

以上の通り、本学の内部質保証の推進に責任を負う体制は内部質保証委員会を中心として整備されており、適切であると言える(下図)。





2-3 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

- 評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
- 評価の視点 2：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
- 評価の視点 3：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
- 評価の視点 4：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
- 評価の視点 5：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
- 評価の視点 6：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
- 評価の視点 7：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

大学、学部・学科、研究科・専攻の三つの方針については、2012年に策定されて後、数度に亘り見直しがされてきた。直近では2021年度から新たな大学、学部・学科、研究科・専攻の三つの方針が運用されている。三つの方針の見直しにあたっては、学校法人大東文化学園内部質保証推進委員会（以前の全学的内部質保証推進組織）の下にあった企画調整委員会（当時）にワーキンググループ（学修成果の可視化検討グループ）を設置し、ガイドライン（作成マニュアル）を作成した（資料 2-24 p2、1-9）。

三つの方針を起点とした教育活動の改善（教学マネジメント）を推進し、学修成果の可視化を進めるため、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を見直すことを全学的な改正の方針とし、学部・専攻等の学位プログラムにおいては、学位授与方針に「学修成果の可視化がで

きる能力」を具体的に明示すること、学位授与方針で設定した能力を学生に身に付けさせることができるような教育課程の編成・実施方針となっているか確認することを各部局に対して指示した（資料 1-9 学部 p2、大学院 p2）。また、具体的な作業ポイントとして、①学位授与方針については、現行の教育課程との関連を確認しながら、学修成果を測定できる、育成する能力が具体的にわかる形にする、②教育課程の編成・実施方針については、改正した学位授与方針で明示した能力を育成するために必要な「教育内容、教育方針、評価方法」になっているかを確認する、③学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を見直した後、学位授与方針と科目との紐づけを示すために、新たにカリキュラムマップを作成する、ことを明示した。

学士課程レベルにおいて、従前の学位授与方針は「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点で設定していたが、新たに「本学の建学の精神や理念に対する理解」を追加し4観点で設定し（博士前期(修士)課程・博士後期課程はカリキュラム上学際的な科目も多いため、本学の建学の精神、教育の理念の要素を既存の観点に含める形とした）、学士課程レベルについて、各観点の標題を文章体にすることによって、学生に理解・イメージしやすい形とした（従来の「知識・技能」を「豊かな教養と専門的知識及びそれを活用する技能」に、従来の「思考力・判断力・表現力」を「他者との共同による問題発見・解決能力と、それを支える思考・判断・表現力」に、従来の「主体的に学習に取り組む態度」を「自律的学習者として学び続け、社会に貢献する意欲と能力、社会の担い手としての使命感」とした）。

博士前期(修士)課程・博士後期課程研究科は、科目における内容範囲が広いため、各観点の文章化は行わないこととした。さらに、今までカリキュラムの方針が明らかではなかった全学共通科目や資格科目、留学生科目などについても、学位授与方針(DP)と同内容の方針に結びつく到達目標(AG)を設定することによって、大学のすべてのカリキュラムや科目が同じ DP に紐付けられるように、方針が明確となった。このことは将来 DP に沿った学修成果の可視化を行うにあたっての重要な布石とする予定である。

これらの見直し方針を策定後、まず学位課程ごとに大学全体の学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針の見直しを行い、その後、学部・学科、研究科・専攻、センターにおいて、学位授与の方針、教育課程の編成・実施方針の見直しを行ったが、その際には大学の方針との関連性を図るため、各方針の導入(リード)部分は統一した文言を使用するなどの配慮を行った。また、学生の受け入れ方針は、「大学入学センター試験」が「大学入学共通テスト」に名称変更となったことに伴う見直しを行った。各部局において新たに策定された三つの方針については、全学的な教学検討組織である全学教務委員会でもとめられ、大学評議会、大学院評議会の議を経て、学長が決定した（資料 4-15 p2、4-16 p3）。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施><全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み><学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

内部質保証活動の概要については上記 2-2 に記載した通りであるが、毎年度実施する学部・研究科等における具体的な自己点検・評価のプロセスについては以下の通りである（資料 2-19 p1、2-26）。まず内部質保証委員会が全学的な点検・評価活動に関する計画を策定し、前年度 3

月に全部局を対象とした点検・評価活動に関する説明会を実施する（2020年度、2021年度はCOVID-19の影響により、説明会に代えて動画の配信とした）。その後5月に、部局別自己点検・評価委員会により各部局の活動（前年度5月1日から当年度4月30日までが対象期間）についての点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会に提出する。具体的な各部局の点検・評価活動としては、大学基準協会の「評価の視点」に沿って、大学基準ごとに活動状況の点検・評価を行い、「点検・評価シート（A票）」に記入する（資料2-10,2-11）。その際、単に「評価の視点」に合った状態にあるかどうかだけではなく、そのエビデンスを示すことができるか、また、「評価の視点」に合った状態になっていない場合及びエビデンスを示すことができない場合はその理由を記載する。更に、長所・特色となる取り組みや改善すべき課題、活動をする上で大学への要望事項があれば記載し、基準ごとの自己評価をA～Dで付す。

点検の結果、今後改善すべき課題がある場合は、別途「目標シート（B票）」を作成し、課題の内容、改善計画と最終目標、年度ごとの評価指標を含むロードマップを設定する。更に、年度途中及び年度末に、その時点での課題解決の進捗状況を記載し、その結果によって、翌年度以降の計画の見直しを行う。

これら各部局で作成された「点検・評価シート（A票）」「目標シート（B票）」は内部質保証委員会に提出され、内部質保証委員会は「点検・評価シート（A票）」に評価を付して、8月に各部局に対してのフィードバックを行う。また、「目標シート（B票）」における各部局の進捗状況についても、別途年末に検証を行う。各部局は、「点検・評価シート（A票）」「目標シート（B票）」における点検内容及び内部質保証委員会の提言をもとに、次年度の改善に繋げる。

大学レベルにおける全学的観点としての自己点検・評価活動については、以下の通りとなる。内部質保証委員会の下に設置した大学自己点検・評価委員会において、各部局の点検・評価結果（「点検・評価シート（A票）」、「目標シート（B票）」）をもとに、大学基準ごとに全学的観点から「点検・評価報告書」を作成する（8月）。この報告書を基に内部質保証委員会は学長に対し提言を行い（10月）、学長はこの提言を受けて、次年度の重点改善課題を「学長方針」として決定するとともに、大学の中長期計画（「DAITO VISION 2023」）を踏まえた単年度計画である大学の「行動計画」にも反映して各部局に提示する。各部局は、大学の「行動計画」の提示を受け、それぞれ次年度の事業計画を策定する（11月）。ただ、現状では、各部局の事業計画と、各部局の自己点検・評価の結果による「目標シート（B票）」が、必ずしも連関しているとは言えないので、次年度以降の課題である。

また、客観性、透明性を担保するために、「点検・評価報告書」は、別途、外部評価委員会による検証・評価が行われ（11月～翌年2月）「外部評価委員会報告書」として、学園理事会に報告される（2月）（資料2-32 p1、2-14【ウェブ】）。

さらに、大学の将来ビジョンの施策の進捗について2018年度以降確認してこなかったため、各部局の施策がどのような状況か、2021年度6月に内部質保証委員会で進捗状況の確認を行った（資料2-33）。

以上のような形で、内部質保証委員会は、大学の内部質保証の中心的な責任組織として、各部局が策定する改善計画の進捗状況の検証を行うとともに、大学全体の内部質保証のマネジメントを担っている。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

自己点検・評価結果を改善に繋げた事例としては、2019年度に外部評価委員会から、教員評価制度や教員個人の自己点検の実施について提言を受けたことを受け、2020年度に学長室の下に「教員評価及び研究支援ワーキング」を設置し、全学的な教員評価と教員に対する研究支援の在り方について検討を行った。これまで教員評価については、制度として「学校法人大東文化学園職員研究教育活動顕彰規程」に規定されていたものの、詳細な選考基準等が定められておらず、実際には全く活用されていなかった。今回の検討により、具体的な運用基準を定めることによって、2021年度より本規程を活用した教員評価（優れた研究、教育、社会貢献活動を行った教員を顕彰する）を実施することになった（資料 2-34 p1）。また、教員に毎年度支給される一般研究費については、これまでは使用経費に関する証憑書類の提出は求めていたものの、研究成果についての報告等は求めていなかった。2021年度より、年度末に「研究活動等報告シート」の提出を求めることにより、研究活動等に関する自己点検の仕組みを構築し、併せて研究活動に関する支援内容を記載できるようになった（資料 2-16 p2）。

また、部局における取り組みとしては、国際関係学部において、授業評価アンケートや卒業時アンケート、GPAの結果などを分析することによって、カリキュラムの再編に活用している例や、大学院研究科・専攻における定員未充足への対応として定員の見直しが挙げられる（資料 2-35 p6、2-36 No.15）。

<行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応>

認証評価機関からの指摘事項は、全学的な内部質保証の推進組織である内部質保証委員会が迅速かつ適切に対応し、必要な措置を講じている。また、行政機関（文部科学省、厚生労働省等）からの指摘事項については、内部質保証委員会が関連部局と調整の上、適切に対応している。これらについては、大東文化大学内部質保証規程や内部質保証に関する方針において定められている。また、これら指摘事項への対応は、必要に応じて、関連する会議体に諮られている。

<点検・評価における客観性、妥当性の確保>

点検・評価における客観性、妥当性の確保のために、各部局の点検・評価結果（「点検・評価シート（A票）」）に対して、内部質保証委員会が所見を記入し、各部局にフィードバックを行っている。事例として教育学科及び中国言語学専攻の点検・評価シート A票を示す（資料 2-37 p9、2-38 p3）。

また、毎年「大学自己点検・評価報告書」をもとに、第三者機関である外部評価委員会が評価を行い、併せて学長（大学執行部）及び関連部局との意見交換会を実施し、外部評価委員会報告書にまとめることにより、より深い客観性を担保している（資料 2-39）。なお、外部評価委員会委員は、(1)大学等の教育機関の教職員又は学識経験者、(2)経済界の有識者、(3)大学のキャンパスが所在する地域の有識者、(4)本学を卒業した者又は本学大学院を修了した者、(5)前各号に定める者のほか、大学に関し広くかつ高い見識を有する者、と幅広い分野からの構成としており、多角的な視点での点検・評価が可能になっている（資料 2-9）。

< COVID-19 への対応 >

各部局が COVID-19 への対応に追われる中、自己点検・評価活動についてはスケジュールを調整し実施したが、部局の負担を軽減するためにも、部局の点検・評価報告書等の提出時期を例年より遅らせ、また 2020 年度点検・評価報告書は、記載する範囲を基準 4（教育課程・学習成果）及び基準 5（学生の受け入れ）に限定した。

その他、全学的な内部質保証関連会議においては、メールでの会議実施やオンラインによる参加も可能とするなど、対面で人が集まる機会を減らした。また、対面で行っていた自己点検・評価活動に関する説明会は動画配信へと切り替えた。これら例年と異なる方法を講じたが、各部局における点検・評価活動については適切に実施され、全学的な内部質保証の運営においても支障なく実施することができた。

また、大学基準協会からの通達「2021 年度の大学評価及び短期大学認証評価について」に基づき、基準 2（内部質保証）、基準 4（教育課程・学習成果）、基準 5（学生の受け入れ）、基準 7（学生支援）、基準 8（教育研究等環境）の 2021 年度点検・評価シートにおいて、COVID-19 への対応・対策の記述欄を設け、具体的に何を行ったのか把握できるようにした。事例として内部質保証委員会及び学生支援センターの点検・評価シート A 票を示す（資料 2-40 p2、2-41 p2）。

2021 年度からの内部質保証システムは、新たな体制で動き出したところであり、PDCA サイクルが適切に機能しているかについては今後検証していくことになる。現段階においては、本学は方針及び手続に基づき、内部質保証推進委員会を中心とした内部質保証システムを構築していると言える。

2-4 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

< 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 >

学校法人大東文化大学の社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現するために、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況について、大学ホームページにおいて公開している（資料 2-12【ウェブ】、1-17【ウェブ】、2-42【ウェブ】）。

ホームページにおける公開内容については、以下の通りである。

教育研究活動：学部・学科、研究科・専攻のウェブサイトにおいては、カリキュラム内容をはじめとする教授内容を公開している。国際交流センターのウェブサイトでは、留学・研修制度等について公開している。その他の教育研究活動は、「情報公開」サイトに集約されており、三つの方針、WEB シラバス、科目ナンバリング等その他、学生数、卒業者数、就職者数等の情報を公開している。研究活動については、教員情報サイトにおいて、各教員の著書・論文をはじめとした活動が公開されているが、2022 年度より、研究費を使用して行った当該年度の研究内容

についても公開する予定である。

自己点検・評価活動：本学の内部質保証体制とともに、年度ごとの「点検・評価報告書」「外部評価委員会報告書」をホームページ上で公開している。

財務情報：年度ごとの予算関連情報（資金収支予算書、事業活動収支予算書）、決算関連情報（資金収支計算書、活動区分収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（注記関係を含む）、監事による監査報告書、独立監査人による監査報告書）、その他関連資料（財産目録、資金収支・事業活動収支・貸借対照表の推移等）をホームページ上で公開している。

その他：認証評価結果及び設置認可関係書類を公開している。事業計画書・事業報告書、各会議体の議事録、各種規則やその他学園・大学に関する基本情報等、多岐にわたり情報をホームページ上で公開している。

<公表する情報の正確性、信頼性><公表する情報の適切な更新>

本学においては、情報公開について「学校法人大東文化学園情報公開規程」（根拠資料）に則って、適正に行っている（資料 2-48）。また、年度ごとの情報については、各会議体での承認や情報が更新された後、適切に更新されている。

本学では以上の通り、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると言える。

2-5 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

2-2 において記述したが、本学の内部質保証システムについては、2019 年度外部評価委員会より、PDCA サイクルを機能させるためには、内部質保証委員会を大学組織より独立した形の構成とし、内部監査的に大学諸活動への最終評価を行った方が機能する旨の提言を受けた。それまで内部質保証委員会は学長をはじめとする部局長から構成されていたが、この提言により、構成員から基本的に部局長を外すことによって、独立した形で検証・評価を行うことができる体制とした（資料 2-1）。

本学の内部質保証システムは、毎年度、部局別自己点検・評価委員会が中心となって行う点検・評価活動、大学自己点検・評価委員会が全学的観点から行う点検・評価活動、また、内部質保証委員会、外部評価委員会の改善提言と、学長が策定する学長指針による次年度からの改善活動により構築されている。

また、課題検討の際には、教学 IR 委員会が中心となって、IR 情報を提供している（資料 2-44）。なお、教学 IR 委員会の分析結果については「FACT BOOK」としてまとめられ、学内で共有されている（資料 2-47）。また、教育の質保証として学生一人一人の学習成果や教育プログラムにおける学習成果の把握を行ううえで、学内の各種データを収集し分析していくことにな

る。経営 IR 担当部署としては総合企画室があり理事会からの要望に対応している。今後は、内部質保証として教学 IR と経営 IR 機能の連携も必要になると認識している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について、毎年度点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているが、新しい体制による内部質保証システムが適切であるか、外部評価委員会の評価結果を待ち、検証していくことになる。

2. 長所・特色

全学を俯瞰した質保証について確認検討し内部質保証全体に対して責任を持つ内部質保証委員会と、大学自己点検・評価委員会、部局別自己点検・評価委員会がそれぞれ設置され、運営されている（資料 2-1 p1）。

大学基準協会の「大学基準」に基づき策定した各基準別の基本方針を策定し、この方針と前年度の自己点検・評価の結果等を踏まえ、全学に係る目標・計画、及び学部・研究科、その他各部局における目標・計画を策定し、自己点検・評価が組織的に行われ、改善に繋げている。これらの組織は 2020 年度に外部評価委員会からの指摘に基づき、Plan、Do、Action を行うガバナンスの機関と、Check を主として行う機関に、速やかに組織改編され、それぞれの役割がより明確となった。この第三者点検機関である外部評価委員会は、教育研究者、経済界、地域関係者等、幅広い委員から組織されている。また、内部質保証に関して行われている活動内容について、教員等に周知するため、学部長会議を通じて「内部質保証報告」を月 1 回ほどのペースで全専任教員向けに周知している（資料 2-18）。

これらの自己点検・評価結果は、ホームページで学内外に公表している。また、年度ごとの情報については、各会議体での承認や情報が更新された後、適切に更新されている。

2021 年からは、教員の教育研究活動について、「大東文化大学教育職員研究活動等報告シート」の提出を求めることになっており、自己点検・評価結果として提出される予定である。これにより、個々の教員に関する内部質保証も充実しつつある。

2020 年度の改善で特筆すべき事項は、学位授与方針(DP)、教育課程の編成・実施方針(CP)及び学生の受け入れ方針(AP)の改善であり、学位授与方針に合わせて教育課程が見直せるように、学修成果の可視化を行うことに焦点を当てた DP の見直しによって、大学全体の DP と各部局の DP を紐付け、カリキュラムとも紐付けられるように改編したことである。この改善によって、大学の建学の理念や教育の理念を DP に反映できるようになった。また、従来作成されていなかった全学共通科目や資格科目、留学生科目についても、科目ごとに DP との関連を表すことができるようになり、大学のすべての部局のカリキュラムについて、大学の DP ごとの分布の分析ができるように整備した。また、今後のカリキュラムの改善に利用できるように、提供することができた（資料 2-49）。

3. 問題点

DP の見直しを行ったことにより、カリキュラムツリー等の見直しと公開も行わなければならないが、未完成である。内部質保証の観点から改善の指摘をする必要がある。

また、本学としての学習成果の修得を図るための指標と測定方法の開発が遅れている。教育

の質保証と学生の質の保証を行うには、学習成果の獲得状況をどのような方法で把握していくのか、早急な対応が必要である。

自己点検・評価活動は、各部局に浸透してきたが、それを基に改善に繋げることは必ずしも良好とは限らない。大学の将来ビジョンを実現するため、大学全体も含めて各部局における改善・向上に向けた目標や計画の策定が定着するような内部質保証委員会の支援の仕方を工夫することも課題である。また、自己点検・評価の結果と各部局の事業計画が関連し、なおかつ予算積算においても反映できるようなシステムの構築が必要である。

大学の将来ビジョンを実現させるには、大学の教育研究活動とそれを支える財政の両輪を見ていく必要がある。IR 情報として、教育関連のデータと経営関連のデータをどのように関連させ分析していくか課題である。

4. 全体のまとめ

内部質保証システムを有効に機能させるための組織体制作りと、自己点検・評価活動を中心とした組織レベルの PDCA 及び個人レベルでの PDCA を回すため内部質保証の方針と規程を改正し、今年度より新しい体制でスタートしている。内部質保証委員会の役割の見直し等、内部質保証の PDCA サイクルを適切に回すための組織改革は行われてきた。

大学の中長期計画である「DAITO VISION 2023」を実現するためのアクションプランの検証や見直しを含め、各部局の教育研究活動について改善・向上が適切に進むように内部質保証委員会としてどのように関与していくかは、PDCA を回していくために重要な鍵となる。特に学習成果の可視化に関しては早急な対応が課題である。

また、自己点検・評価結果を「学長方針」として単年度計画の大学の行動計画に盛り込むことで各部局の教育研究活動の実質化を図り、着実に改善改革が進むように学長を中心とした大学組織の一体化が不可欠であろう。法人関連の自己点検・評価結果は理事会へ報告され、法人の行動計画に反映されることになっている。教学 IR と経営 IR の各種データに関してはどのように融合させていくかについても、質保証の観点から課題である。

この1-2年間は、これらの大学全体あるいは部局ごとの活動や改善行動が、内部質保証委員会・外部評価委員会の指摘を受けながら自発的に進められるような実質的な経験を積む必要がある。

第3章 教育研究組織

1. 現状説明

3-1 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学は、1923年設立の大東文化学院（旧制専門学校）を前身とし、1949年に新制大学へ移行、1953年に大東文化大学と改称して現在に至っている。「漢学振興と東西文化の融合」という建学の精神については、時代の変化に合わせて数次にわたり検証がなされてきた。2012年に発足した大学改革推進会議においては、建学の精神が本学の歴史と時代背景の中でどのように受け止められてきたか、その変遷を検証したうえ、「アジアから世界へー多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を大学の理念として再定義している。

新制大学移行時に1学部3専攻（日本文学・中国文学・政治経済学専攻）だった本学は、社会的要請に対応しつつ教育研究組織の改編を重ね、2021年4月現在、学士課程に9学部22学科（うち企業システム学科、環境創造学科は2016年度、2018年度より募集停止）、大学院に7研究科14専攻を擁するに至っている（資料3-1）。学士課程・大学院以外に、かつては専攻科として文学専攻科（日本文学専攻・中国学専攻・教育学専攻）と経済学専攻科（経済学専攻）を置いていたが、これらは2017年度をもって廃止した。大学院は基本的に学部の延長線上に位置づけられ、教育研究を担うのは学部所属（一部は大学付属機関である東洋研究所、書道研究所、教職課程センター、国際交流センター所属）の教員である。

学士課程は学部・学科ごとに、大学院は研究科・専攻ごとに、教育研究上の目的を学則に定め、それらの目的に沿った教育研究組織を編成している（大学基礎データ表1）。これらの課程は、東洋固有の文化の修得・伝承を主眼とするもの（文学部書道学科等）から、高度な言語運用能力・専門知識の養成を主眼とするもの（大学院外国語学研究科等）まで多様だが、幅広い教養と国際的視野を持ち、社会に貢献できる人材の育成を目指している点で、いずれも大学の理念に合致していると言える。

大学における学士課程・大学院以外の教育研究組織としては、8つの学部附置研究所、大学付属機関として本学の教育・研究を支える3つの機関（図書館、ビアトリクス・ポターTM資料館、北京事務所）、2つの研究所（東洋研究所、書道研究所）、ならびに7つのセンター（入学、学生支援、キャリア、教職課程、国際交流、スポーツ振興、地域連携）がある。また、法人組織として学園総合情報センター、大東文化歴史資料館（大東アーカイブス）も設置している（資料3-1）。これらの大学付属機関のうち、書道研究所は、書に関する研究調査に加え、国内最大規模の書道展（全国書道展）の開催、学内外での書道講座の実施、50年以上の歴史を持つ書道専門誌（『大東書道』）の発行などを通じて書芸術・書教育振興にも寄与しており、本学の理念・特色を活かした組織といえる（資料3-3、3-30）。また、教職課程センターは、大学の現行中長期計画（DAITO VISION 2023）の施策の一環として2016年4月に発足した比較的新しい組織であるが、教員養成に関わる研究に加え、教職セミナー等を通じた教職志望学生の支援、教員免許更新講習等を通じた現職教員の支援、教職以外の諸資格養成課程を希望する学生の支援な

ど、人材育成面でも成果を挙げている（資料 3-15）。

教育研究組織の適切性については、大学基本方針（教育研究組織の編制原理）や将来計画（中長期計画）などを踏まえ、大学執行部が自己点検・評価において検証している（2021 年度点検・評価シート（A 票））（資料 1-6、3-24）。以上のことから、大学の理念・目的と照らして、各組織の設置状況は適切といえる。ただし、定員充足率向上の観点から、2015 年度に大学院の改革ワーキンググループより提起された研究科の再編については、現在もその是非について検討中である。また、「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（2015 年 9 月）で財政再建の観点においても提起された学部・学科再編については、教育効果の質向上と効率的な構成とを熟考のうえ検討することが課題となっているが、入学定員管理の厳格化や東京 23 区の大学の定員抑制などもあって、具体的な改組の議論は進んでいない（資料 1-20 p7,p9）。

3-2 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教育研究組織の適切性については、年度ごとの自己点検・評価において検証している。より具体的には、部局別自己点検・評価委員会として、学長（執行部）が「大東文化大学基本方針(教育研究組織の編制原理)」、中長期計画(以下 DAITO VISION 2023 と記載)、学則・諸規程、大学基礎データ等に基づき、大学の理念・目的と諸組織の設置状況の整合性や法令要件及び基礎要件の充足状況をチェックしている(2021 年度点検・評価シート（A 票））（資料 1-6【ウェブ】、3-24、1-1 p4、1-2 p1、3-2～3-20）。また、毎年全学人事委員会が学科・専攻等ごとの大学設置基準に定められた教授数も確認しており、各部局が人事計画に反映できるようになっている（資料 3-25）。同様に教職課程に必要な専任教員数、教授数も教職課程センターを中心に毎年確認されており、各部局が人事計画に反映できるようになっている（資料 3-26）。これら点検・評価結果については、内部質保証委員会が確認し、必要があれば助言等も行っている。教育研究組織の適切性に関する検証結果は、大学全体の「点検・評価報告書」に記載され、課題等があれば、次年度以降の行動計画・事業計画に反映される。また、各教育研究組織及び事務組織は、毎年度、部局ごとに、教育研究活動の点検・評価結果をふまえつつ事業計画及び経過報告を作成しており、これを大学の事業計画及び事業報告として取りまとめ、理事会に提出している。学部、大学院等の学生数、教員数、教員一人当たりの学生数(ST 比)、卒業生数、学位授与数（修士、博士）等の基礎データについては、「学園の現況(冊子)」により情報共有されている（資料 3-27【ウェブ】）。

以上により、教育研究組織の適切性に関しては、根拠に基づく検証が定期的になされていると判断できる。

少子化や大学進学率の頭打ち傾向が顕在化するなか、学生募集環境は長期的に厳しさを増してきている。DAITO VISION 2023 にもある通り、この状況を打開するため、社会的ニーズや受験生の志向を意識した学部・学科編成の転換が必要とされる。以上の認識の下、2018 年度に新たに 3 学科（文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科）を設置し、環境創造学部環境創造学科は 2018 年度から募集を停止した。その他、経営学部の 1

学部 1 学科体制への移行(2016 年度実施)、文学部中国学科の同中国文学科への名称変更(2017 年度実施)、入試状況に基づいた学科定員の変更(総定員の変更なし)(2017 年度実施)を行っている(大学基礎データ表 2)。更なる学部・学科の再編等については、大学改革推進会議での検討を経て、DAITO VISION 2023 でも言及されているが、現段階では成案に至っていない。

研究科再編を含む大学院の改革については、大学院研究科委員長会議の下に設置された大学院改革ワーキンググループの答申(2016 年 3 月)などに基づきつつ、現在検討を行っている(資料 3-28)。

教育研究組織の適切性を点検・評価するときの根拠資料として、現在は、学生数・教員数・ST 比、卒業生数、学位授与数等の基礎データを用いているが、今後については、財務資料等も総合して分析した IR 情報の整備も望まれる。

教育研究組織に関する自己点検・評価結果の問題点や、認証評価の提言に対して取り組む事項などがあれば、年度末に内部質保証委員会の検証を経て学長(大学執行部)へ提言として提出され、この提言を基に学長方針が作成される。この学長方針は、学部長会議で大学全体の現状として報告され、次年度の行動計画として改善に繋がられる。

このことにより、内部質保証として組織レベルでの恒常的保証を担保し、PDCA サイクルが機能するためのシステムは構築されている。

2. 長所・特色

本学は、1. で述べた建学の精神と教育の理念に基づき、多様な教育研究機関(2021 年 4 月現在で学部 9、研究科 7、付属機関 22)を擁している。これらのうち、文学部書道学科・文学研究科書道学専攻は国内で書道学の学位を授与する数少ない教育機関として、また、書道研究所は国内大学で唯一の書道専門研究機関として、本学の理念・特色を活かした組織といえる(資料 3-29【ウェブ】、3-30【ウェブ】)。これら書道関係の組織を含む学内 9 機関によって企画された学際研究事業(漢学・書道の学際的研究拠点形成による「東洋人の”道”」研究教育の推進)は、2018~20 年度に私立大学研究ブランディング事業にも採択され、大学創立 100 周年(2023 年)に向けた記念事業にも引き継がれている(資料 3-31)。

本学は、建学以来の伝統を継承しつつも、社会状況の変化に対応すべく、教育研究組織の改編を繰り返し実行してきた。直近の例としては、現行中長期計画(DAITO VISION 2023)に基づくスポーツ・健康科学部看護学科、文学部歴史文化学科、社会学部社会学科の開設(2018 年 4 月)が挙げられる。開設前年(2017 年度)に比べると、開設後 4 ヶ年(2018~21 年度)平均の志願者倍率(志願者総数/入学定員)は増加しており、学部・学科新設が学生募集環境改善に寄与したことがうかがえる(資料 3-32)。

3. 問題点

定員充足率向上の観点から、研究科再編を含む大学院改革に関する提言が大学院の改革検討委員会・改革ワーキンググループ等から出されており、早急に検討すべき課題となっている。また、社会的要請への対応や財政的観点から学園より提起された学部・学科再編についても、財務面も含む IR 情報を整備しつつ、中長期的に検討する必要がある。

4. 全体のまとめ

学部・研究科・研究所等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切に設置されている。中長期計画(DAITO VISION 2023)における提言のうち、教職課程センターの設置(2016年4月)、学部・学科新設(2018年4月)等は実行に移され、一定の成果を挙げてきた。一方、研究科再編を含む大学院改革、学部・学科の更なる再編については実現には至っていない。これら課題については、今後再検討を行う。

これまで培ってきた建学の精神と理念に基づく教育を堅持しつつ、本学を取り巻く状況の変化に即応できるよう、全学的な取り組みを続ける必要がある。

第4章 教育課程・学習成果

1. 現状説明

4-1 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定(授与する学位ごと)及び公表

本学は、建学の精神と理念にもとづき、全学のディプロマポリシー（以下、「DP」という。）を踏まえたうえで、すべての学部・学科、研究科・専攻でDPを策定している。それぞれの学部・学科、研究科・専攻は、教育研究上の目的にあわせて、DP策定のための基本方針を定め、修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明示している（資料1-1 p4、1-2 p1、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】）。

2018年度に、中央教育審議会大学教育部会の「三つの方針の策定運用に関するガイドライン」（2016年3月31日）を踏まえ、全学的基本方針として、「三つの方針策定のガイドライン」「三つの方針の見直し等について」を定め、学部(学科)、研究科(専攻)において三つの方針の見直しを行い、各教授会、研究科委員会を経て、大学評議会、大学院評議会で承認され、公表に至っている。

2020年度には、学修成果の可視化を念頭に、内部質保証推進委員会を通じて、企画調整委員会（当時）の下に置いた「学修成果の可視化検討グループ」が中心となって、全学的基本方針としてガイドライン（マニュアル）を作成し内部質保証推進委員会で承認された（資料1-9、2-24 p2、4-9 p2）。このガイドライン（マニュアル）に基づいて全学教務委員会から（文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科を除いて）全学部・研究科へ依頼し、DP見直しとカリキュラムマップ作成の作業を行った（資料4-10 p1、4-11 p1）。ガイドライン（マニュアル）では従来の分類項目「知識・技能」を「豊かな教養と専門的知識及びそれを活用する技能」に「思考力・判断力・表現力」を「他者との共同による問題発見・解決能力と、それを支える思考・判断・表現力」に「主体的に学習に取り組む態度」を「自律的学習者として学び続け、社会に貢献する意欲と能力、社会の担い手としての使命感」に変更し、さらに「本学の建学の精神や本学の理念に対する理解」という項目を加えた。また、学部・学科にまたがる全学共通科目、教職課程センター科目、国際交流センター科目、副専攻科目にもAG（到達目標）を設定している。

新しく策定したDPは、各教授会、研究科委員会を経て、大学評議会、大学院評議会で承認され、公表に至っている（資料1-6【ウェブ】、4-15、4-16 p3）。

また、学習成果を測定するための指標の開発を進めるために、学科を設置してから完成年度を迎えていない（文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科を除いて）カリキュラムマップを作成した。この3学科のカリキュラムマップは、今年度中に作成する予定である。

なお、各学部・学科及び研究科・専攻のDPは本学ホームページ等に全て公表され、各学部・学科、研究科・専攻の履修ガイダンス等で説明がなされている（基礎要件確認シート7）（資料1-6【ウェブ】）。

学位授与方針はすべての学部・学科、研究科・専攻及びセンター等で策定しており、大学の理念・目的とも関連しており、その内容は適切である。公表に関しても簡単に参照できる方法

としてホームページにより公表していることから、適切であると判断できる。

4-2 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学は、建学の精神と理念にもとづき、全学のカリキュラム・ポリシー（以下、「CP」という。）を踏まえたうえで、すべての学部・学科、研究科・専攻等でCPを策定している（資料1-6【ウェブ】）。前項4-1で述べたように、2020年度、DP及びCPについて見直しを行った。

それぞれの学部・学科、研究科・専攻は、教育研究上の目的にあわせて、CPが定められ、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業区分、授業形態、教育の基本的な考え方を明確にしている。CPと、教育課程は整合性を有している。CPとDPとの関連性を明確にするために、各学部・学科、研究科・専攻でCPに基づいて設定された科目とDPで定められた科目との対応関係を示したカリキュラムマップを作成した（資料4-12【ウェブ】）。

以下に、例示としてDPとCPの関連を示す。

<学位授与方針>（国際関係学科）

国際関係学科は、卒業に必要な単位を取得し、以下に示すような能力を備えていると認められる学生に、卒業の認定を行い、学士（国際関係）の学位を授与する。

1 豊かな教養と専門的知識及びそれを活用する技能

(1) アジア諸地域の歴史・政治・経済・社会・芸術・文化に関する基本的かつ広範な知識を修得している。

(2) 異文化への理解を基礎に、特定の専攻分野に関する専門的知識を修得している。

(3) 教育研究上の目標の実現に相応しい英語及びアジア言語の運用能力（コミュニケーション能力）を有している。

2 他者との共同による問題発見・解決能力と、それを支える思考・判断・表現力

(1) 卒業論文等において、問題の発見・設定からその解決方法の提示にいたる一連の研究に取り組み、一定の成果をあげている。

(2) 幅広い技術を活用して、さまざまな問題の発見・解決に必要な情報を収集・整理・分析できる。

(3) リテラシーと批判精神を備えた文章表現や口頭表現、ディスカッションができる。

3 自律的学習者として学び続け、社会に貢献する意欲と能力、社会の担い手としての使命感

(1) 生涯学習を視野に、専攻分野の学びをキャリア形成に役立てるために主体的かつ計画的に行動することができる。

(2) 地域社会の一員としての倫理観と責任感をもって、背景や意見の異なる他者と協調・協働して問題解決にあたることができる。

4 本学の建学の精神と理念に対する理解

(1) 異文化理解や専攻分野に関する専門的知識を基礎に、国際社会に生起する諸事象を多面的に考察し、自らの意見を論理的に構成することができる。

(2) 国際社会の一員として、現代世界の諸問題と持続的に向き合い、多文化共生社会の実現に向けて行動する意欲を有している。

<教育課程の編成・実施方針> (国際関係学科)

国際関係学科は、卒業認定・学位授与方針に掲げる能力を修得させるために、以下のような内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。

1 教育内容

(1) アジア諸地域に関する基本的な知識を修得させるため、国際関係論を必修科目とし、東アジア、東南アジア、南アジア、西アジアの4地域の地域研究科目10科目20単位以上を選択必修とする。

(2) アジア地域や異文化に関する学修を、特定の専攻分野の選択やキャリア形成につなげるために、「国際協力・多文化共生」「国際ビジネス」「異文化理解」の三つのクラスター(科目群)を設置する。

(3) 外国語によるコミュニケーション能力を修得させるため、「Global English」(1年次必修)と言語文化講座(8言語)を開設し、現地研修や海外留学の奨励、各種検定の単位認定制度等によって外国語学習を支援する。

(4) 諸課題の解決に必要な情報の収集・整理・分析、報告や討論の技術を実践的に学ばせるために、1年次のチュートリアル、2年次の基幹演習Ⅰ・Ⅱを必修科目として開設する。

(5) 専門演習(3年次)と卒業論文演習(4年次)を必修科目とし、4年間の学びの集大成としての卒業論文の作成に取り組ませる。

(6) 特定の専攻分野の学びをキャリア形成に役立てるために、クラスター科目に加え、より実践的な「企業と雇用」「インターンシップ準備講座」等を開設する。

(7) アジア理解の基礎となる幅広い教養を培うために、全学共通科目と外国語科目(ドイツ語・フランス語)を選択科目として配置する。

2 教育方法

(1) 国際社会に生起する諸事象を多面的に考察する力をつけるために、地域研究科目やクラスター科目等においても、課題解決型学習(PBL・TBL)やフィールドワーク、ワークショップ等を活用した主体的な学び(アクティブラーニング)の場を提供する。

(2) 社会人として必要とされる責任感や倫理観、チームワークやリーダーシップ等のジェネリックスキルを習得させるために、DACIX(Daito Asian Communication Index)制度により「学生による企画・実行・参加型の活動」や国内外におけるボランティア活動を奨励する。

(3) 多文化共生社会の実現に向けた意欲や行動力を涵養するために、「国際協力・多文化共生」をクラスターに配置し、また「現地研修」や「インターンシップ・イン・アジア」「留学」等により現地体験型学習を推奨する。

3 評価方法

(1) 学位授与方針(DP)に掲げられた各種能力は、単位取得状況及びGPA、卒業論文審査、各種資格や検定等の取得状況、その他をもって、多角的かつ総合的に評価する。

(2) 学位授与方針(DP)に掲げられた各種能力の評価のため、学部のアセスメント(卒業時アンケートなど)や外部のアセスメント、学生ポートフォリオなどを活用する。

DP1. (1) (2) (3) → CP1. (1) (2) (3) (7)、CP2. (3)

DP2. (1) (2) (3) → CP1. (4) (5)、CP2. (1)

DP3. (1) (2) → CP1. (6)、CP2. (2)

DP4. (1) (2) → CP1. (1) (2) (3) (7)、CP2. (3)

<学位授与方針>（経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程）

経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程は、建学の精神に基づく教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、専門分野に関する次のような高度な能力を身につけ、修士論文が審査のうえ合格と認められた学生に修士（経営学）の学位を授与する。

1（1）経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野で、高度な専門的業務に従事するために必要な専門知識や能力を身につけている。

1（2）経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野にまたがる幅広く深い知識を身につけ、マネジメントに関わる諸問題に対処することができる。

2（1）経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野で、身につけた専門知識を用いて実社会の状況を的確に分析できる。

2（2）経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野で、自らが設定したテーマに関し、幅広い専門知識に基づいて論文にまとめ、それを発表できる能力を身につけている。

3（1）建学の精神を踏まえ、多様性の考え方を尊重しつつ、専門的職業人として実践能力を発揮し、多角的な視点からビジネス上の様々な課題を発見し解決することができる。

<教育課程の編成・実施方針>（経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程）

経営学研究科経営学専攻博士課程前期課程は、修了認定・学位授与方針に掲げる能力を修得させるために、以下のような内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。

1.教育内容

（1）経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野から専門分野を選択し、専門性が求められる職業を遂行するための能力を育成する。

（2）初年度に、経営学研究のための文献・資料収集の方法、プレゼンテーションの技術、論文の書き方などを指導する「経営学研究の基本技法」を基礎講義科目として配置している。また、昼開講、夜間・土曜開講、いずれにも対応ができるような科目配置を行っている。

（3）研究科全体が、各院生の論文の方向性や執筆状況についての情報を共有し、常に質の高い論文完成に向けた指導を行う。

2.教育方法

（1）研究指導科目等の少人数科目を活用し、活発な議論を展開する教育を実施する。

3.評価方法

（1）学位授与方針で掲げられた能力の評価は、単位取得状況、授業受講状況、学位論文等の結果によって行う。

（2）2年間の総括的な学修成果として、複数教員による論文指導と共に研究科全体での論文評価を行う。

【博士課程前期課程】

DP1.（1）→CP1.（1）（2）（3）

DP1.（2）→CP1.（1）（2）（3）、CP2.（1）

DP2.（1）→CP1.（1）（2）（3）、CP2.（1）

DP2.（2）→CP1.（3）、CP2.（1）、CP3.（1）（2）

DP3. (1) →CP2. (1)、CP3. (1)(2)

<学位授与方針> (経営学研究科経営学専攻博士課程後期課程)

経営学研究科経営学専攻博士課程後期課程は、建学の精神に基づく教育目標に定める人材を育成するため、所定の期間在学し、所定の単位を修得し、専門分野に関する次のような高度な能力を身につけ、博士論文が審査のうえ合格と認められた学生に博士(経営学)の学位を授与する。

1. (1) 経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野にまたがる幅広く深い知識、また各分野での高度な専門知識を身につけ、それを応用して経営の諸問題を解決できる。
1. (2) 経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野で、より高度な専門的業務に従事するために必要な専門知識や能力を身につけている。
2. (1) 経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野で、研究成果を学術的な研究としてまとめ、それを発表できる能力を身につけ、研究者として自立して研究活動を行うことができる。
2. (2) 経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野で、身につけた専門知識を用いて実社会の状況を的確に分析し、新たな視点で課題に取り組むことができる。
- 3 (1) 建学の精神を踏まえ、多様性の考え方を尊重しつつ、高度な専門知識を有する研究者として、多角的な視点からビジネス上の様々な課題を発見し解決することを通じて、積極的に社会に貢献することができる。

<教育課程の編成・実施方針> (経営学研究科経営学専攻博士課程後期課程)

経営学研究科経営学専攻博士課程後期課程は、修了認定・学位授与方針に掲げる能力を修得させるために、以下のような内容、方法、評価の方針に基づき、教育課程を編成する。

1.教育内容

- (1) 経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野から専門分野を選択し、より高度な専門的知識や能力を育成する。
- (2) 伝統的な経営学の領域だけでなく、国際化やICT化の進展の中でその重要性が認識されてきた新しい経営学の領域にも踏み込んで、学際的な視点から教育する。
- (3) 博士論文完成までの各段階で条件を設定すると共に、研究科全体が、逐次、研究内容及び進捗状況を確認することで、より質の高い論文完成に向けた指導を行う。

2.教育方法

- (1) 研究指導科目等の少人数科目を積極的に活用し、活発な議論を展開する教育を実施する。
- (2) 同じ研究テーマに取り組む研究者及び実務家との共同研究を推奨する。

3.評価方法

- (1) 学位授与方針で掲げられた能力の評価は、単位取得状況、授業受講状況、学位論文等の結果によって行う。
- (2) 複数教員による論文指導と共に研究科全体で、博士論文完成までの各段階に設けられた条件をクリアしていることを確認し、その都度、論文内容の評価を行う。

【博士課程後期課程】

DP1. (1)(2) →CP1. (1)(2)(3)

DP2. (1) →CP1. (1)(2)(3)、CP2. (1)(2)

DP2. (2) →CP1. (2)、CP2. (1)(2)、CP3. (1)(2)

DP3. (1) →CP1. (2)、CP2. (1)(2)、CP3. (1)(2)

全ての学部、研究科等の教育課程の編成・実施方針はホームページに掲載している。

また、学部、研究科等の部局別自己点検・評価委員会では、毎年度自己点検・評価を行っており、三つの方針を確認、検証している（資料 2-10）。その点検・評価結果は内部質保証委員会が全て検証し、問題があれば助言等を行うことになっている。

以上のことにより、授与する学位ごとの CP の設定、及び公表は適切であると判断する。

4-3 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（学士）
- ・教養教育と専門教育の適切な配慮（学士）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（修士、博士）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

《学士課程の教育課程》

本学の学士課程の教育課程は、CP にもとづいて順次性と体系性に配慮し、主に基礎教育科目、全学共通科目、専門教育科目の 3つの科目群から構成されている（資料 1-6【ウェブ】）。

各学部・学科は、CP に基づいた教育課程を編成し、授業科目を開設し、恒常的質保証を踏まえ各学部・学科の教務委員会等がカリキュラムの検証を行っている。

基礎教育科目は、東松山キャンパスで開講されている全学部共通の科目群（主としてフランス語、中国語等の外国語科目）と、学部・学科が独自に編成した専門教育を受けるのに不可欠の科目群から構成される。

全学共通科目は、東松山キャンパスで学ぶ全学部の主に 1、2 年生を対象に、大学生として豊かな教養と高い倫理性を備えた人間を育成することを目指した科目群である。

専門教育科目は、学部・学科がそれぞれの教育目標を達成するために CP に基づいて、独自に編成した科目群である。

文学部、経済学部、外国語学部、法学部、経営学部、社会学部の 1、2 年生は主に東松山キャンパスで基礎教育科目を履修し、3、4 年生は板橋キャンパスで専門教育科目を履修している。国際関係学部、スポーツ・健康科学部は、1 年生～4 年生まで東松山キャンパスで学ぶため全授業科目を 1 年次～4 年次まで東松山キャンパスで開講している。

いずれの科目も順次性と体系性に配慮して配当年次が定められ、科目区分として、必修科目・

選択必修科目・選択科目・自由科目が定められている（資料 1-10-1 p3,p30,p39,p55,p65,p78,p88、1-10-2 p26,p34、1-10-3 p19、1-10-4 p12、1-10-5 p27、1-10-6 p2、1-10-7 p19,p49,p51,p75,p95、1-10-8 p30）。学部の授業期間は前期、後期の 2 学期制で設定されているが、スポーツ・健康科学部看護学科と教職課程においては、4 学期制として設定されている。

順次性と体系性を担保するために全ての学部、研究科において、科目ナンバリングの作成に取り組み、ホームページへも公表してきた（資料 4-13【ウェブ】）。また、文学部や法学部などは、学生の履修目的に応じて参考となる履修モデルや履修マップを作成し、履修の手引きに掲載している（資料 4-14）。

2017 年度にカリキュラムツリーを作成しホームページに公表しているが、項目 4-1 で述べたように 2020 年度に（文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科を除く）全学部・学科、研究科・専攻の DP の見直しを実施しているため、順次性と体系性を分かりやすく示した新しいカリキュラムツリーを作成する必要がある。なお、2020 年度に作成したカリキュラムマップは、ホームページへ公表している（資料 4-12【ウェブ】）。

特徴あるカリキュラムの編成の例として、社会学部では、学生が学ぶ領域を現代社会で活かせる 3 つの専門コースとして「多文化と共生コース」「都市と地域コース」「メディアと情報コース」が用意されている。2 年次から専門性を重視し、より明確に将来に合ったコースを選択することになる（資料 1-10-8 p21）。その他、外国語学部中国語学科では、2 年次から「中国語・社会（ビジネス）コース」「中国語・言語（通訳翻訳コース）」、英語学科では入学時に「英語コース」「ヨーロッパ 2 言語コース」を選択、経営学部では 2 年次に「経営コース」「会計コース」「知識情報コース」「マーケティングコース」のコースを選択することになっている（資料 1-10-3 p48、1-10-6 p15）。

各学部・学科は、それぞれの CP に基づき、カリキュラム編成において当該学部の専門分野の順次性、体系性に配慮した授業科目を配置している。

例えば、国際関係学部は、アジア諸地域に関する基本的な知識を修得させるため、国際関係論（国際関係学科）または比較文化論（国際文化学科）を 1 年次の必修科目とし、4 つの地域ごとの地域研究科目を基本的に 1 年次から開設している（CP1.(1)）。アジア地域や異文化に関する学修を、特定の専攻分野の選択やキャリア形成につなげるため、「国際協力・多文化共生」「国際ビジネス」「異文化理解」の三つのクラスター（科目群）を設置している（CP1.(2)）。外国語によるコミュニケーション能力を修得させるため、「Global English」（1 年次必修）と言語文化講座（8 言語）を開設し、現地研修や海外留学の奨励、各種検定の単位認定制度等によって外国語学習を支援している（CP1.(3)）。諸課題の解決に必要な情報の収集・整理・分析、報告や討論の技術を実践的に学ばせるために、1 年次の「チュートリアル」、2 年次の「基幹演習 I・II」を必修科目として開設している（CP1.(4)）。「専門演習」（3 年次）と「卒業論文演習」（4 年次）を必修科目として、卒業論文の作成に取り組ませている（CP1.(5)）。特定の専攻分野の学びをキャリア形成に役立てるために、クラスター科目に加え、より実践的な「企業と雇用」・「インターンシップ準備講座」等を開設している（CP1.(6)）。アジア理解の基礎となる幅広い教養を培うために、全学共通科目と外国語科目（ドイツ語・フランス語）を選択科目として配置している（CP1.(7)）（資料 1-10-5 p6,p27）。

また、2019 年度より本学の「建学の精神」と「教育の理念」にもとづき、本学の学生として

修得すべき能力と人格(「大東学士力」)を培うために、全学共通科目の中から「DAITO BASIS」科目を指定し、履修の手引きで履修することを推奨している(資料 1-10-1 p20、1-10-2 p16、1-10-3 p42、1-10-4 p27、1-10-5 p13、1-10-6 p11、1-10-7 p20、1-10-8 p28)。

「大東学士力」

- (1) 地球的規模の視野と感覚を持ち、異文化への理解力・共感力、コミュニケーション能力を持ち、諸問題の解決に貢献できる。
- (2) 豊かな人間的教養と高度な専門的知識・技術を持ち、現代社会の諸問題にチャレンジできる。
- (3) 修得した専門的知識と技能を使って、社会の中核・中堅として、その発展に貢献する意欲と能力を持っている。
- (4) 自分の意見を持ち、それを適切に表現し、他者と協力・共同する能力を持っている。
- (5) 大東人として、また人間としての誇りと自信、社会の担い手としての強い使命感・モラルを持ち、行動できる。

具体的には、全学部・学科共通の科目(芸術学(書道入門、書道中級)、自己・人間を見つめる(論語A・B)、キャリアデザインA(キャリアと教育)など)と、学部・学科で独自に設定した科目(総合英語A、総合英語Bなど)があり、本学の特色ある教育として、各学部・学科のカリキュラムの中に組み込まれ、多くの学生が履修している。

本学は「大東文化大学将来基本計画 DAITO VISION 2023」(以下、「DAITO VISION 2023」という。)の中で、「主体的な学びにより、大東学士力を育てる『教育の大東』を実現する」という目標をたて具体的諸策を設定している。その中の教育課程に関することを以下に示す。

学士課程においては、初年次教育、高大接続に配慮した授業の強化を重要視している。例えば、文学部歴史文化学科では「歴史文化学入門A・B」、法学部政治学科では「入門演習A・B」という授業を1年次に配置しており(資料 4-57)、これら基礎演習系の授業は、ほぼ全ての学部で導入されている。また、全学共通科目には「自己・人間をみつめる」という科目名で、「現代の大学」、「文章の書き方」、「大学生のための文章表現入門」等の内容を設置し、高大接続に配慮した内容を授業科目に取り入れている(資料 4-66)。

また、キャリア教育の拡充についても重視している。例えば、全学共通科目では「キャリアデザインA(キャリアと教育)」、「キャリアデザインB(しごと・能力・ライフデザイン)」を、経済学部では「キャリア特別講座(日本の企業社会A・B)」、「ビジネス・コンピュータ講座(文書・プレゼンスキルA・B)(論理思考・データ処理スキルA・B)」、国際関係学部では「問題解決学入門」、「ホスピタリティ・マネージメント」、「旅行産業論」、「世界遺産講座」、経営学部では「企業と経営者A・B」、スポーツ・健康科学部健康学科では「健康科学特別演習」を開講している(資料 4-67、4-58)。

さらに、社会的及び職業的自立を育成する教育として、インターシップ科目、実習科目を置いている。例えば、法学部政治学科では「政治学インターンシップA・B・C・D」、国際関係学部では「企業と雇用」「インターンシップ・イン・アジア」、社会学部では「インターンシップ」、

スポーツ・健康科学部看護学科では「看護学臨地実習」を行っている(資料 4-59、4-60)。教職課程が置かれている学科では、「教育実習」が配置されている。教職課程センターには、「特別インターンシップ 1」と、地域社会と連携した「特別インターンシップ 2」等がある。(資料 4-1 p23)

加えて、英語教育・多言語教育、日本語教育の充実も掲げている。社会学部では国際的コミュニケーション能力を高めるため、「実用コミュニケーション英語 1・2・3・4」が実施されており(資料 4-17)、ネイティブ教員による「総合中国語 2A(会話)」を全学共通科目として開講している(資料 4-18)。また、国際交流センターでは外国人留学生の日本語能力を高めるため、3つのコース制(活動コース、内容コース、言語コース(発展))を設定しており、各学科では教育課程に応じて、取り入れている(資料 4-64)。

《修士課程・博士課程の教育課程》

本学大学院は、調査・分析の方法や論文執筆指導という大学院における研究指導の幹たる演習科目であるリサーチワークと、研究に必要な各分野における専門あるいは予備知識を体系的に身につけることを目的とするコースワーク(講義科目)が機能的に組み合わされた教育課程に編成されている(資料 4-19)。

例えば、経営学研究科博士課程前期課程では、経営、商学、情報及び会計分野の専門家である教員が研究指導科目を担当する研究指導體制を敷いている(リサーチワーク)とともに、それを支える専門講義科目を豊富に配置している(コースワーク)。コースワークとしての講義科目は専門と基礎に構造化されている。専門講義科目は研究指導を補完するものであり、基礎講義科目は、大学院生としての自覚を深め、自主的な研究態度を確立するために経営学研究のための文献の調査方法、整理方法、活用方法、収集方法の基礎を学ぶとともに、様々な分野における問題意識醸成の方法、論点整理の方法、リサーチクエスチョン設定やプレゼンテーションの技術、論文の書き方などを指導する。

経営学研究科博士課程前期課程においては、学生に経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野から専門分野を選択させ、専門性が求められる職業を遂行するための能力を育成する(CP1.(1))。選択した専門分野に基づき、学生はリサーチワークとしての研究指導科目である「経営学研究指導」、「会計学研究指導」、「マーケティング研究指導」、「税法研究指導」、「知識・情報マネジメント研究指導」のいずれか、並びにコースワークにおける専門講義科目を修得していくことになる。初年度には、経営学研究のための文献・資料収集の方法、プレゼンテーションの技術、論文の書き方などを指導する「経営学研究の基本技法」が基礎講義科目として配置されており、また、研究指導科目、専門講義科目のいずれにおいても、夜間の受講ができるような科目配置を行っている(CP1.(2))。

経営学研究科博士課程後期課程では、学生に経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野から専門分野を選択させ、より高度な専門的知識や能力を育成する(CP1.(1))。また、伝統的な経営学の領域だけでなく、国際化や ICT 化の進展の中でその重要性が認識されてきた新しい経営学の領域にも踏み込んで、学際的な視点から教育する(CP1.(2))。リサーチワークとしては、選択した各分野における研究指導が該当する。コースワークとしては、研究指導を支える専門講義科目が相当するが、国際化、学際化、ICT 化の視点から該当す

る科目として、経営学系では経営戦略論研究、国際経営論研究、商学・マーケティング系では国際マーケティング研究、知識・情報マネジメント系では全般、会計学系では管理会計論研究が挙げられる。

他方で、文学研究科書道学専攻博士課程後期課程ではコースワークに相当する科目が開講されていなかったため、2016年度に受審した認証評価において、この旨指摘されている。同専攻同課程では2018年度に、「中国書学」、「日本書学」、「書跡文化財学」の3領域において、それぞれ必修の演習科目と関連の深い専門的な特殊研究科目を設置した。「中国書学」、「日本書学」、「書跡文化財学」の3領域から専門分野を選択し、必修としてのリサーチワークにおいて、各分野の演習科目を3年間にわたって履修し研究能力を養成する。具体的には、博士論文を主とした研究論文の指導及び研究遂行の基礎となる文献の読解を行い、学界に通用する緻密かつ独創性のある博士論文の作成に取り組む。ここで設置した特殊研究科目は、学生のより高度な専門的知識の修得及び広い視野に立った研究を行っていく意識の養成を目的としている。研究指導教員により指導される講義科目であり、リサーチワークを補完するコースワークに位置づけられる。

《学部・研究科の教育課程の編成における恒常的質保証》

教育課程の編成に関しては、学部・研究科に設置している部局別自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、その点検・評価結果について内部質保証委員会が検証し評価を付して各学部、研究科へフィードバックすることになっている（資料 2-10）。

学部・研究科は、1学期の授業期間と単位計算は、単位制度の趣旨に沿って設定し学則に定めている（資料 1-1 p20、1-2 p5、基礎要件確認シート 5-8）。

以上により、本学の教育課程はその編成・実施方針に基づいており各学位課程にふさわしい授業科目が体系的に編成されており、概ね適切であると判断される。

4-4 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実態（修士・博士）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

単位制度の趣旨に照らして、2013年度に履修上限設定（50単位未満）を定める学則改正を行い、2014年度入学者から適用している（資料 1-1 p106,p133,p199,p233,p266,p294,p347,p366、基礎要件確認シート 9）。各学年で履修登録できる単位数の上限は、学部・学科ごとに『履修の手引き』に明示している。ただし、長期海外留学からの帰国学生、編入学生、転学部・転学科生

については、上限を超える履修登録を認めることができるとなっており、文学部（中国文学科 1 名、英米文学科 1 名、教育学科 2 名、書道学科 2 名）、経済学部 1 名、外国語学部（中国語学科 1 名、英語学科 8 名、日本語学科 4 名）、法学部（法律学科 4 名、政治学科 1 名）、国際関係学部（国際関係学科 9 名、国際文化学科 5 名）、経営学部 5 名、スポーツ健康科学部（スポーツ科学科 1 名）の計 45 名が認められている。これらの学生については個別の履修指導を行っている。

また、本学では教職課程関連科目、司書・司書教諭課程科目、社会教育士（養成課程）関連科目、学芸員課程関連科目、及び保育士課程関連科目に定める科目の単位は、履修登録の上限に含めないこととしている。現在、該当する学生数は 1934 人であるが、単位の実質化を図るための措置は講じられていない。

現行シラバスは、全学で統一した書式を用いている（資料 4-43【ウェブ】）。しかし、卒業認定・学位授与の方針（DP）と当該科目の関連の記載箇所として項目欄が設けられていないため、備考欄にリンク先の URL を記入し、「科目ナンバリングコード表」で DP と科目の関係について参照できるようになっている。

また、シラバスの実質化を図るため、授業の担当者にシラバス作成マニュアル等を配布し、自身の授業についてチェックできるようにしている。さらに、各学部・研究科はシラバスチェックを行ってきたが、大学全体の取り組みとして 2020 年度シラバスからは、新たに全学教務委員会が作成したシラバス第三者チェック項目のリストに沿って、それぞれのやり方で実施することになっている（資料 4-44～4-46、4-40、4-42）。実際の授業内容とシラバスに記載された内容の整合性を確保する手段として「学生による授業評価アンケート シラバスへの反映」を挙げている学部もあるが、学生による授業評価はゼミや卒業論文など科目の性質上アンケートに適さない授業は対象にしていないので、全授業科目で実施しているわけではない（資料 4-61）。

シラバスには授業準備のための指示として「授業外の学習」を項目に挙げ、授業の事前事後学習を促す具体的な指示と、必要な学習時間を明記するようになっている。しかし、学生生活調査によると、授業時間外における学習時間は、予習においても復習においても「ほとんどしない」「1 時間未満」が全体の 40% 近くを占め、授業外の学習時間の少なさが深刻であると言える（資料 1-22 p10）。

なお、学生のシラバス利用の促進や、教育の質保証の観点から、シラバスの書式に項目を追加する必要性があり、実務家教員の明示、予習、復習の記入の仕方などについて、全学教務委員会のもとに設置された「シラバス検討 WG」で、2023 年度からの変更を目指し、検討を開始している（資料 4-28）。

DAITO VISION 2023 の中で、創立百周年に向けた 6 つのヴィジョンの一つとして「主体的な学びにより、大東学士力を育てる「教育の大東」を実現する」という施策を策定している。その施策を実現するための 4 つの目標は、以下の通りである（資料 1-7【ウェブ】）。

(1)すべての学生が大東学士力を身につける質の高い教育を展開する。

「大東学士力」を培うために、全学共通科目に「DAITO BASIS」科目を指定し全学生に向け履修することを推奨している。本学が教育の目的とする能力と人格（大東学士力）を培うための目標は、各学部・学科の教育課程等に反映されている。

(2)参加型・問題解決型の主体的な学びを実現する。

学生参加型・対話型の授業の導入を進めており、AL 型授業は全学部で実施している。例えば外国語学部では、PBL 授業として、学生の主体的参加、課題発見・解決を促すための教育実践である「多文化社会」「移民政策」（以上、英語学科）を導入し、学部全体として「多文化共生リーダー養成プログラム（MLP）」を実践している（資料 1-10-3 p47）。

また、経営学部では「国内インターシップ」のなかで、PBL（Project-Based Learning）型のインターンシップ（企業の問題を見つけて解決にむけて経営陣に「事業改善案」をプレゼンする）にも力を入れ、学生たちは積極的に企業の問題解決に取り組んでいる（資料 4-29）。

(3)垣根を超えた学びにより複数の専門に挑戦できるカリキュラムを創造する。

効果的な教育活動が実施できるよう法学部を除く学部でスポーツ副専攻制度を導入した。また、留学英語副専攻は文学部、国際関係学部、経営学部、スポーツ・健康科学部、社会学部で導入している（資料 1-1 p24,p107,p134,p233,p266,p314,p349）。

(4)カリキュラムを全学的に共通化・柔軟化・スリム化する。

全学教務委員会では 2016～2017 年度に議論された「コマ数削減」については検証をすすめている（資料 4-31 p2）。また、同委員会では、2020 年度は COVID-19 への対応のため実施できなかったが、学部長会議の申し合せ事項「2 年連続して履修登録者数 10 名未満の授業科目については、科目の廃止、統合等の検討を行うこと」を遂行するため各学科と執行部間との意見調整も行っている（資料 4-32 p6）。

授業形態に配慮した学生数に関しては、本学の学部・学科の CP 2. 教育方法の 2. で、「インタラクティブ（双方向）な授業を展開するため、初年次から 4 年次まで少人数の演習形式を活用する。」と定め、授業形態により履修学生を制限するなどの配慮をしている（資料 4-56【ウェブ】）。例えば、国際関係学部は、クラス指定のある科目（「Global English」、「チュートリアル」）や、「言語文化講座」、「基礎演習」などで受講者数を少人数にするなどの配慮をしている（資料 1-10-5 p10）。

また、効果的に教育を行うための方法として、DAITO VISION 2023 の施策にある学習ポートフォリオの導入を検討してきたが実現に至っていないため今後の課題である。

履修登録のガイダンスは各学部・学科で実施している。教務ガイダンスでは、新入生に対して、全学部・学科共通のパワーポイントを使用し、単位制、履修登録の方法、授業時間、授業期間、試験、成績評価、GPA、履修取消制度、授業科目の構造（区分・性質）など、大学生として必要な知識を説明している。

履修登録は、前期授業開始前に行うが後期開始前（9 月）でも履修登録・修正が可能である。（但し、抽選科目、半期科目及び通年科目並びに情報教室等を使用する科目で履修人数制限を設けている科目は対象外）（資料 4-48～4-55）。

ガイダンス以外における学生の履修指導は、各学部事務室などの窓口で随時相談を受け付け

ており、成績不振者には全ての学部で個別面談による学習指導を行っている。

履修指導の事例として、歴史文化学科では学科オリエンテーション時に、教員が各コース（日本史コース、東西文化コース、観光歴史学コース）の特徴を説明し、全教員と学生スタッフが時間割作成等の指導を行い、想定される進路を明示している。また、国際関係学部では1年生のガイダンス資料として、学ぶ領域ごとに「国際協力、国際政治学」、「多文化共生入門、国際社会学」、「国際経済や開発経済論」、「異文化理解クラスター、ホスピタリティ」、「比較文化、異文化理解クラスター、文化財マネジメント」、「在学中にアジアの二つの言語を修得します」など、目的別に履修モデルとそれぞれの目指すべき進路を配布し説明している。

その他、学習を活性化し、効果的に教育を行うため、例えば文学部書道学科では、本物に触れる機会を多く設けることを特色としているため、日本文化実地演習や書道文化演習2など、宿泊を伴う遠方への演習科目を多数取り入れている。外国語学科日本語学科では、言語学特殊講義1において、言語調査の種々の方法を検討したうえで、その中からグループ別にフィールドワークを行い、その結果を『外国語学会誌』で公刊することで広く知らしめている。国際関係学部では、昨年度はCOVID-19のために中止となったが、夏季休暇中にアジア諸国及びオーストラリアへの現地研修を実施し、学生が選択した言語の授業を受けるとともに、その国の暮らしや社会を体験させている。スポーツ・健康科学部では、1年次・2年次の開講科目の授業では、manabaをフル活用し、授業ごとの復習のための課題やその解答、映像の紹介など、学生の学びをより効果的に定着させるための工夫を行った。また、それらの課題をブラッシュアップさせたうえで、manabaを活用して臨地実習希望者等のために活用するなど、学生の知識定着のためのPDCAサイクルを回すような取り組みを行っている。

大学院の修士課程、博士課程前期課程、博士課程後期課程においては、入学出願時に研究計画書を提出することになっており、計画書から志願者の研究テーマやそのテーマを選んだ経緯、計画概要などが把握できる。

4月の入学式後に開催される対面式において、大学院学年暦に基づく年間スケジュールの概要が説明される。なお、アジア地域研究科とスポーツ・健康科学研究科は年間スケジュールや学年暦を掲載した履修要項を作成し学生に配布している。論文及び計画書の提出は大学院学年暦上で決定されており、全研究科は遍く学年暦に基づく対応をしていくことになる。

研究指導計画（研究指導の内容、指導方法を含めた年間スケジュール）は、入学時の新入生ガイダンスにおいては学生に明示していないため、新たに研究科として統一した書式で次年度の「研究指導計画」を作成することとして、今年度中に対応する（資料4-6）。

各研究科における学位論文提出に関わる要件の説明資料である「論文提出要領」は、論文提出締切日、受付時間、提出場所、提出物及び要件（部数、体裁、文字数）、添付書類・データ、その他の論文作成上の注意（作成に用いる媒体の指示）、論文発表会開催の案内（日時・場所・発表制限時間、質疑応答時間）等微細なまでの情報であるため、毎年度3月末に次年度に向けて更新し、DBポータル上のキャビネットに研究科ごとに年間を通じて格納し、学生の参照に供している。

2020年度においては COVID-19 予防のため対面でのガイダンス開催を中止し、ガイダンス内容を解説するパワーポイント画面を紙ベースで印刷した資料を新入生に郵送した。改定スケジュール表完成後に、学生ポータルシステムを通じて個々の学生に送信し、周知を行った。

この他、入学時のガイダンス資料として、各研究科・専攻の課程ごとの三つの方針を説明する資料を、学生ポータルシステムを通じて配信している。学位論文審査基準（学位論文の評価基準）については各研究科・専攻の課程ごとに本学ホームページに掲載している。

大学院教育の実施に際しては、毎年自己点検・評価を行い内部質保証委員会が検証のうえ各研究科・専攻にフィードバックしている。

《 COVID-19 への対応・対策 》

COVID-19 への対応・対策として、多様なメディアを高度に利用した授業を、本学開講科目においても実施可能とするため学則の改正を行った（資料 1-1 p20、1-2 p5）。

全学部・学科、研究科では、遠隔会議システム（Zoom 等）を用いたリアルタイム型オンライン授業の他、本学内に構築された授業支援システム（manaba・DB ポータル）を用い、授業資料・レジュメや教員が自身で収録、作成した講義の動画をアップロードし、履修登録者に当該教材を用い自修させ、課題やレポートを課し、提出された回答に対し個別指導を行うオンデマンド型オンライン授業を実施した。2021年度前期より対面授業が実施されるようになると、対面授業とオンデマンド型オンライン授業を組み合わせたハイブリッド型授業も行われるようになった。

文学部英米文学科では Freshman Seminar の担当教員が新入生と密に連絡を取り、授業の受け方の指導や学生生活の不安の解消につとめたり（資料 4-62）、外国語学部英語学科では manaba に「遠隔授業 Q&A」というコースを開設し、オンデマンド動画の作成方法、テレビ会議システムの利用方法、LMS（manaba）の使い方、教科書販売方法、日本未入国の留学生への対応など、さまざまな問題に関して、効果的に教育を行うための措置として、学部の専任・非常勤の全員で情報交換を行うことで、オンライン授業を活性化させた。さらに、スポーツ・健康科学部看護学科では、実習科目の実施に関して「実習前」・「実習中」・「実習後」に実施するガイドラインを策定し、実習施設の患者・療養者及び職員、本学科の学生・教職員を感染から守り、安全に実施するよう努めるなど、COVID-19 の中で対面の授業を行う工夫がなされた（資料 4-62）。

以上のように、各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置が取られていると判断する。

4-5 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位認定等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的ルールの設定その他全学内部質保証推進組織の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は成績評価と単位認定について、「学業の成績は、S・A・B・C・D 及び E に区分し、S・A・B 及び C を合格、D を不合格、E を評価の対象外とする」と大学学則及び大学院学則に定めている（資料 1-1 p22、1-2 p6）。また、成績評価の客観性、厳格性を担保するために、全学で、シラバスへの成績評価方法の記載、GPA 制度の導入などの措置を講じている（資料 4-2、4-3、4-4、4-41）。

GPA の算出方法は以下のとおりとする。

$$\text{GPA} = (\text{当該科目の単位数} \times \text{履修科目の GP}) \text{ の総和} / \text{GPA 算出対象科目の履修総単位数}$$

全学教務委員会に設置した教育費負担軽減要件部会（2018 年当時）では、高等教育段階の教育費負担軽減新制度（授業料の無償化）に関連して、2018 年度に GPA の運用について再検討を行った。GPA の運用については、学科間の比較、科目間の比較における妥当性や信頼性を担保することを目的に、「講義科目」については、評価分布が極端に低い割合と突出して高い割合を除いた範囲を目安とし、「演習科目」「実習科目」については、S と A の割合を合算した上限を決定することとした。

また、全学教務委員会において、成績の「評価付与内規」（修正版）を作成し、2019 年度から試験的に導入している（資料 4-34）。この導入に伴い、各学部・学科における GPA 対象外科目（オムニバス科目、少人数クラス科目など）の選定を行っている。GPA を活用しているものとしては、「高等教育の修学支援制度」「桐門の翼奨学金」の選考がある。高等教育の修学支援制度においては、GPA が下位 1/3 となった場合、警告となり、所属する学科において教員との面談を行っている。また、2 年連続して GPA が下位 1/3 となった場合、奨学金の給付の取り消しとなる等の指標として活用している（資料 4-35、4-35【ウェブ】）。

個々の教員による成績評価の方法と基準は、評価方法・割合・評価基準をシラバスに掲載し、学生に周知を図っている（資料 4-43【ウェブ】）。学士課程の学生は自己の成績評価に疑義がある場合、学部事務室を通じて成績調査依頼を行うことができ、担当教員は成績評価の方法・基準、根拠を示すことが求められる（資料 4-41）。

入学前に他大学等で修得した単位（既修得単位）については、大学（院）設置基準に準拠し、学士課程においては 60 単位を上限として、修士・博士課程においては 10 単位を上限として、本学の単位に認定できることが定められている（資料 1-1 p21、1-2 p5）。

修士・博士課程は学位論文審査基準を全研究科・専攻とも明確に定め、ホームページや文書等によりあらかじめ学生に明示している（基礎要件確認シート 13）。

学位授与（卒業・修了認定）の要件については、大学学則、大学院学則、学位規則で適切に定めており、要件に基づき学位授与は、各教授会・研究科委員会において審議・議決し、学長に建議され学長が決定を行っている（基礎要件確認シート 12、資料 4-36）。

経営学研究科の修士・博士課程の学位論文審査基準について、経営学研究科経営学専攻博士

前期課程においては、修士論文について、主査 1 名、副査 2 名以上から構成される審査委員会によって審査、評価が行なわれる。論文そのものの他論文完成に至るプロセスも対象とされ、総合的に評価される。総合評価は S、A、B、C、D、E の 6 段階で行なわれ、C 以上の評価が合格となる。論文の審査は 1.研究テーマの選択は適切か、2.先行研究の取り扱いが適切か、3.明確で一貫した論旨が展開されているか、4.新規性を有している内容か、5.文章の表現、表記は適切か、6.使用した資料や文献の取り扱い方は適切かの 6 つの評価項目に基づき実施している。

同研究科同専攻博士後期課程においては、博士論文について、主査 1 名、副査 2 名以上から構成される審査委員会によって審査され、評価される。審査委員会では、提出された論文を以下の 8 つの評価項目から評価し、合否の判定は全会一致による。1.研究テーマの選択は適切で、新規性があるか、2.先行研究のサーベイは適切か、3.明確で一貫した論旨が展開されているか、4.新規性を有している内容か、5.学会への学術的な貢献は可能か、6.得られた結論が社会への知的貢献の可能性を有しているか、7.文章の表現、表記は適切か、8.使用した資料や文献の取り扱い方は適切か。

教育職員免許状、図書館司書等の諸資格の取得についても同様に学則に定めている（資料 1-1）。また、国際教育ネットワークとして、海外大学との単位互換制度及びダブルディグリー制度（外国語学部中国語学科）を実施している（資料 4-37【ウェブ】）。海外大学との単位互換制度は、学生が海外の協定校等に留学した場合、60 単位を上限に本学での取得単位として認める制度であり、ダブルディグリー制度とは、外国語学部中国語学科において、3、4 年次の 2 年間に中国の大学（北京外国語大学、上海師範大学、厦門大学のいずれか）に留学することにより、本学と留学先大学の 2 つの学士号を取得できるプログラムである。

不正な方法によって、修士及び博士の学位を授与された事実が判明した場合、または学位を授与された者にその名誉を汚辱する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学位を取り消し、学位記を返付させることを学位規則第 18 条に定めているが、学士の学位に関しては、審議するための機関が定められていない。

成績評価等に関する COVID-19 への対応・対策事例としては、2 年次のゼミ選択、3 年次の卒業論文仮題目提出、4 年次の卒業論文題目提出をオンライン化、4 年次の卒業論文提出日を複数設け分散、郵送も可とし、全行事滞りなく実施することができた（中国文学科）。オンライン授業の実施に際しては、受講生に対する評価に公平性に強く配慮し、課題やレポートの提出、資料の提示、学生への指示などについて、教員間で方法や意識の共有に努めた。その結果、学生からの不満やクレームがほとんど見られず、問題なく成績評価を終えることができた（国際関係学部）。

成績評価、学位授与の適切性に関して、毎年自己点検・評価を行い内部質保証委員会が検証のうえ所見として纏め、各学部、研究科等へフィードバックしている。

以上のことから、成績評価と単位認定及び学位授与は、規程に従って適切に行われていると判断できる。

4-6 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。)

評価の視点2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

評価の視点3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

2018年度より、全学教務委員会では、DPに明示した学習成果を測定するための指標の設定と測定方法の開発に関して、全学的視点からアセスメント・ポリシーの策定、ルーブリックの導入、ジェネリックスキルを中心とした客観的測定、GPAの活用などについて検討してきた。

2018年12月の大学評議会において「大東文化大学アセスメント・ポリシー」が承認され、2020年9月14日に改定された(資料4-47)。基本的な考え方として、学生が主体的な学びを実現し、自身の目標に向けての学習計画に活かすこと、社会人基礎力、大東学士力、基礎教養、専門知識と技能の学習成果を測ることで、教育課程の検証や授業方法などの教育の質的向上に活かすことを目的としている。大学レベル、学位プログラム(学部・学科、研究科・専攻)レベル、科目(個々の授業)レベルの3つに分けて評価指標を設定しているが具体的な運用は行っていない。学生の入学時から卒業後までを視野に入れることとし、各レベルにおいて多面的な測定方法と評価指標を開発する必要がある、全学的に検討を開始することが喫緊の課題である。

なお、学習成果を測るための指標について外国語学部では、例えば英語学科では英語に関してTOEICにおけるスコア取得目標を1年修了時目標400点、2年修了時目標500点、3年修了時目標600点、卒業時目標700点、ドイツ語に関してドイツ語技能検定試験における合格目標を1年修了時目標4級、2年修了時目標3級、卒業時目標2級、フランス語に関してフランス語技能検定試験における合格目標を1年修了時目標4級、2年修了時目標3級、3年修了時目標2級、卒業時目標2級として学修成果を把握するための到達目標を定めている(資料4-63 p15)。

現段階における成果指標として毎年度、進級率、留年率、退学率などが学部長会議で報告され、各学部・学科のCPの検証や教育方法の改善などに関する検証の参考としている。また、授業評価アンケートの結果は各教員にフィードバックされ授業方法の改善などに活かすとともに、各学部・学科のカリキュラムの検証時の参考となっている。その他、学生生活調査や卒業時アンケートの結果なども含め、いずれも具体的な数値指標が定められていないため、結果を確認し、参考とするに留まっている。

以上により、大学としてのアセスメント・ポリシーはあるが、まだ全学的に学位課程ごとの学修成果を把握し評価するための評価指標と方法が適切に策定されているとはいえない。学習成果の測定方法として、専門演習の研究成果発表会(優れた成果には顕彰がなされる)や卒業論文の評価を学修成果とすることもできる。そのほか、全学FD委員会が主催する「授業認識

アンケート」の設問項目に専門的知識や幅広い教養などの習熟度をいれることにより、学修成果や意欲なども測定することも考えられる。そのほか、各種アンケートの結果は、DAITO VISION 2023 の「主体的な学びにより、大東学士力を育てる「教育の大東」を実現する」の目標の達成状況を把握することに活かすことができる。学習行動に関する調査や、GPA による成績評価などは DP に示した資質、能力の獲得状況、知識、技能の獲得状況を分析し検証することができ、シラバスに示した予習・復習時間の状況は教育プログラムの検証に役立てることも考えられる。また、入学者選抜（入試方法（推薦、一般））の違いによる入学生の成績追跡調査は、AP に沿った学生の受け入れ状況を把握することにも応用できる。いずれも、学生が身に付けた能力を可視化し個々の学生の学習計画の一助となるとともに、今後の教育活動のさらなる向上に活用することになる。

学習成果を把握し評価するための測定方法と指標の開発に関する取り組みについては、毎年部局別自己点検・評価委員会が点検・評価を行い、その結果を内部質保証委員会が検証したうえ、各学部、研究科等へフィードバックする。

4-7 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っているか。

評価の視点1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証の規程により、教育課程及びその内容、方法の適切性について、全学教務委員会、学部・研究科及び東松山キャンパス運営委員会、国際交流センター、教職課程センターに置かれた部局別自己点検・評価委員会において、自己点検・評価を行っている（資料 2-1）。点検・評価は大学全体、各学部・研究科の三つの方針に基づいた教育活動が展開されているか、という観点から大学評価基準に準拠した項目に沿って、評価の視点を設定しており、根拠資料を明示した点検・評価シートを作成している（資料 2-10）。点検・評価シートは内部質保証委員会による点検・評価を受け、所見（助言、改善指示など）を付されて各部局へフィードバックされる。

一部の学部・研究科では、過去において学生や院生の成績評価から見て取れる学修の理解度や授業評価アンケートの結果・分析などを踏まえ、自己点検・評価結果に基づく改善・向上にむけた取り組みとして、カリキュラム改正を行っている。とはいえ、ほとんどの学部・研究科において、学修成果を把握し評価するための測定方法や指標は策定されておらず、適切で客観的な根拠資料に基づいた点検・評価を行っているとは言い難く、改善・向上へ向けた取り組みも十分でない。

2018 年度から、大学全体の点検・評価の取り纏めとして、「全学的観点報告書」を作成した。2019 年度よりこの報告書をもとに外部評価委員会の評価を受け、その評価結果も踏まえて「学長方針」を策定し、執行部へ提案している。

2020 年度に内部質保証の方針と、内部質保証規程が制定され（旧方針、旧規程は廃止）、内部質保証推進委員会は廃止され、新たに内部質保証委員会が設置された（資料 1-6【ウェブ】、2-1）。「2021（令和 3）年度 学校法人大東文化学園事業計画」には、「システム改修を視野に入

れたシラバス活用方法の見直し」、「DP を起点とする学修成果の可視化と測定・評価手法の開発」があがっている（資料 4-38【ウェブ】）。学習成果の測定方法と評価指標が開発されれば、個々の授業科目による学修成果を教育課程レベルの学修成果（DP：ディプロマ・ポリシー）に結び付けることが可能となり、エビデンスに基づくカリキュラム編成の見直しを行うことができる。カリキュラムマップの作成、及び DP との関連度の設定を踏まえて、授業科目ごとに関連付けられた DP の要素をシラバスに明示している（資料 4-43【ウェブ】）。その他必要となる項目の追加と内容の拡充が可能となる。

また、各部署の自己点検・評価結果や、DAITO VISION 2023 の施策などについて改善計画を策定し年度末に内部質保証委員会の検証を経て、学長（執行部）及び学部長会議へ報告することになっており、改善・向上につなげている。内部質保証委員会は、学部・研究科等の教育課程の編成に対しても、必要があれば改善の指示や支援を行うことになっている。

2016 年度（第 2 期認証評価受審）以降、学修成果の可視化に向けた取り組みを行っており、全学的な三つの方針の見直し、科目ナンバリングの明示、カリキュラムマップの作成などを整備してきた。しかし、学習成果を把握するための評価指標と測定方法が策定されていないため、点検・評価の際に学修成果の測定結果を活用できていない。

今年度内部質保証の方針及び規程が整備された。教育課程・学習成果に関する問題点などがあれば、年度末に内部質保証委員会の検証を経て学長（大学執行部）へ提言として提出され、この提言を基に学長方針を策定し、次年度の行動計画として改善に繋げることになる。このことにより、内部質保証として組織レベルでの恒常的保証を担保し、PDCA サイクルが機能するためのシステムは構築されている。

以上により、内部質保証の方針と規程が整備されたが、新体制は今年度からスタートしている。また、点検・評価において学習成果の結果を活用できていないため、PDCA サイクルが機能しているかどうか、現段階で判断することはできない。

2. 長所・特色

2020 年度は学科を設置してから完成年度を迎えていない文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科を除いた学部・学科で学修成果の可視化を視野に DP の見直しを行い、大学の理念との連関や育成する能力を明確にした。それに付随してカリキュラムマップを作成した。このことにより、学修成果とその可視化の構築にむけて前進が見られた（資料 1-6【ウェブ】、4-12【ウェブ】）。

また、COVID-19 への対応・対策として始まったオンライン授業は、「DAITO VISION 2023」の中にある「教育効果、学生の選択しやすさを優先した時間割編成を行う」をすすめていく上で一つの重要なツールとなった。また、それに付随して、2021 年 2 月よりカリキュラムのスリム化を目指し全学教務委員会において各学部・学科での総コマ数の見直しが始まった（資料 4-31 p2）。

3. 問題点

三つの方針の策定から始まり、ループリック、学修ポートフォリオなど学習成果の客観的測定、GPA 活用など多面的に可視化するための指標の開発を検討してきた。しかし、各学部（学

科)、各研究科(専攻)において、意見の違い等が見られるため、各学部・学科研究科のコンセンサスを得つつ、学部、研究科を跨ぐ横断的で、全学的な取り組みが必要と思われる。

以下、今後改善すべき事項を列挙する。

- (1) 現行シラバスは、全学で統一した書式(実務経験の有無など)を用いてはいるが、現状では、必要な「項目」が生じた場合、備考欄を用いて対応するしかないため、書式の変更について検討に入る。また、DPと科目の結びつきが一目でわかるようにする(資料4-43【ウェブ】)。
- (2) 教育課程の編成を順次性、体系性を分かりやすく示す新しいカリキュラムツリーを教育プログラムごとに作成し公表する。今年度完成年度を迎える文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科はDPとCPに科目を結びつけたカリキュラムマップはまだ作成されていないので、作成する必要がある。
- (3) 多様な学部・研究科と多様な学生のニーズに対応した学修成果の可視化を実現するため、学生が参加しやすい学修ポートフォリオの利用を進める。
- (4) 学問分野に応じた学修成果を学部・研究科が把握、評価するための方法と指標の開発を行う。
- (5) 学修成果の可視化の評価指標と測定方法を大学全体と各学部・学科、研究科・専攻でどのように設定し、活用していくかを検討する必要がある。

4. 全体のまとめ

全学として、2017年度に三つの方針をブラッシュアップし、カリキュラムツリーを策定・公表した結果、教育課程修了にあたって、学生が修得することが求められる教育内容が明確になった。さらに、学位課程の特性に応じた修成果を測定し評価するための指標を開発し、修得状況を適切に把握するため、2020年度に大学、学部・研究科のDPの見直しを行った。全学的基本方針(ガイドライン)に基づき策定された、学部・研究科の教育課程の編成・実施方針(CP)は、学位授与方針(DP)と整合しており、適切に公表されている。学部・研究科の新しいカリキュラムツリーは、全学教務委員会が主体となって作成に着手する予定である。

また、完成年度を迎えていない文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科除いては、DPとCPの連関を明確にするためのカリキュラムマップが作成され、DPの中に大学の建学の精神や教育の理念を1項目立てることにより、学生は本学の理念等について、認識を深めるようになった。

成績評価、単位認定の方法は、学則、シラバス等で明文化されている。シラバスについては、備考欄にまとめて記入している項目などがあり、今後も必要な項目が生じた場合を想定したフォーマットに変更する必要がある。

「DAITO VISION 2023」で掲げられている具体的諸策の中の学修ポートフォリオについては課題を残している。また、各課程の学問分野の特性に応じた学修成果を把握及び評価するための方法と指標の開発は大きな課題であるため、全学教務委員会を中心となって早急に策定する予定である。

第5章 学生の受け入れ

1. 現状説明

5-1 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

2017年度に中央教育審議会大学教育部会の「策定運用に関するガイドライン」（2016年）を踏まえて全学的基本方針を定め、大学及び学部・学科、研究科・専攻における三つの方針の見直しを行い、授与する学位ごとに設定し、公表した。

第4章で述べたように、2020年度に、大学、学部・学科、研究科・専攻のDP及びCPの見直しを行い公表している。従来の分類項目である「知識・技能」を「豊かな教養と専門知識及びそれを活用する技能」とし、「思考力・判断力・表現力」を「他者との共同による問題発見・解決能力と、それを支える「思考・判断・表現力」とし、「主体的に学習に取り組む態度」を「自主的学習者として学び続け、社会に貢献する意欲と能力、社会に担い手としての使命感」に変更した。さらに、「本学の建学の精神や本学の理念に対する理解」という項目を加えている（資料1-6【ウェブ】）。分類項目の表現を変更したが、学力の3要素に関するDPの内容自体は変わらないため、このことに伴うAPの見直しは行っていない。

学部・学科においては、DPにある学生の修得すべき学習成果へつながるよう、学力の3要素「(1) 知識・技能、(2) 思考力・判断力・表現力、(3) 主体性をもって学ぶ態度」について、高等学校までに履修する基礎学力を修得していること、主体的に学習に取り組む意思と、志望する学科で学ぶための明確な目的、意欲があることを重視したAPを設定している。入学者に求める水準等の判定方法を「APと各入学選抜試験との関連について」として各学部・学科のAPとともに公表している（資料1-6【ウェブ】）。

例えば、日本文学科では、DPに日本の文学や言語・文化の専門的な知見、文献や資料の的確な読解を身につけることを、学力の3要素「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体的に学習に取り組む態度」の3点から挙げており、そのためにAPでは、現代文と古文のテキストを読み込み、主体的な解釈を施すことができる知識と理解力を設定している（資料1-6【ウェブ】）。

各学部・学科の方針は本学ホームページに公表し、受験生向けには外国人留学生特別選抜入試を除く各入試の「入学試験要項」へ掲載して情報を得やすくしている（資料5-1【ウェブ】、5-2）。

本学大学院は、全学的基本方針に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえて、研究科の学生の受け入れ方針を定めている。

大学院研究科のAPとして「専攻分野に関する幅広い知識、基礎的リテラシーやジェネリックスキルを修得していること」「国際的視点から批判的に考察・検討することができる」「グローバルな視野、歴史的視点、多元的視点での考察と表現力」「意欲と真摯な姿勢」などを設定している。このことは、本学大学院学則に修士課程・博士課程前期課程の目的として定めている、「広い視野にたって精深な学識を修め、専攻分野における研究能力、または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うこと」に合致している。

大学院研究科の AP は、本学ホームページ、大学院入学試験要項で公表している（資料 5-1 ウェブ】、5-3）。

なお、各学部・学科、研究科・専攻の学生の受け入れ方針は、毎年点検・評価シートで確認している（資料 2-10）。学部・学科、研究科の定める AP は、大学全体として定めた AP と関連しており、一貫性が担保されている。

以上により、本学の学部・学科、大学院の受け入れ方針の内容とその公表については、適切であると判断できる。

5-2 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学選抜制度の設定

評価の視点 2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

《学部における学生募集、入学者選抜》

2018 年 4 月に入学センターを設置し、建学の精神・教育の理念及び目的・学部・学科の AP に基づき、入学者の募集・広報と選抜を実施している（資料 3-11）。

学生募集にあたっては、AP に基づいて、各学部・学科において入学者選抜方式ごとに適切な募集人員や試験科目等を設定している。学部・学科の入学試験は、知識・技能が一定の水準に達しているかを重視した「一般選抜(3 教科)」「一般選抜(全学部統一)」「一般選抜(共通テスト利用)」「一般選抜(英語民間試験活用総合評価型)」があり、「総合型選抜(自己推薦)」「学校推薦型選抜(公募制)」「学校推薦型選抜(指定校)」「学校推薦型選抜(スポーツ推薦)」「学校推薦型選抜(大東文化大学第一高校推薦)」では、知識・技能に加え、思考力・判断力・表現力及び主体的に学習に取り組む態度を有しているかを特に重視して判定している（資料 5-2）。

なお、2021 年度入試より「激動の時代に国際的な競争力をつけること」を目的に文部科学省が示している「学力の 3 要素」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を身に付けるため、高・大・入試の三位一体が改革を求められていることから、各種入試をより実践的な力を測る方式に変更した。また、このことに伴い、AP と各入学者選抜試験との関連を表した一覧表の見直しを行い、修正版を公表している（資料 5-1 【ウェブ】）。

具体的には、一般選抜(3 教科)(全学部統一)(共通テスト利用)では、AP の「高等学校の教育課程を幅広く修得し、入学後の修学に必要な基礎学力を有している」ことを評価し、一般選抜(英語民間試験活用総合評価型)では、「外国語の 4 技能について、基礎的な技能が身に付いている」ことを評価している。総合型選抜(自己推薦)では、自己推薦書に加えて学科によって課題(小論文等)の提出や、グループディスカッション、個人面接などを行い、知識・技能の他に思考力・判断力・表現力及び主体的な態度について総合的に審査している。また、その他の学校推薦型選抜では、出身高校からの調査書により知識・技能を審査し、個人面接や学科によっては小論文による評価を行っている。

具体例として、経営学部では教育研究上の目的である「経営学の基礎的・専門的知識を教授

し、企業活動と社会環境の変化やグローバルな課題に自主的に対応判断できる力をもった人材を育成する」に基づき、DP、CPを踏まえたAPを設定している。一般選抜(3教科)、一般選抜(全学部統一)、一般選抜(共通テスト利用)及び他試験の調査書では、AP1. 知識・技能の「1. 経営学に関わる分野を学ぶための基礎学力を持っている。2. 学際的に理解しグローバルな課題を学ぶための基礎学力を持っている」ことを評価し、総合型選抜、学校推薦型選抜では、AP2. 思考力・判断力・表現力として「1. 自分の考えを的確に表現し、わかりやすく伝えることができる。2. 物事を多面的かつ論理的に考察することができる。3. 実務家を目指し、専門的知識を学習する意欲を持っている」と、3. 主体的に学習に取り組む態度の「自分で目標を設定し、それを達成するために、着実に前進する積極的な気持ちを持っている」ことを評価している。

留学生についても学部・学科の入試では、外国人留学生特別選抜(前期)(後期)、外国人留学生指定校推薦(前期)(後期)に加え、外国人留学生試験(渡日前入試)を実施している(資料5-1【ウェブ】)。

また、社会人、及び外国人留学生の受け入れ、編入学など、社会的要請に配慮し、入学を希望する者に対して公平な入学者選抜を実施している(資料5-1【ウェブ】)。

以上のポリシーに沿って、一般入試のほか外国人留学生入試、社会人入試、推薦入試といった多様な入試制度を設け、出願資格の規定を定め、入学試験要項に基づき学生募集を行い、入学者選抜を実施している。

入学センターの事業としては、学部の学生募集と入学試験を統一的に計画・準備・実施するための基本的事項を審議することと規程に定めており、以下のとおりである(資料3-11 p1)。

- ①学生募集及び入学試験に係る基本方針の策定に関すること。
- ②戦略的な学生募集及び入学試験に係る総合的な企画・立案及びその推進に関すること。
- ③学生募集及び入学試験に係る募集要項、機関誌等の制作・発行その他広報活動に関すること。
- ④大学進学相談及び指導に関すること。
- ⑤入学試験の実施及び合格者判定基準等の策定に関すること。
- ⑥入学手続き等に関すること。
- ⑦入学試験の結果の分析及び検証に関すること。
- ⑧入学者の追跡調査等に関すること。
- ⑨全国の高等学校及び大学の進学・学生募集等に係る実態調査並びに情報の収集等に関すること。

入学者の選抜に関しては、「大東文化大学入学者選抜試験規程」(1989年制定)を定め、学部・学科の入試はこの規程に基づいて実施している。この規程では、入学試験実施関係業務の統括責任者を学長とし、学長は、本学の入学試験実施関係業務に関わるすべての教育職員及び事務職員を指揮監督して、入学試験実施関係業務を統括している。また、入学試験実施関係業務を適切かつ円滑に遂行するために、入学センターの下に入学試験実施本部が設置され、本部長を学長、副本部長を学長指名の副学長、入学センター所長、学務局長、学部長、大学院研究科委員長、入学センター事務室長、大学院事務室事務長等を本部委員とし、入学試験実施本部には出題と採点を担当する出題部会、採点部会が置かれている。この規程は、試験監督など入

試を円滑に実施するための組織及び分掌について定めたものである。この規程により、学長が入学試験にかかわるすべての職員を指揮し、入学試験の諸業務を統括することになっている（資料 5-4 p1）。

インターネット出願について、完全インターネット出願のメリットを伸長する入学手続き期限の延長に連動して、手続きの完全オンライン化を実施し、一般選抜の手続きの一括化などの改善を行っている。

特記事項として、2020 年は新型コロナウイルス感染拡大による影響（以下、コロナ禍）によりリアルな広報展開が大幅な縮小を迫られたことが挙げられる。オープンキャンパスや高校内ガイダンス、模擬授業も中止やオンラインに変更となり、各地方への高校訪問や会場型学校説明会も自粛や中止が多発した。

本学ではWEB 時代の到来を前提に、各種動画コンテンツとして「WEB 体験授業動画」などの制作を進めていたが、さらに流れを加速して 2020 年度は 15 本以上の動画コンテンツを制作し、受験生に対する訴求を強化した。これらの動画コンテンツへ受験生を呼び込むため、Google 社との直接折衝により、YouTube 動画広告を大量出稿した。その他、受験生向け冊子やレギュラー広告、TV スポット CM、各都市の屋外バス停連動型大型広告メディアで訴求し、検定料割引制度やインターネット出願の利便性、国公立大学との併願者が本学をより受験しやすくなる制度の PR、3 月下旬時期の一般選抜（英語民間試験活用総合評価型入試）などを、WEB メディア（ターゲティング広告、LINE バナー広告）を中心にさまざまな広報手段を定め、広く周知した。

入試問題の作成及び採点は、入学試験実施本部の出題部会、採点部会が担当している。入試問題の適切性については、出題部会、入学試験実施本部（学長、副学長、学務局長、学部長、出題部会長、採点部会長等が構成員）、学外の分野別専門家による三重のチェック体制がとられている（資料 5-4 p3）。

入学者選抜（合否判定）については、入試実施本部及び入学センター事務室で合否判定資料（データ類）を作成する。各学部・学科は、この資料をもとに各学科協議会での審議を経て教授会へ提案し、教授会の議を経て学長が合否決定を行うこととなっており、公平性と透明性が確保されている（資料 1-1 p12、5-4 p3）。さらに、公平性と透明性を確保するために、入試結果をホームページ、『大学案内 CROSSING』に掲載している（資料 5-1【ウェブ】）。また、入試問題とその正解をまとめた『過去問題集』を作成し、ホームページにも掲載している。

また、障がいのある学生の受入れのため、出願前に受験時の特別な配慮と入学後の具体的な支援体制について面談の上、事前説明をする体制を整えている。流れとしては、配慮希望者からの「受験相談申込書」の提出を受けて、入学センターより学生支援センターに面談の調整を依頼、教務担当者・入学希望学科教員も含めて配慮希望者と受験相談を行う。出願希望の場合、当日の試験を配慮の上実施する。合格後も入学前面談を行うなど十分な支援策を用意している。

本学の入学者募集と選抜は、全学部統一の要領・手続きに基づいて行われるため、以上に述べたことは全学部共通のものである。

上記の運営体制により、学部の入学者選抜は公正に実施されており、入学者選抜の結果、方針に沿った学生を受け入れているので、適切であると判断する。

《研究科における学生募集、入学者選抜》

研究科における学生募集は、本学大学院の AP に基づいて実施されている。研究科・専攻において試験区分を設けており秋季入学試験、春季入学試験、3 月入学試験、7 月入学試験があり、専攻ごとに適切な入試方式を設定している。また、大学院への進学希望者へ向けて 7 月と 12 月に大学院公開説明会を開催している（資料 5-3【ウェブ】）。

経営学専攻博士課程前期課程の AP は、以下の通りである。

1. ①経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野での研究を進展させ、この分野での専門能力を高めるのに必要な基礎学力を身につけている。
 2. ①すでに社会に出ている人で、経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野において高度な専門知識を身につけ、理論的な体系化を考えることができる。
 3. ①出身大学や出身学部に関わらず、経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野に深い関心を持ち、専門能力を高めることができる。
- ②経営学、商学・マーケティング、知識・情報マネジメント、会計学の各分野で、高度な専門性と研究能力を身につけ、専門的職業人を目指すことができる。

経営学専攻博士課程前期課程の入試方式において評価するポイントは、「一般方式」と「留学生方式」では、知識と理解力及び思考する力・判断力・表現力であり、「社会人方式」では知識と理解力及び技能、「推薦方式」では、思考する力・判断力・表現力及び学問分野への関心、研究意欲・態度である。

大学院入試に係る諸般の決定は専攻協議会、研究科委員会、研究科委員長会議、大学院評議会における承認を得ていくプロセスを辿る。学生募集、入学者選抜に関する事項は各専攻協議会を経て研究科委員会で検討、決定された後、研究科委員長会議に諮られ、大学院評議会の議案として審議に付される。大学院評議会では、大東文化大学大学院学則に基づき審議及び議決し、学長に建議することになる。大学院の学生募集、入学者選抜は、規程に則って公正かつ適切性を担保している。

大学院研究科の入学試験実施関係業務は「大東文化大学入学者選抜試験規程」に基づいて実施している。学部の入試と同様に、実施試験本部を設置し学長が関係業務の統括責任者となり、大学院担当副学長が入試実施本部副本部長となる。実施本部の委員として学務局長、各研究科委員長、その他、各専攻から出題・採点委員、各専攻面接委員が選任され、メンバーとなっている。

大学院入学試験における学生募集に係る情報は、大学院ホームページ上に集約的に掲出している。情報内容は「インターネット出願」、「大学院入試要項」、「入学定員」、「過去問題」、「研究生・科目等履修生・委託研修生制度」、「合格発表」の項目に区分している。志願者は Web 上で大学院各研究科・専攻における研究分野から、入試方式、科目、過去問題に亙り参照でき、「インターネット出願」項目ではここで直接オンライン出願ができる。これらの資料の作成、システム開発作業については大学院事務室が主体的に関与してきた。志願者のある専攻について、大学院入試委員宛てに入学試験問題作成依頼文書発出の手続きを行い、教員が作成、提出した問題を収受し、収受した入試問題の各問について誤字脱字等のチェックを実施する。試験、採点及び合否判定終了後、選考結果について稟議を上げ、以後志願者から合格者、入学者に推

移していく個人のデータの作成、管理を行っていくのは大学院事務室である。大学院入学試験における、入試問題作成、面接・実技試験の実施、採点、可否の判定という中核的部分は教員がこれを担い、作業的運営については、複数の局面に亘り大学院事務室（アジア地域研究科、スポーツ・健康科学研究科については各学部事務室が担当）が関与している。

本学では学生受け入れのため、入学前に申し込むことのできる給付型奨学金を設定している（資料 5-13【ウェブ】）。大学院の経済的支援に関する情報は、大学院ホームページで「学費・奨学金・支援制度」として集約的に公表している。

学部の 2015 年度入試より実施の「桐門の翼奨学金」は、全国の高等学校出身者又は高等学校卒業程度認定試験合格者を対象とし、入学試験の結果が成績優秀であるにもかかわらず、経済的な理由等により進学が困難な受験生に対し、入学前に在学中の授業料減免による経済的就学支援を約束する、本学独自の入学前予約採用型奨学金制度となっている。採用者の定員 100 人に対して、同奨学金の延べ志願者数は 663 人(16 年度)、1,042 人(17 年度)、1,659 人(18 年度)、1,193 人(19 年度)、2,312 人(20 年度)、3,281 人(21 年度)となっており、新制度の導入により、年収要件がなくなったことで今後も志願者は増えることが見込まれている。

《COVID-19 への対応・対策》

新型コロナウイルス感染症対策として、文科省ガイドラインに則り試験時の収容定員や入試スケジュールを見直した。学部推薦入試における変更点として、学校推薦型選抜(指定校)(スポーツ推薦)(第一高校)の選考方法を来校不要・書類審査のみに変更した。一般選抜についても各種振替制度を具体的に定めた特別措置について公表した（資料 5-14 p1）。

この他、入試実施前に本学ホームページを通じて以下の 10 大項目の注意喚起・要請を行った。以下は学部、研究科で共通のものが大半であるが、一部大学院独自の対応がある。大学院独自の対応については「(大学院のみ)」と明示する。

「1. 自主検温の要請」(試験日 7 日前からの体調変化の有無確認)。「2. 医療機関受診の要請」(試験日 2 週間程度前から発熱・咳等の症状がある場合の医療機関受診)。「3. 受験できない場合の明示」(① COVID-19 に罹患し、試験日に入院中または自宅や宿泊施設において療養中の者。② COVID-19 罹患者の濃厚接触者。③ 学校保健安全法で出席停止が定められている感染症罹患者で治癒していない者)。「4. 受験取止め検討を要請する場合の明示」(試験前から継続して発熱・咳等の症状のある者)。「5. 試験当日における各種対応の要請」((1) 他の受験者とのソーシャルディスタンスを確保すること。(2) 試験当日各自検温を行い、37.5 度以上の熱がある場合の受験取止めを検討すること、試験当日会場での検温で 37.5 度以上の場合の試験教室入室を認めないこと(大学院のみ)、入構後他の受験者に影響を及ぼす症状等が認められる場合、入構をキャンセルすること(大学院のみ)、試験の途中でも試験場から退出してもらう場合があること(大学院のみ)。(3) 受験者の健康状態により試験会場を変更する場合があること。(4) 各自マスクを着用し、昼食時以外常に装着したままにすること。休憩時間、昼食時でも他者との接触、会話を極力避けること。(5) 待機教室、試験教室への入退出の際にはアルコール消毒液による手指消毒をすること。(6) 試験室からの退出の際は案内があるまで自席で待機していること。なお、試験場内ではマスクを廃棄しないこと。(7) 試験後、試験場に COVID-19 感

染者がいたことが判明した場合、濃厚接触者特定のため保健所等行政機関に個人情報を提供する可能性があること。」「6. 試験当日の服装と食事」(試験会場換気のためドア等の開放を行うため時季により寒気を防ぐ服装をしてくること。昼食は持参し、自席でとること)。「7. 予防接種」(予防接種を受けておくことを推奨する。但し各自の判断によるものとする)。「8. 新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) のダウンロード」(活用を推奨すること)。9. 「新しい生活様式」等の呼びかけ」(日頃の手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」回避を行うとともに、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠をとるよう体調管理を呼びかけること)。「10. 変更・振替・中止の可能性の告知」((1) 試験場に COVID-19 感染者が確認された場合、以降のすべての試験を対象として、試験場の変更や試験日について別日への振替をおこなう場合があること。(2) 緊急事態宣言が発令された場合や社会情勢に応じ、試験実施の取りやめや試験内容の変更をする場合があること。その際は大学・大学院ホームページを通じて連絡すること。(3) その他、受験者の受験機会の確保と受験者・入試担当者の健康を最優先し、出願後に適宜入試実施方法が変更になる場合があること。すべての受験者の意向に沿う実施方法にならない場合があること。

なお、「5. 試験当日における各種対応の要請」(2) の試験当日会場での検温で 37.5 度以上の場合の試験教室入室不許可、入構後他の受験者に影響を及ぼす症状等が認められる場合の入構取消し、試験の途中での試験場からの退出を要請する事態が生じた場合、当該受験者に対して別日程の入学試験振替措置をせず、別途の手続きにより入学検定料を返還するものとした(大学院のみ)。

以上のとおり、COVID-19 に係る非常時に際し手探りの対策を講じながらの運営であったが、適切な対応を取ったと言える。

5-3 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

〈学士課程〉・入学定員に対する入学者数比率

- ・編入学定員に対する編入学学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰または未充足に関する対応

〈修士課程、博士課程〉・収容定員に対する在籍学生数比率

学部及び研究科の入学定員と収容定員は、学科または専攻・課程ごとに、それぞれの設置の経緯と趣旨、学問分野の特性、志願者動向などを勘案して適切に設定し、学則と大学院学則に定めている(資料 1-1 p17、1-2 p4)。

学部の在籍学生数の管理については、単年度の入学定員超過率及び4年間の平均入学定員超過率を勘案しつつ、年度ごとの受け入れ目標数を設定し、入学センター運営委員会において翌年度入試の「入学定員管理表」の承認を受け、11月開催の大学評議会において報告を行うことにしている(資料 5-6 p2)。

各学部・学科の過去5年間の入学定員に対する入学者数比率(5年平均)は適切であるが、収容定員に対する在籍学生数比率(収容定員充足率)はスポーツ・健康科学部健康科学科が大

学基準協会の指摘事項となる 0.90 を下回っており（2020 年度収容定員充足率＝0.88）、課題といえる（**大学基礎データ表 2、基礎要件確認シート 16**）。

また、各研究科の博士課程前期課程・修士課程、博士課程後期課程における過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率（5 年平均）、収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）は 1.00 を下回っている。

2016 年度認証評価では、（2015 年度における）収容定員に対する在籍学生数比率（収容定員充足率）について、経済学研究科博士課程前期課程が 0.35、同博士課程後期課程が 0.07、法学研究科博士課程前期課程が 0.21、同博士課程後期課程が 0.04、アジア地域研究科博士課程後期課程が 0.25、経営学研究科博士課程前期課程が 0.33、同博士課程後期課程が 0.20 となっており、大学基準協会の指摘事項となる前期 0.50、後期 0.33 を下回っているため定員充足が努力課題とされている。

本指摘に先立ち、本学では 2016 年 3 月 31 日付けで学長に「大学院改革ワーキンググループ報告書（答申）」が提出されており、新大学院の組織案を含む大学院の構造的な改革と大学院全体の諸制度に係る改革（短期・中期的課題）の提案がなされた。2016 年 4 月から各研究科及び専攻で、同報告書の提案内容の検討が開始され、これを受けて 2016 年 11 月 28 日に大学院改革推進チームが発足した。本チームでは、短期・中期的な課題について早期実現が可能な施策から着手すべく検討がなされ、当面の検討課題の中から、大学院の定員見直し・削減が提案され、一部の専攻を除き、2019 年度に定員削減を実行した（**資料 5-7 p2、5-12 p2**）。

2016 年度認証評価において定員充足が努力課題とされた各研究科について、2021 年度における収容定員充足率を確認すると、経済学研究科博士課程前期課程が 0.70、同博士課程後期課程が 0.00、法学研究科博士課程前期課程が 0.17、同博士課程後期課程が 0.08、アジア地域研究科博士課程後期課程が 0.33、経営学研究科博士課程前期課程が 0.45、同博士課程後期課程が 0.11 であった。大学基準協会の指摘事項となる前期 0.50、後期 0.33 を上回ったのは、経済学研究科博士課程前期課程の 0.70 及びアジア地域研究科博士課程後期課程の 0.33 のみであった（**大学基礎データ表 3、基礎要件確認シート 16**）。

努力課題となっていた 4 研究科 7 課程のうち、経済学研究科博士課程後期課程、法学研究科博士課程前期課程及び経営学研究科博士課程後期課程においては、2021 年度は収容定員を削減する以前の 2015 年度すらも下回る結果となった。また、2016 年度の認証評価では指摘の対象となっていなかったが、外国語学研究科前期課程は 2021 年度において定員充足率が 0.43 と基準を下回っている。

以上は研究科レベルでの 2021 年単年度の状況であるが、前回の 2016 年度認証評価において対象となった 2015 年度より後の推移を見るため、翌 2016 年度から 2021 年度までの 6 年間における収容定員充足率を課程別に課程全体、研究科全体及び専攻ごとの状況の把握を試みた。前期課程において、文学研究科全体では 0.49、日本文学専攻 0.46、中国学専攻 0.42、英文学専攻では 0.68、書道学専攻 1.05、教育学専攻 0.23、経済学研究科経済学専攻では 0.28、法学研究科全体では 0.10、法律学専攻 0.10、政治学専攻 0.12、外国語学研究科全体では 0.54、中国言語文化学専攻 0.67、英語学専攻 0.53、日本言語文化学専攻 0.45、アジア地域研究科アジア地域研究専攻では 0.52、経営学研究科経営学専攻では 0.28、スポーツ・健康科学研究科全体で 0.89、なお、スポーツ・健康科学研究科の定員は全体で 10 名であるが、実質的にスポーツ

科学と健康科学の2分野の選抜が行われているため、便宜上定員を5名ずつと設定して捉えると、スポーツ科学分野1.00、健康科学分野0.78である。前期課程全体では0.45であった。

後期課程については、文学研究科全体では0.47、日本文学専攻0.31、中国学専攻0.02、書道学専攻1.11、経済学研究科経済学専攻では0.01、法学研究科全体では0.09、法律学専攻0.00、政治学専攻0.20、外国語学研究科全体では0.58、中国言語文化学専攻0.67、英語学専攻1.28、日本語文化学専攻0.58、アジア地域研究科アジア地域研究専攻では0.20、経営学研究科経営学専攻では0.15であった。後期課程全体で0.37であった。

上に見るように、前期課程においては基準の0.50を下回る専攻が14専攻中8、後期課程においては同じく基準の0.33を下回る専攻が11専攻中7あった。前期、後期いずれも半数以上の専攻が基準を下回っている。前期課程全体0.45、後期課程全体0.37であり、6年間をトータルで捉えるならば、最低線すれすれ、あるいは若干下回る程度であることが分かる。

両課程において半数以上の専攻で入学者が削減後の収容定員を満たせないことは、新たな研究者・専門家を育成する本学大学院の使命に、本学が擁する大学院担当教員という学問の専門家集団を機能させる機会が逸せられ続けていることに外ならず、本学の学問におけるダイナミズム停滞にも関わる由々しき事態であると思われる。このことから、本学の大学院担当教員の指導を希望する意欲ある入学者を増やす一助とすべく、本学ホームページ上の大学院のページに「大学院入試情報：本学大学院を志す方必見！」を載せ、指導を受けたい研究者がいるか確認する一助として、本学が設置する研究科・専攻に所属する研究者の個々の研究分野を一目で参照できる早見表を掲載した（資料5-8【ウェブ】）。ここから本学ホームページ上の「教員情報」にリンクさせることにより、研究分野に関心がある研究者を見つけたら次に教員の研究分野の詳細な情報を確認できるようにした。この他、大学院入試の動向の情報を提供すべく、入試季ごとに直近5ヵ年の各入試の志願者数・合格者数の推移を示し、加えて入試過去問題参照ページにリンクさせるようにした。

全ての課程・専攻において収容定員を満たす入学者数を確保することが、本学大学院にとって変わりのない方針である。2021年度においても2016年度認証評価で指摘された努力課題を解消していない現実があり、課題はそのまま残されている。

10月実施の秋季入試、翌年2月実施の春季入試及び3月実施のスポーツ・健康科学研究科3月入試志願者に向けて、それぞれ7月と12月に大学院公開説明会を実施してきた。会場に、志願者である参加者及び各専攻の教員を集めての講演会及び専攻ごとの個別説明会から構成されるが、昨年度はCOVID-19予防措置をとり中止した。今年度7月に、対面を避け、遠隔会議システム（Zoom）を用いたリアルタイム型オンライン形式で説明会を実施したが、例年とほぼ同数の参加者数となった。この方式は志願者が参加し易いと考えられるため、今後も同方式を踏襲して大学院各研究科・専攻に係る情報発信を活発化していくことを検討している。

以上により、学部入試では、定員を設定し在籍学生数は収容定員に基づき入学センターが定期的に自己点検し、同所長が入学試験実施本部長である学長に報告することにより適正に管理していると判断できる。

研究科入試では、大学院におけるAPの能力を備えている入学者を確保することはその専門性の度合いから学士課程に比して困難であることに加え、志願者自体の絶対数が少なく必然的に入学者数も低い水準で推移していることにより、結果として収容定員に対する在籍学生数比

が基準を満たせず、課題は依然として解消されないまま残されている。

5-4 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

内部質保証規定により毎年、入学センター、各学部・研究科、国際交流センターに設置された部局別自己点検・評価委員会による自己点検・評価を実施している。その際に AP の整合性を点検・評価するという観点から、大学評価基準に準拠した項目に沿って、評価の視点を記載しており、入試の実態について、現状説明、長所・短所、問題点に関する根拠資料を明示した点検・評価シートを作成している。これらの点検・評価シートは内部質保証委員会による点検・評価を受け所見等を付されて各部局にフィードバックされている。これらの問題点や提言に対して目標シートを作成し取り組んでおり、年度末に内部質保証委員会の検証を経て学長に報告、学部長会議で大学全体の現状として報告され、改善につなげている。

本学の志願状況の実例について述べる（資料 5-9【ウェブ】）。延べ志願者数は、数年前までは長らく 15,000 人前後で推移していたが、2018 年度入試では、29,066 名となり、増加した。一方、2018 年度入試からの 4 年間で 29,066 名→27,596 名→25,551 名→24,283 名と 4 年連続の減少、昨年度比 1,268 名の減少（95%）であり、実志願者数も 11,872 名→11,648 名→11,162 名→10,420 名と 4 年連続の減少、昨年度比 742 名の減少（93%）となっている。主に共通テスト利用での減少が影響しているが、他大学も同様の状況である。

入学者の割合は、一般入試型の学力選抜による入学者が約 52%、非学力選抜（総合型選抜 [自己推薦]・学校推薦型選抜 [公募制・スポーツ推薦・第一高校・指定校]・社会人・留学生）が約 48%と、新型コロナウイルスの影響等を鑑みて入学者バランスを 50 : 50 に見直したが、各学科はそれを維持している。

在籍学生数における女性比率は、広報面の強化等で志願者が増えていることに伴って年度の変化はあるものの、年々上がっている。2018 年よりスポーツ・健康科学部看護学科が開設した影響も大きいと思われる。

本学が分析ツールとして導入している(株)進研アド「学生確保マーケティングシステム(GMS)」では、全国の高校ランクを分類し、本学でもそのランクをもとに志願者の層について分析している。ここでは、進学上位校 (A 2)・進学校 (B 1)・中堅上位校 (C 1)・中堅下位校 (C 2・C 3) のランクを取り上げる。

志願者の高校ランクを見ると、総合型選抜 (自己推薦)・学校推薦型選抜 (公募制) の志願者はボリュームゾーンに変わりはなかったが、特記事項として 10 月・11 月では B 1 が増え、12 月は B 1 が大きく減った。学校推薦型選抜 (指定校) は指定校枠・基準の是正により、ボリュームゾーンの C 1・C 3 が減少している。それでも対 2019 年比較で 106%と増えており、コロナ禍での安全志向の受験を選択した受験生が多かったものと思われる。

一般選抜では、強気層と安定志向の 2 極化と言われている。本学では A 1～B 1 層が後期型で減少。A 3 層志願者数は 2020 年が下がっており 2019 年並みの人数に戻った。

占有率を比較すると共通テスト利用の方が進学校の占有率が高い（55%）のは依然として変わらない。また、コロナ禍での入試ということもあり、前半型入試で確実に合格しておきたいという進学校所属の受験生の意向が表れたと思われ、後半型入試出願の時点では進学先が決定しており、後半型入試では志願者が大きく減少した。

上位大学受験者が本学を併願対象に選ぶ流れは継続するものの、前半型入試で合格となる傾向は続くと考えられる。したがって前半型に入学者確保の重点を置くことで一般選抜での入学者を半数程度確保する比重は継続しつつも、後半型も進学校であるB1から中堅校のC2まで一定数の上位層の受験生がいるので、合格ラインを見定め、入学者のバランスをとっていく必要がある。

学部学生総数に対する留学生・社会人の受入割合について、直近5年間の傾向として、留学生は2.6%、社会人は0.04%であり、総体的に3.00%を切る少数のカテゴリーに属する学生といえる。特に社会人の比率は小さい。一方で、対象を博士課程前期課程・修士課程に限定すると、5年間の平均で留学生は41.1%、社会人は9.1%であり、相対的に割合が大きいといえる（**大学基礎データ表3**）。

留学生の受け入れについては、2019年に示された「外国人留学生受入増加計画の提案について」に基づき、学生総数に対して5%とし、学部に関しては4%、3年計画で学部留学生数400名を目標とした。具体的には受け入れ人数を全学部全体で毎年100名前後としている。しかしながら、コロナ禍ということもあり、現実的な数値目標の修正が必要である。2018年度外部評価委員会報告書では「国際交流センターが積極的な留学生募集活動を展開し、全学部に対し留学生の定員枠設置などを盛り込んだ留学生受け入れ方針を提案した」ことが「特筆すべき事項」にあげられた。改善提言には、国際交流センターの5%目標達成に向けて「全学的組織を設けるなどして推進していく必要がある」と指摘されており、入学センターと国際交流センターとの共同で目標達成に向けた検討がなされた。しかし、2021年度入試では受け入れ割合は3.4%、96名であった（**大学基礎データ表3**）。

学部の学生の受け入れについては、入試制度や定員管理（在籍学生数等）について、入学センター運営委員会にて点検・評価を行い、入試結果については入学センターで検証し、分析結果と今後の方針を大学評議会にて報告している。入試制度改革や定員管理に関しても入学センターが最終的な方針・計画策定を行っている。

大学院の学生の受け入れに関する点検・評価は、各研究科において入試制度や定員管理などについて点検・評価し、その結果を各研究科において検証、分析したうえで大学院評議会にて報告している。次年度以降については、学部の学生の受け入れにおける、入学センター運営委員会及び入学センターの役割と機能を大学院に適用し、ここから導出された大学院入試の分析結果と今後の方針を大学院評議会にて報告していくと思料される。入試制度改革や定員管理についても同様である。

学生の受け入れに関する自己点検・評価結果の問題点や、認証評価の提言に対して取り組む事項などは、年度末に内部質保証委員会の検証を経て学長（大学執行部）へ提言として提出される。この提言を基に学長方針として学部長会議で大学全体の現状として報告され、次年度の行動計画として改善に繋げる。

このことにより、内部質保証として組織レベルでの恒常的保証を担保し、PDCA サイクルが機能するためのシステムは構築されている。

以上により、本学は、学生募集及び入学選抜の結果について定期的な検証を実施し、その結果をもとにした改善・向上に向けた取り組みを行っている判断できる。

2. 長所・特色

本学への志願者数は総数では減少したが、競合他大学に比べて減少幅を最小限で食い止めることができたと考えられる。一般選抜で本学は対前年比 95%と、主要 22 大学平均値よりも健闘している（資料 5-9【ウェブ】）。大きな要因としては下記を挙げることができる。

1. 入試改革の一環として、一般選抜(3 教科)(全学部統一)に独自型・英語民間型を設定した。
2. 時間割変更で英語民間型は 1 限分早く帰宅できるため、コロナ禍対策となった。
3. 検定料割引。

2022 年度入試では、後半型入試の方式を見直して前半型の比重を上げるとともに英語民間試験スコアのみ得点換算（いわゆる英語民間試験の「みなし得点」）を他大学と同等に見直し、受験者の少ない IELTS を 3 月末の英語民間試験活用総合型入試のみに限定し、進学校で取り入れているケンブリッジ英語検定を 2 月の一般選抜に導入、上位層の志願者を確保する取り組みをしている（資料 5-10 2022 年度資料）。

他方、本学は推薦入試での志願者数は大きな減少が見られた。特に、総合型選抜(自己推薦)、学校推薦型選抜（公募制）での志願は対前年比 75%と苦戦した。これらは、新型コロナウイルス感染症拡大により、部活動大会中止などで高校生のアピール材料不足、教員の進路指導機会の不足によるものや、大学ではなく短大・専門学校への進路選択変更の影響もあったと考えられ、全国的な傾向であった。2022 年度入試ではこれらの傾向をふまえて推薦入試減少の立て直しを図るため、総合型選抜（自己推薦 前期）を総合型選抜（併願可能型）へ、総合型選抜（自己推薦 後期）を総合型選抜（専願型）へ変更する。年内入試の傾向も上がる中、社会科学系の出願機会を増やすことでの志願者数増加を見込む。

本学では、経済的に困難でありながら優秀である学生を確保するために、2015 年度入試より「桐門の翼」奨学金を用意しており、申請者数も増加傾向にある。特に 2020 年度からは国による高等教育の無償化施策に連動して年収要件を撤廃したため、申請者が大幅に増加した（資料 5-11）。入学以後も、学生支援センターを中心とした 4 年間を通じた継続的な修学支援が行なわれている。この制度により、学生の修学支援が図られているといえる。留学生についても「桐門の翼奨学金」や学費減免を実施し、途上国の学生への機会拡大にも努めている。

3. 問題点

学部入試では、学生受け入れは全体として適切に行われており、概ね問題点はない。ただ、年度末の他大学との競合により辞退者が増え、結果として定員割れとなった学科は、文学部中国文学科、外国語学部英語学科、経営学部、スポーツ・健康科学部健康科学科の 4 学部・学科となった（大学基礎データ表 2、基礎要件確認シート 16）。受入可能人数を超えた学部はなかった。他大学でも遅い日程で繰上合格を出しており、一部の学部が辞退者流失を防げなかったことが

理由として挙げられる。結果、辞退者が 2021 年の 483 名から 600 名（推薦含む）と 24% 増となった。また、前半型入試の合格ラインを下げきった学部・学科は、後半型入試で合格者を出せないほどに手続率が上がったが、そこまで合格ラインを変えなかった学部・学科は上位層の辞退者流失を防げず、これにより十分な入学定員の確保ができなかった。

入学前予約採用型「桐門の翼奨学金」について採用者 100 人に対して、2021 年度入試での志願者が 3,281 人となっており、今後新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的に困難な受験生が増えることが予想されることや、年収要件がなくなったことにより、本奨学金の位置づけについて、推薦入試への導入を含め長期的な見直しの検討が必要である。

留学生の受け入れについては、コロナ禍による入国制限でメイン・ターゲットとする国内の日本語学校に在籍する生徒数が減少し志願者確保が難しくなっているため、新たな募集ターゲットを検討する必要がある。

2016 年度認証評価において、大学院研究科の収容定員充足率について提言を付されたが、2021 年度時点で経済学研究科博士課程後期課程 0.00、法学研究科博士課程前期課程 0.17、同博士課程後期課程 0.08、経営学研究科博士課程前期課程が 0.45、同博士課程後期課程が 0.11 と未充足となっているほか、ここで指摘されていない外国語学研究科前期課程は、基準を下回った (0.43)。対応が急がれる（**大学基礎データ表 2、基礎要件確認シート 16**）。

4. 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、学力の 3 要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」の 3 つの能力観点に基づく AP を設定し、DP にある学生の習得すべき学習成果へつながることを全学的基本方針としており、AP に基づいた学生募集及び入学選抜制度により、全ての学位課程において適切な入学者受け入れとともに、概ね適切な教育が実施されているといえる。

大学の長所としても、志願者数減を最小限で食い留めた入試改革、各種手続きのオンライン化、優秀な学生の確保につながる奨学金制度が挙げられる。入学者選抜の制度や運営体制の整備・入学者選抜の実施について、2018 年 4 月より設置された入学センターにて、各種入試制度・体制の改善をはかるため、前年度の入試総括等を入学センター運営委員会で分析・検討し、学部長会議・大学評議会において報告がなされている。

公正な入学者選抜の実施については、学部入試において入学試験実施本部を設置し厳正な手続きのもと行われており、大学院研究科においても各研究科委員会の議を経て、学長が学部と同様最終決定を行っている。

適切な定員設定と在籍学生数について、入学定員に対する入学者数比率、収容定員充足率は学部において適正に管理していると判断できる。

一方で、コロナ禍ということもあり、いくつかの問題点が顕在化した。一つは、学部入試の志願者数が 4 年連続で減少した点である。研究科では次のような問題がある。過去 5 年間の収容定員充足率の推移から、課程を問わず基礎要件を満たさない水準の定員未充足となっている専攻が半数以上であることである。及びそれらの分野の傾向も浮き彫りになっていることから、研究科のありかたやその構成、あるいは更なる収容定員の改正について、より一層踏み込んだ検討を開始することが課題である。

第6章 教員・教員組織

1. 現状説明

6-1 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学の求める教員像・教育組織の編制方針については、「大東文化大学基本方針」の一つとして定められている。この基本方針は、建学の精神に基づき学則及び大学院学則に定められている教育研究上の目的、大学設置基準及び本学の規則である教員選考基準の内容に従い、策定されている（資料1-6【ウェブ】）。

求める教員像としては、本学の理念・目的、所属する学部、研究科の教育目的を理解し、教育研究に専心するために求められる能力や資質などを定め、編成方針としては、大学の教育研究上の目的を達成するために、ST比、年齢構成、男女比率、外国人教員の比率等に配慮し、適切な教員組織の編制に努めることを定めている。これらは大学ホームページで公表を行っているほか、『大東文化大学将来ビジョンと基本方針』に記載しており、大学内で共有されている。個々の学部・研究科においては、この大学の方針に沿って、それぞれ「求める教員像・教員組織の編制方針」を定めている。

文学部では、求める教員像として、教育研究上の目的を理解しその実現に努力すること、学科各々の専門的職業人としての高度な知識と深い学識を持ち、独創的な研究を行うこと、学生の人格を尊重・理解し、その知的・人格的な成長を促すこと、FD活動等に積極的に参加し、授業内容・方法の検証と改善に努めること、高い倫理観を持ち、教育研究・大学運営・社会的連携に、積極的に参加・尽力することを明記している。教員組織の編制方針は、文学部の教育研究上の目的実現のため、学科各々の専門分野に照らし、教員の専門性・年齢構成・性別・国籍等を勘案しつつ、編制すると定めている。

経済学研究科は求める教員像の中で、優れた専門性と知的誠実さ、情熱をもって学生の研究を適切に支援・指導できること、自己の研究を深めるとともに、講義と学生指導にかかわる教育力の不断の検証と改善に努めること、大学院研究科の運営に積極的に参画することも明記している。経済学研究科の教員は全員が学部にも所属しており、研究科として独自に教員採用を行う人事権は持っていないことを前提として、教員組織の編制に当たっては、学生の研究上の要請に適切に応えるために、教員の専門性が特定の専門分野に偏らないよう、バランスのとれた編制に努めることを示している。

国際交流センター、大学附置研究所（東洋研究所、書道研究所）及び教職課程センターにおいては組織ごとの方針は定められていないが、大学の方針をそれぞれの組織の設置の目的及び任務に従い具体化して適用することとしている。なお、国際交流センターの所属教員は特任教員のみであったが、2020年4月から専任教員が1名新たに配置された。今後は専任教員を中心に、未整備であった教員像や組織編制の策定を検討する予定である。教職課程センター所属の教員については、これらに加えて教育職員免許法施行規則の条件を満たし、教職課程認可で

認定されるような業績のある教員を求めて採用することとしている。

本学では、「教員・教員組織に関する方針」の「1. 本学の求める教員像」のなかで、具体的に「各教員の役割」(1)・(2)・(3)・(4)「連携の在り方」(6)「教育研究に係る責任所在の明確化」(5)を示し、教育・研究両面から本学求める教員像を明らかにしている。また、「学校法人大東文化学園職員任免規則」の規定に基づき定められた「教員選考基準」において、教員の資格に関し、必要な事項を明示している。

本学の求める教員像・教育組織の編制方針については、2014年2月に定め、その後見直しを行い2018年12月に改定している。大学の方針並びに各学部・研究科の方針については、毎年度自己点検・評価として検証しているが、各学部・研究科の方針には、看護学科を除き各教員の役割、連携のあり方及び教育研究に係る責任所在が明記されていない。今後は大学全体としての「求める教員像・教員組織の編制方針」と各学部、研究科のそれらとの整合性について、方針に明示すべき各教員の役割、連携のあり方及び教育研究に係る責任所在が明記されているか等を中心として、引き続き見直しを図ることが今後の課題であるといえる。

6-2 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

評価の視点3：教養教育の運営体制

本学の大学全体及び各学部、研究科の専任教員数、研究指導教員数・研究指導補助教員数は、大学設置基準及び大学院設置基準に定められた必要専任教員数を満たしている（**大学基礎データ表1、基礎要件確認シート17**）。

専任教員は、全員学部にも所属しており（一部は国際交流センター、東洋研究所、書道研究所）、採用人事等は学部単位で行われる（**資料6-1 p4、6-2 p1、6-8、6-9、6-10**）。

学部が必要とする教員の数と専門領域については、毎年度、学部教授会から人事計画が大学評議会を経て大東文化学園理事会に提出され、理事会での審議を経て最終決定される。専任教員についてはこの人事計画に従い、教授会が責任を持ち人選や身分の選定を行い学長へ推薦し、学長が理事会へ提案する。最終的に理事会において決定される。非常勤教員の新規採用については教授会が選考を行い学長へ建議、学長からの提案に基づき常務審議会において最終決定される。

学部の主要授業科目（特に必修科目）への教員配置については、学科協議会や教務委員会等において専門性に優れた専任教員を割り当てるようにしている。

各学部の必修科目・選択必修科目における専任担当率をみると基礎教育科目は、文学部と外国語学部が低い数値を示しているが、この理由として、両学部とも、1科目の単位数が概して少なく、また、少人数授業が多い外国語科目、少人数制の演習科目を多く開講していることが挙げられる（**大学基礎データ表4**）。専任教員は定員枠があるが、非常勤講師は人数の規制が無いいため、非常勤講師担当コマ数増加の抑止を図るべく、学科内での非常勤講師担当コマ数が増える場合は学部長会議において案件として諮り、承認を得ている。

専任教員一人当たりの在籍学生数は、大学基礎データ表1の通りである。

現在、ST比の適切性にかかわる具体的な数値は設けていないが、2021年全学教務委員会の「コマ数削減」のなかで、今後の方針として「科目特性に応じたST比の方針作成とそれに準じたコマ数調整方針作成」があげられ、今後取り掛かる予定である。

研究科を担当する教員の資格については、担当科目の研究業績、教育歴を有する等、研究科担当教員の資格を明確化し、各研究科内規に定め、大学院設置基準に準拠して適正に配置している（資料 6-16）。

また、専任教育職員就業規則、特任教員就業規則、非常勤講師就業規則において、教授会等が教員の選考を行う際に、年齢構成、男女比率、外国人教員比率を勘案することを定めている。年齢構成、国際性や男女比に関しては、大学として特に基準を設けていないが、毎年部局別の自己点検・評価シートによる点検・評価を実施し、内部質保証委員会において検証されている（資料 2-10、2021年度基準別データ基準 6）。年齢構成、国際性や男女比は、学科カリキュラムの特性などに考慮しており、新規採用や昇格の際に配慮している。

各学部、研究科等の専任教員の年齢構成をみると、学士課程全体では50～59歳の比率が最も高く32.4%を示している。学部別の割合を見ると、文学部、法学部、国際関係学部、経営学部では60～69歳の比率が最も高くなっている（学士課程全体では29.5%）。

研究科においては、60～69歳の比率が修士課程（博士課程前期課程）全体で35.4%、博士課程後期課程全体47.5%と他の年齢層に比べて高い数値を示しており、とくに文学研究科、外国語学研究科、法学研究科、経営学研究科で比率が高くなっている（大学基礎データ表 5）。

大学全体の教員の女性比率は、2017年度20.5%、2018年度26.0%、2019年度29.5%、2020年度29.9%、2021年度30.7%と年々増加している。学部別の割合を見ると、国際関係学部で48%、スポーツ・健康科学部で47.8%と他の学部に比べ高くなっているが、法学部、経営学部、社会学部においては比率が低くなっている。学部別の外国人教員割合は、全体で6.3%であり、学部別の割合をみると、外国語学部で16.7%、国際関係学部で20.0%と他の学部に比べて高い数値を示しているが、文学部、法学部、スポーツ・健康科学部においては比率が低くなっている（2021年度基準別データ 6-2-3）。

各学部・研究科における自己点検・評価では、教員組織における国際性、男女比率に関しては、スポーツ・健康科学研究科を除いて全ての学部・研究科において、各学位課程の目的を踏まえ、当該学位課程分野の教育と研究の成果を上げるうえで必要な専任教員で編成されていると評価している。スポーツ・健康科学研究科の自己点検・評価では、実際の教員編成状況として、成果を上げるうえで必要な教員編成になっているか、偏りのない年齢構成になっているかについて「いいえ」と回答されている。本学では、学部所属の教員が大学院担当の教員となるため、教員採用人事は、学部・学科で行うことになる。そのため、学部・学科の教員編成が大学院の教員編成に影響してしまうことがその理由として挙げられている。

教員の授業担当は、専任教育職員就業規則、特任教員就業規則に責任授業回数等を定めており、1週の総担当授業回数を、専任教員は原則として8回（大学院の授業科目も担当する者は10回）、特任教員は4回（1号特任はオムニバス形式の授業科目は3分の1回まで、3号特任は1回まで責任授業回数を超えて担当可）を上限としている。また、専任教員については役職者や、やむを得ない事由がある場合等については責任授業回数を減ずることなどを明記している（資料 6-3 p3、6-4 p4）。

学士課程における教養教育は、東松山キャンパスで開講する学部・学科の垣根を超えて編制している全学共通科目及び基礎教育科目としての外国語科目等であり、カリキュラム・ポリシーに沿って授業を行うための教員組織を整備している。それらの科目を担当する教員はそれぞれ学部にも所属し、91名であり、設置基準上必要な教員数は満たしている（**大学基礎データ表1**）。基礎教育・教養教育としての全学共通科目等の実施・運営等の主体として、東松山キャンパス運営委員会を設置し、そのもとに教務部会等が置かれ、その中に4つの分科会がある（**資料6-22、6-17**）。カリキュラム編制や、科目配置を検証し教員の補充人事等を委員会から発議するが、科目編制権、人事権はない。

以上のように、各学部、研究科等は、学園規則で定めた教員選考基準に則り、求める教員像を方針に定め、教員人事計画に基づいて教員組織を編制しており、現時点で教育活動を行ううえで問題は生じていない。しかし、教員組織の編制について評価するための指標である専兼比率やS T比等の目標値等は定めてはいない。また、年齢構成、国際性（外国人教員）、男女比率等についても、大学としての基準値もない。こうした評価指標について今後どうするかは課題を残している。各学部、研究科等では方針に沿って教育研究活動を展開するための教員組織を編制しているといえる。

6-3 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

教員の募集・採用・昇格については、大学（院）設置基準の定めに基づき、「大東文化学園職員任免規則」に基づいて、学部、大学院、大学附置研究所、教職課程センター、国際交流センターの「教員選考基準」を大学規程に定め、本学の教員となることができる者の要件、教授・准教授・講師等の資格を明文化し、それに基づいて適切に行っている（**資料6-1、6-2**）。さらに、「大東文化大学専任教育職員就業規則」を制定し（2016年1月）、専任教員の採用や昇格の手続きなどを明文化した（**資料6-3 p1,p6**）。学部、大学附置研究所、国際交流センターでは、教員選考基準に基づいて独自に研究業績、教育業績等の審査対象業績を内規に定め、内規に則って募集・採用・昇格が行われている（**資料6-8、6-9、6-10**）。また、教職課程センターは、教育職員免許法施行規則の条件を満足し、教職課程認可で認定されるような業績のある教員を、原則公募により採用している。採用等の基準及び手続を設定した教職課程センター人事内規を定めている（**資料6-23**）。これらの内規については、「大東文化大学専任教育職員就業規則」等により、専任教員及び特任教員の資格及び選考手続き等に関する内規等の制定には学長の承認を要することとなっており、内規の改正を行う際には、改正内容が「教員選考基準」に規定された基準を下回っておらず、かつ不合理な要件が課せられていないことを点検のうえ、改正手続きを行っている。

採用人事計画（教員数、専門領域等）は、学部教授会、大学附置研究所等の管理委員会で審議し、学部長会議、大学評議会等を経て、学長から提案され学園理事会で正式決定される。採用・昇格についても、教員選考基準、内規に則って選考・審査を行い、専任教員以外（非常勤講師）は常務審議会、専任教員は理事会で正式決定される。

学部にも所属する全学共通科目等担当教員の採用人事は、東松山キャンパス運営委員会と科目

を担当するうえでの所属先の教授会で事前協議を行い、人事計画を策定する。

また、期間の定めのある特任教員、客員教員、助教、非常勤講師については、全学的な基準として特任教員就業規則、客員教員任用基準、助教規程、非常勤講師就業規則を制定し、それに基づいて任用が行われている。

教員の募集・採用・昇格を審議する学部教授会は、教授会構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、人事に関する提案は出席者の3分の2以上の同意をもって承認される。

大学院研究科の専任教員は全て学部にも所属するため、各所属学部にも人事権があり、募集、採用、昇任等は学部教授会が取り扱っている。学部にも所属する専任教員から選出する各研究科の担当資格の判定については、各研究科の内規に従って担当科目の専門の研究業績や教育歴、指導力について審査手続きを資格審査委員会で審議後、研究科委員会において審議、決定している。

以上のように、教員の募集・採用・昇格は、明文化した規程と手続きに基づいて公正に行われ、適切と判断できる。

6-4 ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

本学における教員のFD活動（教育能力、授業方法の向上等のための活動及び、研究活動、社会活動の活性化）は、「大東文化大学全学FD委員会規程」を定め、FD活動に関する全学的実施は全学FD委員会が担っている（資料6-11）。全学FD委員会は授業方法等の改善を目的とした研修会を専任、非常勤全ての教員対象に毎年実施している（基礎要件確認シート18、資料6-13）。また、新任教員研修会として、専任教員（特任教員、助教を含む）と非常勤講師の別にハンドブックを作成し、専任教員にはそれに基づいた説明会を開催している（資料6-18）。

また、各学部・研究科では全学FD委員会とは別にそれぞれFD委員会を設置し、学位課程に応じた授業方法の改善のFD活動を実施している（基礎要件確認シート18、資料6-12、6-13）。なお、文学研究科はFD委員会を設置していないが、FD活動は実施している。

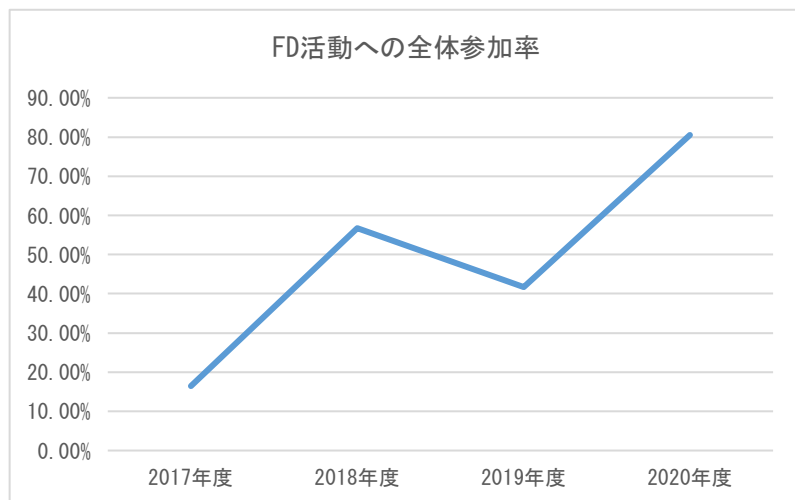
全学FD委員会は、毎年度、学生による授業評価アンケートを実施している。アンケート結果は各学部・学科の授業担当教員へフィードバックされ、アンケート中で学生からのコメントがある場合、個別に回答することになっている。さらに、前年度の学生による授業評価アンケートの結果について、各学部・学科の分析結果の提出を求め、「学生による授業評価と大学教育」として報告書にまとめている。なお、2021年度より『授業評価アンケート』は『学生による授業認識アンケート』『教員による授業認識アンケート』『学生による評価認識アンケート』と3つにわけ、対象科目を受講者が10名未満の科目から5名未満の科目に変更し、前期又後期のいずれかに行っていたものを両方とも実施することになった。特に『学生による評価認識アンケート』は、授業を履修した学生が、与えられた評価をどう認識するかを調査することによって、次学期以降の授業運営及び評価の参考にするという初の試みである（資料6-21）。

また、全学FD委員会は、各学部・研究科におけるFD活動の取組み（研修会、研究科、その他FD活動など）について活動報告書の提出を求め、「FD報告書」を作成している。FD報

告書には、当該年度中に実施した活動の概要として、日時、参加者数、活動のテーマ等を学部・研究科ごとに掲載している。「学生による授業評価と大学教育」と「FD 報告書」はホームページに公表しており、これらの大学としての取り組み及び、学部・研究科の取り組みについては、教員の資質向上のための方策を講じているといえる。

全学 FD 委員会主催及び学部別 FD への参加率の推移は、以下の通りである(図 6-4-1)。

図 6-4-1 FD 活動への教員の参加率の推移



FD 活動への全体参加率は 2017 年度 16.5%、2018 年度 56.7%、2019 年度 41.7%、2020 年度 80.5%と、大学全体の取り組みに伴い、教員の関心と意識は向上してきており、学外での FD 活動に対する関心の高まりも見せている。これらの活動により、より総合的で、効果的な取り組みを図る機会が提供されてきたと言える。

法学研究科、外国語学研究科、経営学研究科は、2016 年度認証評価で研究科の教育内容に応じた独自の FD 活動が実施されていないことを指摘されたが、法学研究科では、2020 年度は 12 月 9 日に FD 研究会を開催し、法学研究科がどのような教育・人材育成を施行すべきかなどの点について議論し、課題を共有した。外国語学研究科、経営学研究科においても、それぞれの研究科 FD 委員会で研修会を開催し、研究科としての教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした組織的な研修・研究の実施について改善されている。

「大東文化大学全学 FD 委員会規程」では、委員会の目的を「教育内容及び技法の質の向上」に限定し、教員の研究活動、社会活動を含めた資質向上の支援を担う役割が明確化されていなかったため、委員会の目的を「教員の教育の内容及び技法の改善、その他研究活動等における教員の資質向上を組織的に支援する」こととする旨の改正を行った(2019 年 10 月 28 日施行)

(資料 6-11 p1)。2020 年度はコロナ禍によるオンライン授業への対応という事態に直面し、活動内容はオンライン授業の質の向上、改善を中心に展開することとなったため、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための全学的な取り組みについて検討を行い、施策を実施することが今後の課題である。

教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動への評価については、教職員の教育研究活動を奨励することを目的として、教職員の優れた研究教育活動に対し表彰を行う「学校法人大東文化学園職員研究教育活動顕彰規程(梧桐賞)」(2018 年 7 月制定)の運用により行っている(資料 6-19 p1)。

また、2020 年度より各教員は自身の活動の振り返りとして、毎年度「大東文化大学教育職員

研究活動等報告シート」を学部長（所属長）へ提出することが義務付けられた（資料 6-20 p3）。シートの中の項目のうち、①研究活動について、②教育活動、社会貢献活動についての記載内容は、所属長が職員研究活動顕彰（梧桐賞）へ推薦（他薦）するにあたっての参考資料とすることができる。推薦基準等については、学部長会議申合せ事項に定めている（令和 3 年 4 月 19 日）（資料 4-32 p28）。

「大東文化大学教育職員研究活動等報告シート」の作成は、内部質保証の方針の教員個人レベルとして「教育活動、研究活動、社会活動等の適切性に関して、自己点検及び自己評価を行う」と定めている恒常的質保証にあたる（資料 1-6【ウェブ】）。

なお、教育活動、研究活動等の活性化を図るさらなる取り組みとして、教員の業績評価をどのように位置づけるかに関しては、今後大学としてどのように進め実施していくのが課題である。

以上、教員の資質向上に関して、FD 活動は適切に実施されており、教員の各種活動の活性化や向上につながっていることから、おおむね適切に行われていると評価できる。

6-5 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、内部質保証規程に基づき、全学人事委員会及び全ての学部・研究科、全学 FD 委員会、所属する教員がいるセンター及び大学附置研究所に設置された部局別自己点検・評価委員会による自己点検・評価を毎年実施している（資料 2-1 p4）。その際、求める教員像・教員組織の編制方針を踏まえ、大学評価基準に準拠した項目に沿って、評価の視点を設定しており、教員組織の適切性について、現状説明、長所・特色、問題点に関する根拠資料を明示した点検・評価シートを作成している。また、点検・評価シートは内部質保証委員会による点検・評価を受け、所見（助言、改善指示など）を付されて各部局へフィードバックされる（資料 2-10）。

教員の資質向上や教員組織に関する自己点検・評価結果の問題点や、認証評価の提言に対して取り組む事項などは、年度末に内部質保証委員会の検証を経て学長（大学執行部）へ提言として提出され、この提言を基に学長方針として学部長会議で大学全体の現状として報告され、次年度の行動計画として改善に繋げる。

具体的な改善事例としては、大学全体の FD 活動として全学 FD 委員会規程の改正（研究活動、社会貢献活動を追加）を行った。また、教員の「大東文化大学教育職員研究活動等報告シート」の作成がある。一般研究費支給の条件となり、これにより自身の活動の振り返りと次年度の活動の推進を図ることに繋がる。

このことにより、内部質保証として組織レベルでの恒常的保証を担保し、PDCA サイクルが機能するためのシステムは構築されている。

以上、教員組織の適切性に関する定期的な点検・評価、改善・向上に向けた取り組みは適切に行われていると判断できる。

2. 長所・特色

第1は、女性教員比率の向上である。大学全体の女性教員比率が、2017年度20.5%、2018年度26.0%、2019年度29.5%、2020年度29.9%、2021年度30.7%と向上の一途をたどっている。学部別の女性教員比率では、国際関係学部で48%、スポーツ・健康科学部で47.8%と、50%達成も近い（**基準別データ類 6-2-3**）。

第2は、FD活動への参加率の著しい向上である。2020年度の全学の参加率は80.51%であった。2017年度16.45%、2018年度56.68%、2019年度41.68%であったことを見れば、参加率が格段に向上していることがわかる。大学全体の取り組みにともない、FD活動に対する教員の関心と意識は着実に向上してきており、学外のFD活動に対する関心の高まりも見せている（**基準別データ類 6-4-1**）。

第3は、教職員の優れた研究、教育、社会貢献活動を表彰することを目的に、2018年に制定された「学校法人大東文化学園職員研究教育活動顕彰規程（梧桐賞）」の運用に関して、推薦基準や推薦フォームが具体的に整備されたことである（**資料 6-19**）。このことは、教員評価制度の第一歩として評価できる。

第4は、一般研究費支給の条件として、専任教員に「大東文化大学教育職員研究活動等報告シート」の提出が義務付けられたことである（**資料 6-20**）。これにより自身の活動の振り返りと次年度の活動の推進を図ることに繋がる。

3. 問題点

第1に、国際交流センター、大学附置研究所（東洋研究所、書道研究所）及び教職課程センターにおいて「求める教員像・教育組織の編制方針」定めることが必要である。

第2に、2014年2月に制定され、2018年12月に改定されている全学の「求める教員像・教育組織の編制方針」について、分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等が盛り込まれているかどうか総点検するとともに、それを基準に、各学部、研究科の方針の見直しを図る必要がある。

改善点の第3は、大学としての統一的な評価制度を整備することである。2020年度に一般研究費支給の条件として、専任教員に「大東文化大学教育職員研究活動等報告シート」の提出が義務付けられたわけであるが、本シートを教員評価にどう活用するかを議論し学内合意を得ることが必要である。

4. 全体のまとめ

大学として求める教員像・教育組織の編制方針については、大学の理念・目的に基づき明確に定められ、本学の自己点検・評価報告書に記載され公表され、適切に教員組織を編成していると認められる。教員の募集・採用・昇格については、各就業規則及び教員選考基準等において基準や手続きを明確にし、適切に実施されている。FD活動に関しては、参加率の飛躍的向上に示されるように、大学全体の取り組みにともない、FD活動に対する教員の関心と意識は着実に向上してきていると評価できる。

教員組織の適切性についても、教員採用人事や昇格人事の際に、各部局において適切性を検証している。このように、教員・教員組織はおおむね的確に実施されており、特段の問題は生

じていない。

しかし、「改善すべき事項」に記したとおり、「求める教員像・教育組織の編制方針」の総点検や統一的な教員評価制度の整備は課題となっている。とりわけ、全学的な教員評価制度については目標年度を定め、その整備に向けて具体的な検討を進めていく必要がある。これらの改善に取り組むことが、教員、教員組織の充実に不可欠な課題であると思われる。

第7章 学生支援

1. 現状説明

7-1 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

加速するグローバル化の現実と課題に対応する本学の理念「アジアから世界へ一多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」を実現するため、本学では、「1. 修学支援」「2. 生活支援」「3. 進路支援」「4. 課外活動への支援」及び「5. 学生支援の適切性についての定期的な検証」の5項目からなる「学生支援に関する方針」を定めて、大学ホームページに公表している（資料1-6【ウェブ】）。方針は毎年自己点検・評価の際に点検・評価シートに記載して確認のうえ、必要があれば見直しを行って共有している（資料2-10）。また、共生やダイヴァーシティ（多様性）の観点から、「障がい学生支援の基本方針」を定めて、大学ホームページに公表している。以上により、方針の明示は適切であると判断する。

7-2 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と対応
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では、「学生支援に関する方針」に沿った学生支援体制として、「学生支援センター」「キャリアセンター」「教職課程センター」「国際交流センター」「スポーツ振興センター」「地域連携センター」及び「入学センター」の各センターを設置して整備し連携している。また、同窓会や青桐会（保護者会）とは各センターをはじめとする関係部署が適宜打合せを行い連携（青桐会全国支部総会への教職員派遣、保護者のためのガイドブック作成への協力、意見交換会の開催、スポーツの応援等）している。具体的な学生支援の内容は以下の通りである。

<修学に関する支援>

（１）学生の能力に応じた補習教育、補充教育

全 20 学科において、高校教育から大学教育へ学生がスムーズに移行できるよう推薦入学者対象に入学前教育を実施している。また、15 学科においてプレイスメントテスト等による能力別クラス編成を実施している。例えば経済学部では、プレイスメントテストにより、英語及び基礎演習（1 年次必修科目）の能力別クラス編成を実施している。補習教育・補充教育に関しては、本学ではシラバスに担当教員への連絡先、連絡方法として研究室、E-mail などを記載することになっており、各学科によってはオフィス・アワーを運営している。また、教育補助員制度があり大学院生が TA として、文学部、外国語学部の学生や、アジア地域研究科の修士課程の院生に対して補習教育・補充教育に関する活動を行っている（資料 7-6）。

（２）自主的な学修を促すための支援

グループディスカッションやセミナー、ワークショップ、勉強会などのために、図書館にラーニング・コモンズを設け、図書館や情報教室には PC を東松山キャンパスに 784 台、板橋キャンパスに 360 台用意している（資料 7-9【ウェブ】）。また、2020 年度にはオンライン授業実施のために、学内の Wi-Fi 環境を増強した。

（３）障がいのある学生への支援

障がいのある学生への支援については、「障がい学生支援の基本方針」に基づき学生支援センターが、受験（入学前）相談、（入学後）授業担当教員への配慮依頼文書の発信、ノートテイクなどの有償学生ボランティアの手配、障がい学生や担当教員からの随時相談受付・検証を担っている（資料 7-7【ウェブ】）。関連部署間の連携、職員の各種研修参加による知識・技能の向上などにより、障がいのある学生への支援に努めている。2021 年度は全盲学生の入学があり、入学前から、入学センター、学生支援センター、当該学部、管理課をはじめとする関連部署が連携して、他大学視察やバリアフリー環境整備などに努めた。

（４）外国人留学生や海外派遣留学生への支援

外国人留学生や海外派遣留学生への支援は国際交流センターが担っている（資料 7-18）。外国人留学生への修学支援としては、例年協定校からの交流学生に対し、日本人学生によるチューター制度を設け、日本語学習支援を通じ交流を図ってきた。2020 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で交流学生の受入れが中止になり実施できなかったことから、Zoom を活用した日本人学生とのオンライン国際交流会を開催した。一方、海外派遣留学が中止され、渡航

を伴う留学が叶わない学生に対して代替プログラムとして、短期オンライン留学プログラムの提供を行った（資料 7-19）。

海外派遣留学生の支援としては、例年学内で実施する TOEFL-ITP®テスト及び TOEIC®テスト公開団体試験について、2020 年度は感染症拡大防止の観点から TOEFL-ITP®試験オンライン受験試験実施に切り替えたが、2021 年度は学内試験を実施している。また、国際理解教育のより一層の推進と外国語能力の向上を図るため、各種語学検定試験の積極的な受験を促す目的で受験料の助成を行っている（資料 7-37）。

（5）学力面等に困難を抱える学生への支援

成績不振者については、留年や奨学金打ち切りなどに至らないよう、各学部・学科教員による面接を実施し、成績不振理由の確認や学業への取り組みのアドバイス等を行っている。休学・退学希望者についても各学部・学科教員による面接を実施し、さらには保証人への連絡（同意確認）を行っている。2020 年度は、退学率の目標値である 2.5%（以下）を超えた学科は 8 学科あった（資料 7-10）。2021 年 5 月からは、学生支援センター所長による「授業など困りごとホットライン」を試行的に開設した（資料 7-1【ウェブ】）。これは主として、学生が授業担当教員に相談できない（しづらい）、相談しても解決しなかったなどのケースを想定しているが、開設約一ヶ月で 11 件の相談が寄せられ、学部事務室と連携して対応している。

（6）各種奨学金制度などの経済的支援

経済的困窮学生に対して、まずは高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構奨学金を案内しているが、それらを補完する本学独自の経済的支援として、桐門の翼奨学金（入学前予約採用型）、授業料減免（大学院、私費外国人留学生）、温故知新報奨金（学業成績優秀者）、給付奨学金（大学院）、特別修学支援金（家計急変対応）、教育ローン利子補給金、学生災害見舞金などを用意し、大学ホームページで周知している（資料 5-13【ウェブ】、大学基礎データ表 7）。これらの本学独自の経済的支援は全て給付型とし、修学専念と意欲向上を期するものである。2021 年度施行として、規則（大東文化大学学業成績優秀者表彰規程・大東文化大学私費外国人留学生学業成績優秀者表彰規程（温故知新報奨金）、大東文化大学特別修学支援金給付規程）を改正し支援の充実を図った。温故知新報奨金は金額を倍増（10 万円→20 万円）、特別修学支援金は増枠（20 名→30 名）、教育ローン利子補給金は留年者も利用できるようにした（資料 7-17）。温故知新報奨金の増額は、今まで必ずしも十分とは言えなかったかもしれない学業成績などが中上位層の学生に対する支援の端緒としたい。コロナ禍に見舞われた 2020 年度は、国からの学生支援緊急給付金などに加えて、本学独自のものとしては、大東学生特別支援金として全学生に一律 5 万円給付、様々な事情から PC やインターネット環境を準備できない学生に対してノート PC やポケット Wi-Fi の貸与、特別修学支援金の 20 名増枠、寄付金を原資とする修学継続支援事業を実施した（資料 7-20）。また、2020 年度に引き続き 2021 年度も学費納入の特別延納措置を実施している。

＜大学院生への修学支援＞

大学院生に特化した取り組みとして、大学院生研究室の整備やコピーカードの提供等を行っている。

＜生活に関する支援＞

（１）学生相談室による支援

2020年度からは、コロナ禍のため、通常の見面式での相談に加えて電話やオンライン（Zoom）での相談にも対応を開始した。また、学生相談室の利用案内を動画で作成し、大学ホームページから視聴できるようにした（資料 7-11【ウェブ】）。学生相談室に親しんでもらうため、「リラクゼーション」「アート」をテーマにした Zoom によるオンライングループワークをそれぞれ 3 回と 5 回企画した。また、専任（1名）・専門嘱託（1名）・非常勤（7名）の全カウンセラーが一堂に会して、研修・情報共有・役割分担等を目的とするカウンセラーミーティングを年 4 回実施し、専任・専門嘱託カウンセラーは学外研修にも参加して、知識・技能向上に努めている。カウンセラーは、メンタルヘルスが専門の学校医（7名）とも連携している。さらには「学生相談のしおり」「キャンパスライフ・こころのリーフレット」を発行している（資料 7-12）。2020年度は全学でのべ 1,883 件の相談に対応した（資料 7-21）。

（２）診療所・保健室による支援

診療所では学校医（20名）が病気や怪我などの初期診療を行い、保健室では看護師（専任 2名のほかに専門嘱託、非常勤が複数名）が怪我や体調不良時等の応急措置、健康相談、疾病予防等に関する健康相談を行っている（資料 7-22）。診療所長と専任看護師は揃って学外研修に参加して、知識・技能向上に努めている。毎年定期健康診断を実施しているが、その診断結果と診療所・保健室利用情報をデータ管理し、入学時から卒業まで一人ひとりの心身のサポートに努めている（資料 7-23【ウェブ】）。例年年度当初に実施している定期健康診断は、2020年度、2021年度はコロナ禍のため 8～9月の実施となった。またオンラインによる健康調査を実施して心身の健康状態を確認し、問題がありそうな学生には看護師が個別に連絡した。なお、保健室は、学外の医療機関で健康診断を受診した場合の助成や、学校法人大東文化学園安全互助会（福利及び厚生の増進を図ることを目的に学園が設置）の医療見舞金制度（本学独自の助成や制度）の事務取扱窓口も担っている。

（３）ハラスメントの防止と対応

言うまでもなくハラスメント事案は起こさないことが最も大切であり、不幸にして生じた事案には迅速な対応が不可欠である。本学ではハラスメント防止のための関連規程を制定し、大学ホームページの「ハラスメント相談窓口について」において、ハラスメントの定義を明示して啓発し、相談窓口を案内している（資料 7-24）。相談窓口は、担当部署名だけでなく、教職員からなる相談員とその連絡先を明示している。また、同じく大学ホームページにおいて「部活動の指導における暴力・ハラスメント行為の禁止について（通知）」を運動部指導者宛に掲出し、ハラスメントの防止に努めている。2020年度はハラスメント問題調整等委員会にまで至った案件はなかった。

＜キャリアセンターによる進路支援＞

一般企業・公務員等を希望する学生の進路支援はキャリアセンターが担っている。まず配布物としては、入学時の1年生に対して、「キャリアサポートブック」を配布し、低学年からキャリアセンターの活用促進、4年生までのサポートスケジュールやキャリア形成に役立つ授業の紹介などを行っている（資料7-13）。就職活動が本格化する3年生全員に対し、就職活動の基本スケジュール、利用案内、自己分析の仕方などを記載した「大東文化大学就職活動手帳」を配布している（資料7-14）。これ以外に、各学年で必要なこと及び希望する進路先に応じた各種の支援行事、ガイダンス等を行っている。2020年度は、新型コロナウイルス感染症拡大によって学内への入構制限が1年間継続されたこともあり、ガイダンス等は、すべてオンラインで実施した。その具体的な内容は以下の通りである。

（1）キャリア形成及び就職支援の関連行事

3年生対象の就職ガイダンスとして、就職活動の進め方、自己分析（自己理解）、業界・職種・企業研究の方法、履歴書・エントリーシートの書き方、面接対策、求人票の見方などの説明を行っている。2020年度は、Webガイダンスの実施にあたり、Zoomウェビナー機能をキャリアセンターで契約し、コロナ禍に対応した支援を継続することに注力した（資料7-25）。その結果、3年生の支援行事参加者は、延べ6,681名（学内セミナー参加者は含まず）となった（資料7-27）。可能なものについては、ライブ配信後、オンデマンド配信も実施した。

次に学内就職セミナーとして、約300の企業・団体の人事担当者を学内に招き、企業説明会を実施している。2020年度は、就職活動の早期化傾向がみられたため、実施を2月中旬に前倒しして開催した。オンライン化により、参加学生数の減少が懸念されたが、例年と同程度の延べ12,287名の参加があった。オンライン化の利点を活かし、地方企業へも参加を呼びかけ、地方銀行を中心に新規参加企業を開拓した。さらに、同時刻に参加希望企業が重なった学生には、当日の各企業の説明を録画したものをオンデマンド配信した。

以上のほか、就職情報サイト主要8社の学内合同登録会、企業の採用担当者を招いた模擬面接、業界研究セミナー、外見力UP講座、OBOG訪問会、4年生の就職活動報告会、インターンシップ合同説明会など、その時々に必要な支援行事を開催している。なお、ガイダンスやその他の支援行事の際、アンケートを各回で実施しており、実施時期やニーズの把握により、その後の支援に繋げている。

（2）キャリアアドバイザーによる個別相談

キャリアコンサルタントなどの専門資格を持つ「キャリアアドバイザー」と事務職員が連携し、一般企業、公務員志望の学生の相談希望に対し、個別面談、面接練習などを行っている。2020年4月よりZoomによるオンライン面談を開始した。このこともあり、相談件数は、板橋キャンパス6,828件、東松山キャンパス2,314件となり前年度より増加している（資料7-28）。

（3）外国人留学生、障がいのある学生のキャリア形成支援

外国人留学生に対しては、3年生の年度当初に日本と海外の就職活動の違いを中心としたガイダンスを実施している。また後期には、就職活動の基礎や履歴書の書き方などに関するガイ

ダンスも実施している。大学の支援だけでは情報が限られることから、東京外国人雇用サービスセンター、グローバルリーダーなど各種機関と連携して支援を行っている（資料 7-29）。

障がいのある学生の支援については、ガイダンス等の支援行事も行っているが、学生個々の障がいの程度が異なることから、個別相談中心の支援を行っている（資料 7-30）。また、ハローワーク等の就職支援の専門機関と連携を行っている。キャリアセンターの相談を通じて、コミュニケーションが苦手な学生や発達障がいの疑いのある学生で専門的な支援が必要と認識した際は、学生相談室などの活用を促している。また、別途、いたばし若者サポートステーションなどの専門の支援機関と連携し、キャリアセンター内で相談できる体制を整えている。

（４）資格取得講座の開設

就職活動に役立つ資格や公務員試験対策講座のほか、企業へ入社後も活用できる資格や技能の習得を目指し、各種のダブルスクール講座を開講している（資料 7-31）。学内で実施するメリットとして、学外の会場まで移動する必要がないこと、学外の講座より安価で受講できることなどがある。2020年度は、ダブルスクールもオンライン（オンデマンド）での実施となった。コロナ禍による急遽の対応となったため、後期からの開講を余儀なくされたが、両校舎あわせて560名の受講者に対し、講座を開講した。公務員は、志望する団体により受験科目が異なるため、別途、キャリアセンター主催の公務員講座を開講している。これは市役所・警察官などの教養試験のみで受験可能な団体を目指した講座となる。

（５）卒業後の支援

在学生同様、卒業生からの相談も受け付けており、相談があった場合には、個別に相談対応を行っている。求人情報の提供も行っており、キャリアセンターのシステム「求人検索 NAVI」を開放し、既卒者への求人情報を提供できる体制を整えている（資料 7-32）。

<大学院生への進路支援>

一般の企業などへの就職を希望する大学院生に対しては、キャリアセンターが大学院事務室や国際交流センターとも連携しながら、学部生と同様の進路支援を行っている。

研究者を目指す大学院生に対しては、その能力を培うために、授業以外にも学会やシンポジウム、TA等の機会を設定し、また、大学教員等の研究者公募情報を大学院事務室が提供している。

<教職課程センターによる進路支援>

教育職員及び司書教諭、学芸員等のキャリアを希望する学生の進路支援は教職課程センターが担っている。具体的な取り組みは以下の通りである。

（１）ガイダンス等

入学時から年間を通し、学年進行に応じて必要な進路支援に関する指導・ガイダンス等の行事を実施している。2020年度前期はほぼ全ての授業をオンライン方式にて実施したことから連動し、ガイダンス等もオンライン開催としたが開催方法や資料提供などを工夫し、

内容の質を落とさないようにした（資料 7-33）。

（2）教職セミナー

専門指導員による教職セミナーでは教職教養の講義、小論文の指導及び面接練習などを、教科専門の兼任教員による教職セミナーでは専門教養の講義や教員採用試験の問題演習などを行っている。専門指導員はアポイントメントによる個別相談にも対応している。教職セミナーの出席状況と個別相談の参加状況は集計され、教員採用試験の結果と合わせて分析されている。

（3）卒業後の支援

卒業生支援の取り組みも進め、それらを管理委員会で検討共有している。2020年度からは「卒業生支援交流会(オンライン)」を実施し、全国各地の卒業生サポートとネットワーク構築に取り組んでいる（資料 7-34【ウェブ】）。

（4）地域連携による体験型学習：インターンシップ

2021年度からは、「彩の国子ども若者支援(アサポート)」「板橋区小中学校での体験活動(学習支援)」「沖繩名護市小中学校における体験学習」をインターンシップ 1 と 2 としてカリキュラム化した。これらは、従来ボランティアとして実施していたものであるが、学生の要望に応え内容の質を高めるために行ったものであり、意欲的な学生の学修意欲の向上につながっている（資料 7-35【ウェブ】）。

（5）教員養成コロキウム

コロキウムとはラテン語が語源であり「人々が集い、学び合う場」のことであるが、教員養成コロキウムはセンター発足時より継続的に行われてきたイベントである。前期には未来の教職員としての教養を深める教養系を、後期には就職支援に直接つながるキャリア系を開催してきた。前者のテーマは「戦争体験を語り継ぐ」「難民支援と教育」「イギリスの公教育の変遷」「協働的な授業実践」など多岐に渡っており、2020年度は「子どもの貧困と支援」、2021年度は「協働的な授業実践」であった。市民参加(公開)で行われ、外部からも好評であった。後者では教職に就いている卒業生や教育実習を終えた学部生による全体会でのトークセッションや免許種ごとの分科会での各教科指導の実践報告などを行ってきた（資料 7-35【ウェブ】）。

（6）その他

2020年度はコロナ禍の影響により、多くの授業がオンライン化されたが、教職課程センター専任教員（教職課程センターの授業や業務を主たる任務とする教職課程センター所属の専任教員）を中心に、専任教員や非常勤講師へ授業構築にあたっての方針を示し、ネット利用等についての具体的サポートを継続的に行い、学修の質が低下しないように進めてきた。

これにより学内における感染症拡大の防止に寄与することができた。さらに、新設の社会教育士資格、健康科学科における理科免許取得申請、書道学科における国語免許取得申

請など、状況に応じたカリキュラム編成と教員配置を適宜実施してきた。

<課外活動への支援>

(1) 課外活動（学生自治組織・文化活動・スポーツ活動）への支援

新入生歓迎特別実行委員会主催の新入生の歓迎を兼ねた勧誘会については、2020年度はコロナ禍のため後期（9月と12月）に、2021年度は4月に実施され、学生支援センターとスポーツ振興センターはその支援に努めた（2021年度の参加学生数は約2000名）。文化祭（大東祭）については、例年大東祭実行委員会（学生団体）・学生支援課・管理課による三者合同会議を月例で開催し、その支援に努めているが、2020年度2021年度はコロナ禍のため中止となった。学生自治組織や文化活動団体については学生支援センターが所管しているが、その各団体の指導者については今までその承認が曖昧だったので、2020年度より学生支援センター運営委員会において承認し、学長経由で理事長報告することで明確化した。体育連合会（運動部）についてはスポーツ振興センターが所管し、スポーツ強化対策委員会やスポーツ振興センター運営委員会においてスポーツ奨学生や指導者を承認し、同様に学長経由で理事長報告という手続きを経ており、支援体制を強化している。

(2) 学生のボランティア活動への支援

地域連携センターでは、大学ホームページで「D-VOIS (DAITO Volunteer Information System)」を運用し、学生が希望するボランティアの分野を登録することにより、その情報を配信し、学生へのアドバイスやネットワーク構築に努めている（資料7-15【ウェブ】）。また、本学が所在する埼玉県東松山市の「クリーンウォーク」に参加することなどを通して地域連携にも努めている。さらには、東日本大震災直後から宮城県東松島市の住民と本学学生・教職員が交流を続けてその関係性を発展させてきているが、2020年度は、教員によるフレンドシップ公開講座と、選抜学生によるPBLを実施した（資料7-36 p6）。

学生支援センターでは、障がいのある学生への支援（ノートテイクなど）を行う有償学生ボランティアの手配と支援に努めている。

以上により、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は適切に整備され、また学生支援は概ね適切に行われていると判断する。

7-3 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上へ向けた取り組み

<学生調査による点検・評価>

学生支援センターでは大学への満足度や学修・生活状況等の実態を把握することを目的とした学生生活調査を実施し、その結果を大学生生活・教育等の質向上や環境整備、学生支援の向上のために活用している（資料1-22、1-22【ウェブ】）。例えば、調査でインフラ整備の要望があったので、学校法人大東文化学園安全互助会の協力も得て、東松山キャンパスの老朽化したベン

チを 2021 年 5 月に交換した。また 2020 年度の調査結果については概要を大学ホームページで公開し、かつ自由記述部分について今後の授業運営等の参考資料として、各学部・学科に 2021 年 5 月にフィードバックした。2021 年 4 月には、学生支援センター運営委員会の下に「学生行動／認識可視化部会」を設置し 2020 年度に実施されていた複数の調査の文言を包括的に検討し、2021 年度に実施する調査の文言・形式等を策定すべく検討している。

<学生支援の自己点検・評価>

内部質保証規程に基づき、学生支援について毎年、各学部・研究科、各センター、総務部に置かれた部局別自己点検・評価委員会による自己点検・評価を実施している。その際、「学生支援に関する基本方針」を踏まえ、大学評価基準に準拠した項目に沿って、評価の視点を設定しており、学生支援の適切性について、現状説明、長所・特色、問題点に関する根拠資料を明示した点検・評価シート及び改善に取り組むための目標シートを作成している（資料 2-10）。

点検・評価については、修学支援に関しては各学部・研究科、学生支援センター、教職課程センター、国際交流センターなどが、生活支援に関しては学生支援センター、スポーツ振興センター、国際交流センター、総務部などが、進路支援に関してはキャリアセンター、教職課程センターなどが、そして課外活動支援に関しては学生支援センター、スポーツ振興センター、地域連携センターなどが、それぞれ実施している。また、各センターにはそれぞれ運営委員会や管理委員会があり改善や諸施策の検討を行い、全学に係る事項があれば学部長会議に報告している。点検・評価の結果、規則改正が必要となる場合は学部長会議、大学評議会、理事会に諮っている。点検・評価結果を踏まえ、学生支援に関してこれまでに取り組んだ事例は、例えば前述の項目 7-2 の経済的支援（奨学金関連）に係る規則改正があげられる。

また、各部局の点検・評価シートは内部質保証委員会による点検・評価を受け、所見（助言、改善指示など）を付されて各部局へフィードバックされる。

大学の内部質保証システムを機能させる組織である内部質保証委員会は、自己点検・評価結果の問題点や、DAITO VISION 2023 の施策などの改善計画、認証評価の提言に対して取り組む事項について検証を行い、改善提言として学長（大学執行部）へ提出する。この提言をもとに学長（大学執行部）は学長方針として大学評議会（大学院評議会）へ報告し、次年度の行動計画として改善に繋げることを記述し、内部質保証として組織レベルでの恒常的保証を担保し、PDCA サイクルが機能するためのシステムは整備されている。

2. 長所・特色

本学学生支援の第 1 の特色は学生支援センターが幅広い支援を一手に引き受ける、いわば「ワンストップセンター」となっていることである。学生支援センターの中に、板橋・東松山の各キャンパスに学生支援課、診療所・保健室、学生相談室及び障がい学生支援分室が配置されているため、これらの部局がシームレスに連携することが容易になっている。相談事があったときにどこに相談したらよいかわからない学生にはとりあえず学生相談室に相談するよう呼びかけており、学生からすると「敷居の低い」支援体制になっていると考えられる。

第 2 の特色として独自の奨学金制度の充実が挙げられる（資料 7-17、大学基礎データ表 7）。桐門の翼奨学金は成績優秀な入学生に対して 1 年次の授業料全額、2 年次以降は半額を免除する

もので、優秀な学生を集めかつ彼らが学修意欲を継続する動機づけとなっている。温故知新報奨金は2年生以上の各学部・学科で最も学業成績が優秀である者に与えられるもので、やはり上位層の学生の動機づけとなっている。経済状況が困難に直面した場合に利用できる特別修学支援金や学生災害見舞金の制度も手厚いものとなっており、全体として経済面での支援は十分であると言えよう。

第3の特色は就職支援の手厚さである(資料3-23【ウェブ】)。一般就職の支援としては上述したキャリアセンターによる支援の充実に加え、経済学部の「日本の企業社会 A・B」、社会学部の「キャリア支援特殊講義 I・II」など学部・学科ごとのキャリア支援科目も豊富である。さらに全学共通科目として、主に1・2年生を対象とし、社会人基礎力を身につけるための「キャリアデザイン(キャリアと教育)」と、主に3年生を対象として就職活動に必要な実践的な知識を身につける「キャリアデザイン(しごと・能力・ライフデザイン)」の2科目を開講している。就職に関しては教職課程センターの存在も大きな強みである。中学高校での教員あるいは教育行政の経験者である専門指導員による教職セミナーは志を同じくする学生たちの学び合いの場となっている。

3. 問題点

前項で第1の特色として挙げた学生支援センターの「ワンストップ性」は、裏を返せば学生支援業務の多忙を招く潜在的リスク要因でもありうる。学生支援課は奨学金関係業務その他の「事務的」業務を、診療所・保健室、学生相談室及び障がい学生支援分室はそれぞれ、学生の心身のケアに関わる営みを主として担うという想定だが、ことの性質上これらは必ずしも峻別できるものではなく、実際には学生相談室のカウンセラーに加えて学生支援課の課員も学生の心身のケアに関わる部分に多くの時間とエネルギーを費やしていることも多い。また2021年現在コロナ禍の出口が見えない中、感染した学生に係る事務作業その他による診療所・保健室業務の逼迫があり、職員のメンタルヘルスの保全も喫緊の課題となっている。将来的には事務的な学生支援業務と学生の心身のケアに関わる業務を担う部局を切り離す組織改編なども検討する価値があろう。

第2に学生生活調査の結果は今までも増してさらに有効に活用される必要がある(資料1-22)。これまでも調査の結果の要約は大学ホームページに掲載するなどされてきたが、例えば学生による自由記述が十分に各学部・学科にフィードバックされ、当該の事柄の改善に生かされてきたとまでは言えない。「学生行動/認識可視化部会」の検討の結果を受けて、結果がより活用しやすい調査となることが期待される。

第3の課題は退学者の抑制である(大学基礎データ表6)。2020年度の全学での退学率は2.17%とコロナ禍前に比べると減少したが、一時的な現象である可能性もあり、引き続き取り組まなければならない。休学・退学希望者に対して行っている各学部・学科教員による面談は有効と思われるが、そもそもそのような希望を生じさせないことのほうが重要である。そのためには魅力的な授業と大学生活を提供するにつきるのではないか。例えば学生が授業に不満を感じる時、当該学生の認識としては授業レベルが高すぎる場合と低すぎる場合が考えられるが、このふたつでは、必要な調整の方向が180度異なる。そのためにも本学の学生たちが何をどのように感じているのかを知ること、つまり認識の可視化が急務であり、上述した学生生活調査に加

えて、全学 FD 委員会で実施している授業関係アンケートなどのさらなる有効活用が求められる。

第4の課題はダイバーシティへのさらなる対応である。身体面の障がいを持つケースとしては、2021年度に本学に初めて全盲の学生が入学した。現在、東松山学生支援課の職員を中心にサポート体制を組んでおり、3年次になって板橋キャンパスに通学するためのサポートの準備も進行中である。また発達障害と総称される特徴を持つ学生たちも増えてきている。いずれのケースも学生支援センターと当該学部事務室の緊密な連携が欠かせない。さらに近年、LGBTQ+などの包括的表現によって多様な性のあり方が広く認知されてきているが、性別違和のある学生が通称使用を希望したときに対応するためのルールを整備する必要がある。現在学生支援センターの下に「性別違和のある学生の通称利用に関する検討部会」が設置され、検討が進行中である。

4. 全体のまとめ

以上、学生支援の体制の概略を、修学に関する支援、生活に関する支援、キャリアセンターによる進路支援、教職課程センターによる進路支援、課外活動への支援、に分けて記し、現在の体制のもとで学生支援はきめ細やかに、適切に行われており、その適切性の点検もなされていることを述べた。一方、今後検討せねばならない課題として、(1) 学生支援センターの「ワンストップ性」の是非の検討、(2) 学生生活調査のアップデートとより有効な活用、(3) 退学者の抑制の基礎データ取得のための学生認識のさらなる可視化、(4) ダイバーシティへのさらなる対応、を挙げた。

第8章 教育研究等環境

1. 現状説明

8-1 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は2014年度に、大学基準の10の基準に則り「大東文化大学基準別基本方針」を制定し、その一つとして「教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、2018年度に見直しを行い、ホームページで公表している（資料1-6【ウェブ】）。そのほか、『大東文化大学 将来ビジョンと基本方針』（2019年5月総合企画室発行）に記載し、PDFデータで全教職員へ配信されるなど教職員に周知を図っている（資料1-7【ウェブ】）。

基本方針として、本学の教育研究上の目的を達成するために、大学設置基準に定められた規定を遵守しつつ、高等教育機関にふさわしい教育研究等の環境整備として、教育環境、研究環境、生活環境についてハードとソフト両面で環境整備を進めること、併せて地域社会と共生するキャンパスづくりを行うこととしている。「DAITO VISION 2023」の6つのビジョンにおいても、教育研究等環境に関して、「人権と自由を尊重し、公正な大学運営を行い、社会に信頼される組織となる」とし、百周年の大東文化大学像としてキャンパス整備について定めている。

本学の教育研究等環境に関する方針は、教育支援、研究支援環境の整備に関することを定めており、適切に明示していると判断する。

8-2 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

本学は教育研究施設として板橋キャンパス、東松山キャンパス、緑山キャンパスの3つを持っている。学生の所属する板橋キャンパス、東松山キャンパスの収容定員、校地面積、校舎面積は表8-2-1のとおりである。

板橋キャンパス、東松山キャンパスを合わせた校地面積は116,302.14 m²、校舎面積は115,084.81 m²であり、大学設置基準(校地面積:113,000.00 m²、51,169.30 m²)を満たしている(大学基礎データ表1)。

各校舎における、講義室・演習室等の数、面積は表8-2-2のとおりである。運動場等の施設についても、東松山キャンパスと板橋キャンパスに整備されている。

また、東武東上線東武練馬駅近くには大東文化会館があり、生涯学習講座（オープンカレッジ）、研究会・研修会、講演会、特別講義などに利用されている。

表 8-2-1 校地・校舎の面積

キャンパス	収容定員 (人)	校地面積 (㎡)	収容定員一人 あたり校地面 積 (㎡)	校舎面積 (㎡)	収容定員一人 あたり校舎面 積 (㎡)
板橋	4,802	13,217.11	2.75	41,593.45	8.66
東松山	6,740	103,085.03	15.29	73,491.36	10.90
合計	11,542	116,302.14	10.08	115,084.81	9.97

表 8-2-2 講義室・演習室等の面積

キャン パス	講義室		演習室		学生自習室		実験実習室		合計 (㎡)
	(室)	(㎡)	(室)	(㎡)	(室)	(㎡)	(室)	(㎡)	
板橋	67	5,792.86	12	346.71	28	1,557.35	27	1,742.44	9,439.36
東松山	119	14,622.72	32	2,111.86	9	594.80	74	12,344.68	29,674.06
合計	186	20,415.58	44	2,458.57	37	2,152.15	101	14,087.12	39,113.42

板橋キャンパスには、3～4年次生を中心に約5,000名が学び、整備事業計画の基本コンセプトとして「人と環境にやさしい都市型キャンパス」を掲げ、学生の快適なキャンパスライフと地球環境への負荷低減の両面を追求した校舎である。

東松山キャンパスは、1～2年次生を中心に約7,000名が学んでいる。板橋キャンパスが都市型キャンパスであるのに対し、埼玉県西部の比企丘陵に立地する東松山キャンパスは、広大な敷地と豊かな自然環境に恵まれた郊外型キャンパスである。

今後、教室の数や各教室の収容人数、曜日時限ごとの教室利用率などの適切性に関して、点検・評価も実施する必要があるだろう。

(1) 施設、設備の維持及び管理

教育研究等環境に関する修繕方針を定め、修繕に沿って施設、設備等を整備し、管理している（資料 1-6【ウェブ】、8-7）。

板橋キャンパスでは、2019年度～2020年度に1号館1～7階及び中央棟・図書館のトイレ改装が完了し、今後3号館トイレを改装する予定であり、空調設備についても2018年度より6年かけて入れ替えを実施している。東松山キャンパスでは、看護学科新設に伴い、2号館東棟が2019年3月に竣工し、4月より供用開始している。

また、東松山キャンパスは、運動部及び文化団体の活動の拠点であり、総合グラウンド・野球場・ラグビー場・テニスコート・体育館・屋内プール・多目的ホール・部室などが整備されている。

施設・設備の整備として、設置後25年以上経過しているエレベータについて順次事業計画を立て更新工事を行っているが、2020年度には60周年記念図書館(中央部1基)エレベータリニューアル工事を行った（資料 8-8）。また、空調設備（吸収冷温水機）リニューアル、総合体育館アリーナのLED工事を行っている。2021年度の修繕計画としては、経年劣化のため漏水も発生しているカルチャーモールの大屋根の防水工事、現在使用している蛍光灯が生産中止

となるため、60周年記念図書館内の照明設備のLED化工事の実施を予定している。

緑山キャンパス（東松山市立旧緑山小学校跡地）については、主にスポーツ施設としての利用を中心に、地域連携の拠点として地域交流や地域貢献（健康相談、オープンカレッジ、災害時の防災施設など）を行うことを目的として、地域住民に開かれたキャンパスとして具体的な整備計画を進めていたが、その後、コロナ禍の影響でプランの実行が凍結となり現在に至っている（資料 8-48）。

(2) 安全及び衛生の確保

安全管理体制としては、板橋キャンパスは管理部管理課、東松山キャンパスは東松山事務部管理課が責任主体となり、促進している。校舎を利用する教職員、学生などの安全の確保と快適な環境を促進するため、種々の関係法令（警備業法・建築基準法・ビル管理法・消防法・水道法・下水道法・学校保健安全法・建築物における衛生的環境の確保に関する法律）を遵守し、安全管理の水準の向上を図っている。

板橋キャンパスでは、毎年、教職員と学生参加による防災訓練を実施しているが、コロナ禍のため2020年、2021年と2年連続で実施することができなかった。板橋地区として3,000人×3食分の食料と飲料水及び簡易トイレ・マスク・サバイバルシートなどを備蓄し、自然災害に備えている。

東松山管理課では、令和3年7月に初めて防災訓練を行った（資料 8-9）。内容としては、コロナ禍のため事務職員を中心とした机上訓練としてビデオの視聴並びに水消火器を利用した消火訓練を実施した。また、防災備蓄品としては水（500ml）7,000本、レトルト食品（シチュー）9,000食、非常用トイレ16,600回分、マスク8,000枚他を備蓄し、自然災害に備えているが、防災備蓄品については更なる充実を図る必要がある。

また、令和4年3月までに処分が必要なPCB廃棄物の処分が令和2年度に終了し、これで、現在本学で確認されている板橋・東松山キャンパスのPCB廃棄物処理が完了した。

(3) ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）など機器、備品等の整備状況と活用促進

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の教室整備に関しては、①ネットワークサービス、②情報機器及び授業拠点サービス、そして③授業支援サービスの3つの側面、そしてそれらを快適に安全に利用できる④セキュリティ対策という観点で整備を進めている。

① ネットワークサービスの拡大は各教室への有線LANポートの設置に加えて、無線LANのアクセスポイントの増強を図っており建物内ほぼ全域での利用を達成している。特に2020年度においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のためハイブリッド型の講義が多くなったこと、また、板橋キャンパス、東松山キャンパスにおいては、従来より講義に必要なファイル等へのアクセスが十分ではないといった問題が指摘されていたことから、これに対する緊急対応として、板橋キャンパス10301講義室ならびに多目的ホール、また、東松山キャンパスでは3号館ならびに5号館（t）の無線LAN設備の強化を行った。2021年度はさらに有線LANならびに無線LAN基盤の増強を計画している。なお、無線LANの利用者数や通信データ量についても、今後比較可能な形でログとして継続的に残しておくことを検討する。

また 2019 年度から学認（学術認証フェデレーション）に参加することで申請者に向けて eduroam JP サービスを開始している。これによって本学アカウントを持つ者及び国内 251 機関、世界 101 カ国からの訪問者が大学等教育研究機関のキャンパス無線 LAN 利用を相互利用することができるようになった。2020 年度はコロナ禍で学内での学術イベントもほとんどなかったことから利用者数は多くはないが、今後有効に活用されていくものと考えられる。

なお、2020 年度の新型コロナウイルス感染拡大により、学生においては在宅での学習時間が増加する傾向にあるため、5 月以降、PC330 台ならびに Wi-Fi ルーター400 台の無償貸し出し(半年間)を行い、学生のオンライン講義受講をサポートした。なお、貸し出しの希望者数は、PC のみが 342 件、ルーターのみが 621 件、PC とルーターの両方の希望者が 495 件であり、PC については倍率 2.53 倍、ルーターについては倍率 2.79 倍であった。希望者全員に行きわたらせることができず、十分ではなかったともいえるが、あくまで緊急対応でもあり、調達上の制限があったことに加え、希望者の計算機保有状況や回線保有状況についても十分に確認できていなかったところもあり、今後同様の状況が発生した場合にはより公平な対応ができるよう検討したい。また、自宅などの学外から学内リソースにアクセスする学生へのサポートとして、FAQ を整備するなどして対応を行っている（資料 8-11【ウェブ】）。

② 情報機器及び授業拠点サービスの充実に関しては、大半の教室において VHS/DVD・プロジェクター・スクリーン・LAN 端子を設置し利用可能である。また、ハイブリッド型の講義を想定して、板橋キャンパスで 7 講義室、東松山キャンパスで 10 講義室の教卓にウェブカメラを設置する予定である。

③ 授業支援サービスに関しては、学籍・履修情報を管理する教学システム(Campusmate・J)とポータルシステム(DB ポータル)を稼働させてきた（資料 4-5【ウェブ】）。DB ポータルでは、学生からは電子シラバス閲覧、Web 履修登録、時間割、休講情報照会、レポート提出、安否情報の入力を可能とし、教員からはシラバス入力、成績入力、出欠管理システムの利用、レポート課題、講義連絡、アンケート、安否情報の入力などのサービスが可能である。2018 年度からはラーニングマネジメントシステム(LMS)として manaba 及びスマートフォンサービス respon を全学的に導入して、授業支援の向上を図っている。学生側で設定を済ませておけば授業規模とは無関係に教員による出欠管理が可能である（資料 4-5【ウェブ】）。

表 8-3 に manaba の利用状況について、2020 年 4 月と 5 月の比較結果を示す。2020 年度は講義開始が 5 月となったこともあり、4 月時点では利用コース数は少ないものの、講義開始となる 5 月においては、コース利用割合が 80% を超えており、利用教員割合も 90% を超えている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン講義が中心となったことが大きな要因ではあるが、LMS のインフラとして、manaba が定着したことを表している。

表 8-3 manaba の利用状況（2020 年 4 月と 5 月の比較）

	2020年4月	2020年5月
コース登録数	3732	3732
利用コース数	889	3073
コース利用割合	23.80%	82.30%
コース担当教員数	1025	1025
利用コース担当教員数	346	927
コース利用教員割合	33.80%	90.40%

（朝日ネット調べ）

④ セキュリティ対策に関しては、ネットワークインフラストラクチャーに基づいたセキュリティの確保を行っている。学内ネットワークをまず教育・研究系と事務系とに厳格に分割することによって、利用者が意図しない情報漏洩が原理的に発生しないような環境を基盤とした上でさまざまな対策を実施している。また、情報化の進展にあわせて安全で快適な環境を達成するために 2018 年 3 月に「大東文化学園情報セキュリティポリシー」を制定し、教職員に周知している。最高セキュリティ責任者を置き、本学の情報資産を守るとともに、大学業務システムや教職員の情報機器の取り扱いに際しても、激しく変化する状況に追従できるようわかり易く包括的な記述としている（資料 8-12【ウェブ】）。

また、事務職員間の情報共有と迅速な業務遂行を目的として、2018 年度から専任職員に、2019 年度からは臨時嘱託職員にも拡大して公衆回線による常時インターネット接続可能な iPad を配付し、情報共有ツールとして LINEWORKS を導入している（資料 8-13【ウェブ】）。学外からの VPN 接続については、2017 年度より学生ならびに教職員全員分のライセンス（14,000 個）を購入している。なお、従来教員ならびに学生が講義において使用していた共有ドライブ（Y ドライブ）は、容量的な問題から 2020 年度をもって廃止し、manaba ならびに Google Drive が利用されている。

以上、本学のネットワーク環境や ICT などの機器・備品等の整備、授業支援サービスに関しては目標を定めて着実な成果を収めてきたといえる。なお、ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等の機器、備品の整備に関する年次計画は、学園情報化推進委員会が策定し、学園総合情報センターが年次計画を実施している（資料 8-14 p1）。

情報倫理教育に関しては、学生に対する情報セキュリティ教育や情報化社会に関する留意点等を含めた情報倫理デジタルビデオ小品集を公開して、教育啓蒙活動に取り組んでいる（資料 8-15【ウェブ】）。

<教育・研究活動を考慮した施設、設備の整備状況>

(1) 教育・研究用施設・設備の状況

板橋キャンパスは、国際関係学部、スポーツ・健康科学部を除く 6 学部（3・4 年次生）の教育研究拠点として、実習室や教室と教育機器などの教育環境を整えている。

東松山キャンパスは、国際関係学部、スポーツ・健康科学部（1～4 年次生）と 6 学部（1・2 年次生）が教育研究拠点としており、教育プログラムの特性に応じて教室の整備、総合グラウンドとその他野球場やラグビー場、テニスコート、屋内プール、実験室などの教育施設・設

備の環境を整備している。

また、両校舎とも全ての専任教員に専用と研究室を配備しており、東松山キャンパスには授業時に利用する実験室の他、教員が研究用として利用する実験室も配備している（**大学基礎データ表1**）。

(2) 学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生が授業・レポート課題や研究報告の作成・自習・就職活動等で自由に幅広く利用できる共用パソコンとして、板橋キャンパスに情報実習教室7室と図書館で計約360台、東松山キャンパスでは情報実習教室16室、自習用教室1室と図書館で計約790台を設置し学習・研究環境の向上を図っている。前述のパソコンは、板橋キャンパス、東松山キャンパスとも4～5年毎に更新を行っており、教育研究上の用途・要請に基づいてソフトウェア構成を調整し、教室設備の改修を同時に行っている（次回更新は2022年度の予定）。

また、東松山キャンパスではアクティブ・ラーニング型授業推進教室として8号館（8342）、4号館（4-0208）と2号館（2-B106）の3教室を整備した（**資料8-16【ウェブ】**）。今後、板橋キャンパスではアクティブ・ラーニング教室を新設（1-0312）する予定である。

(3) バリアフリーへの対応、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

板橋キャンパスのバリアフリーに関しては、円滑な通行を保証するため、校舎各棟の出入り口はすべて自動扉を設置し、キャンパス内のスロープにはラインを引き注意を喚起しているほか、各棟の階段には点字ブロック及び手すりを設置し、だれでもトイレ（17か所）を設置している（**資料8-17**）。

東松山キャンパスは、2019年度に11号館1階出入口と1階大教室の出入口（2室）にスロープを設ける工事を実施した。2020年度には障がいをもつ学生の利用に不便なキャンパス内段差の改善並びに利用施設の位置表示の重点整備によるバリアフリー化を実施した（**資料8-17**）。なお、今後も身体に障がいをもつ学生が授業や学生生活を送る上でどうしても不便なところや必要なところを中心にコミュニケーションを図りながら見直しと改善を図っていく。

情報実習教室についてはフリーアクセスフロアにしており、各種ケーブルについては床の下に収納している。また、車椅子用のスロープも設置している。板橋キャンパスの情報実習教室前の廊下にはソファを設置し、学生が休憩を取れるようにしている。

板橋キャンパスでは、利用者の快適性に配慮し、食堂・売店等の福利厚生施設、部室その他が機能的に配置されている（**資料8-18【ウェブ】**）。中央棟図書館の5階、3号館の4階及び5階、体育館・厚生棟4階の一部に芝生のスペースを設け、緑化することで熱を吸収し、ヒートアイランド対策を行い、大気を浄化し、CO2排出抑制に寄与している。また、3号館では、環境共生への対応として、屋根に風力発電装置と太陽光パネルを設置している。さらに、キャンパス・アメニティとして、「交流の杜」「思索の杜」にはベンチ等を設置し、学生の交流・談話スペースとして活用されている。3号館1階の吹き抜け広場及び体育館・厚生棟前（スチューデントプラザ）にもテーブルセットを設置し、授業の休み時間に利用されている。課外活動の拠点となる部室については、体育館・厚生棟に学生自治会をはじめ体育系・文化系クラブのすべてが集約されており、緑地帯を囲って学生たちのコミュニケーションの場となっている。福利厚生

施設としては、自由ホール 2、食堂 1、文具等を扱う購買部 1、書店 1、コンビニエンスストア 1、その他学外者も利用可能な郵便局などがある。

東松山キャンパスは第 3 期整備事業により、老朽化した建物の建て替え（1 号館、11 号館を除く）、北側敷地と南側敷地の教室面積の不均衡の解消、食堂・売店・宿泊施設等の福利厚生施設の充実、国際交流のための空間及び自習・グループ学習ができる多目的空間の整備、学生が授業外の時間を快適に過ごすことのできるアメニティ施設の拡充を図った（資料 8-19【ウェブ】）。

スクールバスは高坂便（大学～高坂駅間）、鴻巣便（大学～鴻巣駅間）、久喜便（大学～久喜駅間）の 3 路線で運行している（資料 8-20【ウェブ】）。各便とも学生の利用状況に合わせてバスダイヤを編成し運行している。なお、鴻巣便・久喜便は着席しての乗車となるため登録制として利用する学生数を把握し、利用料金を徴収したうえで運行している。

食堂に関しては、令和 2 年度に東松山キャンパスでは 2 社の業者が撤退したが、新たにキッチンカー、お弁当販売等を実施し学生の福利厚生維持に努めている（資料 8-21）。

8-3 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

<図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備>

本学は、板橋(中央棟、書庫棟)、東松山両校舎それぞれに図書館が設置されている（資料 8-1【ウェブ】、8-18【ウェブ】、8-19【ウェブ】）。学生・教員の利用は主に板橋キャンパス中央棟と東松山 60 周年記念図書館であり、書庫棟は板橋キャンパスに隣接しているが、閲覧に際しては取寄せによって行うことを原則としている。2021 年 3 月 31 日の時点での蔵書数は、板橋中央棟図書館に和書 435,265 冊、洋書 19,047 冊、書庫棟に和書 319,098 冊、洋書 210,046 冊の計 983,456 冊、東松山 60 周年図書館に和書 477,734 冊、洋書 134,096 冊の計 611,830 冊であり、本学全体では和書 1,232,097 冊、洋書 363,189 冊の総計 1,595,286 冊に上る。雑誌の所蔵は、板橋図書館で和雑誌 6,358、洋雑誌 1,925 の計 8,283 タイトル、東松山図書館で和雑誌 1,811、洋雑誌 631 の計 2,442 タイトルであり、両館合わせると総計 10,725 タイトルである（資料 8-1 II 1.(p.58)、II 2.(p.59)、II 6.(p.82)）。また、33 サイトのオンラインデータベース(DB)と、70,893 タイトルの電子ジャーナルが利用可能である（資料 8-1 II 2.(p.60)）。

国立情報学研究所(NII)の提供する目録所在情報サービス(NACSIS-CAT/ILL)を通じ、他図書館との文献複写、現物貸借などのネットワークシステムに参加している（資料 8-1 II 3(p.74)）。他大学、他機関との認証連携を行う学術認証フェデレーションへの参加が 2019 年に承認された（“IDP・SP 一覧”、<https://www.gakunin.jp/participants>）。また、すべてオンラインではあるが、私立大学図書館協会研究会、東地区部会、国公立大学図書館協会主催の大学図書シンポジウム、図書館総合展などに職員が参加し、埼玉県大学・短期大学図書館協議会(SALA)の幹

事校となり人的ネットワークの構築も行っている(資料 8-1 II 3. (p.44-45))。

本学の発行する紀要、各研究所等における学術研究論文等の機関リポジトリへの登録は 2020 年 3 月時点で、紀要類 255 論文、博士学位論文 5 論文であり、2020 年度における登録コンテンツへのアクセス数は 72,716 回、ダウンロード数は 83,554 回となっている(資料 8-1 I. (p.10)、II 2. (p.68))。蔵書検索サービス OPAC を提供し、学内から Web 上で図書館蔵書、電子ジャーナル、電子データベースの検索閲覧等が可能である。学外からは学園総合情報センターが管理する VPN 接続を使って OPAC の利用が可能であり、My OPAC により貸出・履歴・予約状況照会、文献複写・現物貸借申込み、文献複写・現物貸借状況照会などが行なえる。学内からの学術情報へのアクセス環境として、OPAC 用 21(板橋 9, 東松山 12)、インターネット・データベース用 223(板橋 158, 東松山 5)の端末が設置されている(資料 8-1 II 5. (p.81))。

板橋中央棟の総面積は 5,743.33 m²で、館内に閲覧室、個室閲覧室、ラーニング・コモンズ、グループ学習室、視聴覚コーナー、ガイダンスコーナーに 713 座席を確保している。開館時間は平日 9:00~20:30、土曜日 9:00~16:30、定期試験期間の平日は早朝開館 8:30~20:30 であり、2020 年度の年間会館日数は 195 日であり、利用者数は 8,560 名であった。東松山 60 周年記念図書館の総面積は 8,916.33 m²で、館内に閲覧室、個室閲覧室、新聞閲覧コーナー、ラーニング・コモンズ、グループ学習室、視聴覚室、AV ホール、ガイダンス室等に 1,046 座席を確保している。開館時間は平日 9:00~20:30、土曜日 9:00~16:30、定期試験期間の平日は早朝開館 8:30~20:30(前期)、早朝開館 8:10~20:30(後期)であり、2020 年度の年間会館日数は 186 日であり、利用者数は 5,124 名であった(資料 8-1 II 3. (p.69), II 6. (p.83))。

東松山 60 周年記念図書館 1 階にレファレンスサービスコーナーを設置し、1・2 年生を対象に検索情報の所在の有無、情報提供、資料検索方法などについて「質問フォーム」、「専用電話」による相談対応を行った。前期後期とも専用スタッフの稼働日数は 45 日間であり、総利用件数は 154 件(質問フォーム 132、電話対応 22)であった(資料 8-1(I. p.10))。

COVID19 への対策として、閲覧座席数制限(1 デスク 1 席)、手指・設備消毒液の設置、抗菌コート、閲覧席パーティション設置、入館時健康チェックシート確認、ILL 申請の Web 化、管内巡回・館内放送の強化などを行った。また、ラーニング・コモンズ、グループ学習室、学習支援コーナーは閉鎖とし、図書館ガイダンスも中止した。東松山 60 周年記念図書館においては、1,2 年生対象のレファレンスサービスを質問シートと専用電話等により行い、図書館紹介、基本データベースの使い方、資料検索方法、英語多読用電子ブック紹介などを動画に配信によって行った(資料 8-1 I (p.12, p.18))。

<図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

職員数は、板橋中央図書館 23 名(専任、嘱託、派遣、業務委託者)、そのうち司書、司書補有資格者は 17 名、東松山 60 周年記念図書館 21 名(専任、嘱託、派遣、業務委託者)、そのうち司書、司書補有資格者は 12 名であり、両館に 1 名ずつ情報システム担当者を配置している。

8-4 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点 1 : 研究活動を促進させるための条件の整備

・大学としての研究に対する基本的な考えの明示

- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学の大学としての研究に対する基本的な考えは、DAITO VISION 2023 の具体的施策として「『開かれた知の共同体』をつくり大東らしい高度な研究を創造する」と明示している（資料 1-7【ウェブ】）。

個人で行う学術研究の助成を目的として、専任教員（助手を除く）に年額 40 万円、助手に年額 28 万円、特任教員に年額 40 万円、助教に年額 28 万円、スポーツ・健康科学部特任助手に年額 20 万円の一般研究費が支給されている。更に、大学独自の競争的資金として、特別研究費制度が設けられている（資料 8-22、8-23 p1）。

研究室は専任教員、特任教員、助教は 1 人 1 部屋ずつ確保されている。健康科学科、看護学科の助手、特任助手、助教については共同研究室となっている。

専任教員が学術研究に専念することを目的として、国内の研究機関に教員を派遣する国内研究員制度、海外の研究機関に海外研究員、海外出張者、海外留学者として派遣する海外派遣制度が整備されており、更に専任教員の長期的視点における教育研究水準の向上を図ることを目的とした、特別研究期間制度（サバティカル）が設けられている。教員の授業時間の上限を定めていることも研究時間を確保することに繋がっている（資料 8-24、8-25、8-26）。

教育研究活動を支援する体制としては、「教育補助員規程」（1993 年度制定）により、学部・学科及び研究科に置くことのできる TA の職務・資格等を定めている（資料 7-6）。また、「研究補助員規程」（1990 年度制定）により、学科の業務に従事するとともに、所属教員の教育・研究を補佐することを目的として、研究補助員を置いている（資料 8-28）。

DAITO VISION 2023 の 6 つのヴィジョンにある「『知の共同体』としての機能を高めるため、研究活動を支援する組織」として 2019 年 4 月に研究推進室を発足した。複数部署で分散していた研究支援に関する業務を研究推進室に一元化し、科研費等の外部資金獲得のための支援を含め、効率的かつ利便性のある全学的な研究支援を行っている（資料 8-29 p7）。研究推進室では 2020 年度より外部の専門業者に委託し、研究コーディネータ相談窓口を開設した（資料 8-30）。これにより科研費等の申請のための研究計画書の添削、他大学や企業との共同研究の進め方の相談、その他研究活動全般について相談できる体制を整えることができた。なお、「教育研究等環境の方針」にある「附置研究所の配置と運営体制を整備」については現在進んでいない（資料 1-6）。

共同研究活動支援の一環として、官公庁、自治体、民間企業及び他大学との研究機関等との共同研究を推進するため、大東文化大学共同研究及び受託研究に関する取扱要領を定めていることに加え、2020 年度に研究活動の成果から発生した発明などの知的財産権の取り扱いを定めた「大東文化大学職務発明取扱規程」を制定した（資料 8-31、8-47）。

COVID-19 の対応として研究費でのオンライン会議用のカメラ、マイク、スピーカーの購入や、物品の自宅への納品を認めている。研究コーディネータ相談窓口についても対面式からオンライン会議式に変更した。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると見える。

8-5 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

研究倫理については、2008年度制定の「大東文化大学学術研究行動憲章」及び2021年度改正の「大東文化大学研究者の行動規範」において、本学の研究活動に携わるすべての者が遵守すべき行動規範、指針を定めている。また、研究者の行動規範に定める事項を適切に運用するとともに、問題が生じた場合の調査及び措置を講ずることを目的として、研究倫理委員会（「大東文化大学研究倫理委員会規程」）を設置している（資料 8-4、8-6）。

研究活動における不正行為の防止と、不正行為が発生した際の取り扱いについては、「大東文化大学研究活動の不正行為に関する規程」において定めている（資料 8-2）。この規程では研究活動の不正行為を定義し、それらを禁止するとともに、不正行為を事前に防止するために、研究倫理教育の推進を図っている。「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」及び「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」では、研究費のうち、科研費助成事業をはじめとする公的機関等より交付される研究費の適正な運営・管理体制について定めている（資料 8-3）。これらの規程については、文部科学省の2014年8月26日改正「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び2021年2月1日改正「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に対応すべく改正を行った（資料 8-32、8-33）。

これらにより、不正の防止体制が確立されただけでなく、研究活動の不正行為及び公的研究費の不正使用が認定された場合の手続きについても、2012年度制定の「学校法人大東文化学園職員懲戒規程」「学校法人大東文化学園職員の懲戒処分に関する指針（ガイドライン）」において定めている（資料 8-34、8-35）。

研究活動における倫理審査機関として、動物実験については動物実験委員会（「大東文化大学動物実験規程」）にて審議を行っている（資料 8-6）。人を対象とする医学系研究については人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会（「大東文化大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」）にて審議を行っている（資料 8-6）。「大東文化大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」については、文部科学省・厚生労働省・経済産業省合同の2021年3月23日制定「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に対応すべく改正を行った（資料 8-6）。2020年度には人文社会科学系研究の研究倫理審査機関として人文社会科学系研究に関する倫理審査委員会（「大東文化大学人文社会科学系研究に関する倫理規程」）の設置及び遺伝子組換え生物実験を審査するための遺伝子組換え実験委員会（「大東文化大学遺伝子組換え生物実験規程」）の設置を行った（資料 8-6）。2021年度には外為法に基

づいた安全保障輸出管理を適切に実施するための安全保障輸出管理委員会（「大東文化大学安全保障輸出管理規程」）を設置した（資料 8-36）。

利益相反に関する事項について、利益相反委員会（「大東文化大学利益相反ポリシー」「大東文化大学利益相反委員会規程」）にて取り扱っている（資料 8-37、8-38）。このことにより、人を対象とする生命科学・医学系研究及び厚労省科学研究費補助金等に関する利益相反の判断については人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理審査委員会、人文社会科学系研究に関する利益相反の判断については人文社会科学系研究に関する倫理審査委員会、発明に関する利益相反の判断については発明審査委員会、その他の利益相反については利益相反委員会が行うこととなり、各委員会の所管事項が明確化された。併せて、「大東文化大学教員の兼業に関する規程」を制定し、利益相反の観点からも兼業の基準を明確化した（資料 8-39）。

その他、以下のような取り組みを行っている。

- ・コンプライアンス推進会議において、学内構成員向け研究倫理研修の開催（資料 8-40）
- ・学長、副学長、学務局長、学部長、学科主任、教員が所属するセンター・研究所の所長、教員が所属する部局の事務長に対して一般財団法人公正研究推進協会（以下、APRIN）の研究倫理 e ラーニング（管理者コース）受講の義務付け（資料 8-41）
- ・科研費申請教員、転入者で科研費を受け入れている教員に対して APRIN の研究倫理 e ラーニング（研究者コース）受講の義務付け
- ・全専任・特任教員に対して APRIN の研究倫理 e ラーニング（教員必修コース）受講の義務付け（管理者コース又は研究者コースを受講した場合は免除）
- ・「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理審査」を申請する教員、審査委員、学長に対して APRIN の研究倫理教育 e ラーニング（医学系研究コース）受講の義務付け
- ・「人文社会科学系研究に関する倫理審査」を申請する教員への APRIN の研究倫理教育 e ラーニング（人社系研究コース）受講の義務付け
- ・教員ハンドブックに「学術研究行動憲章」全文と関連諸規則名を記載（資料 6-18 専任 p76,非常勤講師 p47）
- ・研究費ハンドブックに「研究活動における不正行為の防止、研究費の不正使用の防止」について記載（資料 8-42）
- ・学生手帳に「研究倫理ガイドライン」を記載（資料 8-43 2021 年度 p46）
- ・大学院生に対して APRIN の研究倫理教育 e ラーニング（院生コース人文科学系又は院生コース生命科学系）の受講を義務付け
- ・公的研究費等の不正防止に対する取り組みをホームページに掲載
- ・定期的な啓発活動（DB ポータルへの掲示）

COVID-19 の対応として、動物実験委員会では「動物実験施設使用者が新型コロナウイルス感染症陽性と判定された場合もしくは濃厚接触者に特定された場合の対応」について定めた（資料 8-44）。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると言える。

8-6 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果を

もとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学の教育研究等環境の適切性については、施設、設備、ネットワーク環境や情報化等に関することは管理部管理課、東松山管理課、学園総合情報センター、総務部、図書館等で毎年点検・評価を実施している。教育研究活動を支援する環境や制度に関しては研究推進室、学務部及び学務局長が点検・評価を行っている（資料 2-10）。

改善への取り組みは、コンプライアンス推進会議を開催し、個人情報保護委員会等の活動状況や課題点等を報告、意見交換、情報の共有化を実施している。また、コンプライアンス全般、個人情報、研究倫理、ハラスメント防止をテーマとした研究を実施しており、教職員の意識向上等を務めている（資料 8-40）。

教育研究等環境に関する自己点検・評価結果の問題点や、認証評価の提言に対して取り組む事項などは、年度末に内部質保証委員会の検証を経て学長（大学執行部）へ提言として提出され、この提言を基に学長方針として学部長会議で大学全体の現状として報告され、次年度の行動計画として改善に繋げる。

このことにより、内部質保証として組織レベルでの恒常的保証を担保し、PDCA サイクルが機能するためのシステムは構築されている。

以上により、教育研究等環境の適切性に関する点検・評価は、適切に実施していると判断する。

2. 長所・特色

第1は、東松山キャンパスにおいて、キャンパス内段差の改善や、利用施設の位置表示の設定によりバリアフリー化が進展したことである（資料 8-17）。

第2は、コロナ禍の影響により増加したオンライン授業への対応である。板橋キャンパス 10301 講義室ならびに多目的ホール、また、東松山キャンパスでは 3 号館ならびに 5 号館（M front）の無線 LAN 設備の強化を行ったことである（資料 8-18【ウェブ】、8-19【ウェブ】）。また、5 月以降、PC330 台ならびに WiFi ルーター 400 台の無償貸し出しを行うとともに、学外から学内リソースにアクセスする学生へのサポートとして、FAQ を整備するなど、学生のオンライン講義受講をサポートした（資料 8-11【ウェブ】）。

第3は、manaba の利用状況が格段に向上したことである。5 月においては、コース利用割合が 80% を超え、利用教員割合も 90% を超えている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン講義が中心となったことが大きな要因ではあるが、LMS のインフラとして、manaba が定着したとあってよい（表 8-3 manaba の利用状況（2020 年 4 月と 5 月の比較））。

第4は、東松山 60 周年記念図書館 1 階に学習支援コーナーを設置し、1・2 年生を対象に「質問フォーム」や「専用電話」による相談対応を行ったことである（資料 8-1 I（p.12, p.18））。

第5は、人文社会科学系研究の研究倫理審査機関として人文社会科学系研究に関する倫理審査委員会や遺伝子組換え生物実験を審査するための遺伝子組換え実験委員会が設置され、研究倫理の審査体制の体系化に向けて大きく前進したことである（資料 8-6）。

3. 問題点

「教育研究等環境の整備に関する方針」1-(6)に従い、緑山キャンパスについて、主にスポーツ施設としての利用を中心に、文科系課外活動や看護学科を核とした地域包括ケアの拠点として、整備計画の再検討を進める必要がある（資料 1-6【ウェブ】）。

4. 全体のまとめ

本学は教育研究施設として板橋キャンパス、東松山キャンパス、緑山キャンパスの3つを持っている。校地・校舎、施設・設備の維持・管理については、管理部管理課、東松山管理課が維持・改修などに関する年次計画を策定し行っている。2020年度には、コロナ禍の影響により利用を取りやめた施設も少なくなく、アンケート等による意見聴取も実施できなかった。

一方で、次年度（2021年度）からの対面授業に向けて、教室やスクールバスを中心に抗菌コーティングを施し、情報教室や学生食堂に飛沫防止パネルを設置し、学生が安心して大学生活を送れるようにした。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品の教室整備に関しては、着実な成果を収めてきたといえる。授業支援サービスに関しては、ラーニングマネジメントシステム（LMS）として manaba 及びスマートフォンサービス respon を活用して、授業支援の向上を図っている。manaba の利用状況は、5月時点でコース利用割合が 80% を超えており、利用教員割合も 90% を超えている。LMS のインフラとして、manaba が定着したことを示している。

本学には、板橋、東松山両キャンパスそれぞれに図書館が設置されている。東松山 60 周年記念図書館 1 階にレファレンスサービスコーナーを設置し、1・2 年生を対象に、相談対応を行った。

2019 年 4 月に発足した研究推進室は、2020 年度には、研究活動の成果から発生した発明などの知的財産権の取り扱いを定めた「大東文化大学職務発明取扱規程」を制定した。また、研究活動における倫理審査機関として、人文社会科学系研究に関する倫理審査委員会及び遺伝子組換え生物実験を審査するための遺伝子組換え実験委員会を設置した。

本学の教育研究等環境の適切性は、施設、設備、ネットワーク環境や情報化等に関することは管理部管理課、東松山管理課、学園総合情報センター、総務部、図書館等で毎年点検・評価を実施している。教育研究活動を支援する環境や制度に関しては研究推進室、学務部及び学務局長が点検・評価を行っている。

「教育研究等環境の整備に関する方針」は「校地・校舎、施設・設備」「図書館」「教育支援環境」「研究環境、研究倫理」「教育研究環境の適切性についての定期的な検証」の5項目について目標を定めている。自己点検・評価を通じて、コロナ禍の中でも、この方針に沿って施設・設備・環境等が整備・管理され、定期的な点検・評価により改善努力を重ねられていることが明らかになった。このことから、本学は、本学の理念や目的をふまえた適切な教育研究環境を提供できていると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

1. 現状説明

9-1 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、教育研究等に係る様々な基本方針の中で、大学の教育研究活動及び運営の軸となる事項について基準別に構成し、基本目標を設定している。その中の1項目として、地域交流・社会貢献活動を推進し、「知の拠点」として地域社会から信頼される大学となるために、「社会貢献・社会連携に関する方針」を掲げ、Web サイトにて明示している（資料1-6【ウェブ】）。

基本方針では、以下の6項目に関する目標を掲げ、取組みを進めている。

1. 学生に対する社会貢献活動への参加の奨励とボランティア活動推進のための環境整備
2. 自治体との連携協働の推進と研究教育活動の促進
3. 産学公民連携の高度化・進展化と地域交流の拡大、推進
4. オープンカレッジ・公開講座の充実と連携型生涯学習事業への協力、支援の強化
5. 社会連携・社会貢献活動を支援する体制の整備
6. 社会連携・社会貢献活動の実施状況及び効果の検証

また、創立百周年の2023年に向けた長期的な将来ビジョンとして、学生、教職員、地域社会、他大学等、人や組織とを繋ぎ、文化が交作する「知の拠点」となること、さまざまな文化的背景をもつ人々が相互理解を深め新たな価値を不断に育む開かれた「場」となることを目標に、2014年に「DAITO VISION 2023」を策定し、その第5項目として、以下の目標をWeb サイトにて明示している（資料1-7【ウェブ】）。

- 5 「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献する
 - (1) 地域の生涯学習の拠点となり、学習・文化活動の発展に貢献する。
 - (2) 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる。
 - (3) 学生の地域参加型学習の機会を増やす。
 - (4) ボランティア活動を支援し、拡大していく。

これらの目標に該当する事業については地域連携センターが中心的役割を担っており、学部・研究科・センターなどの関係部局との情報共有や、社会連携・社会貢献に関する実態調査を行うことで、学内での実態把握や課題解決に努めている（資料9-6）。学内においては定期的に業務の進捗状況の確認、部署の目標管理を行っており、近年の地域連携センターでの事業実績からも概ね目標の達成ができていないのではないかと考える。以上により、教育研究活動の成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を策定し、社会へ明示していると判断する。

9-2 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

<学外組織との連携体制>

本学では、自治体、地域社会との連携事業を通じ、社会貢献事業に寄与することを目的として、地域連携センターを設置しており、本学の社会連携・社会貢献事業の中心的役割を担っている（資料 3-18）。また、教育研究の分野に関しても、各学部・研究科での活動の把握に努め、全学的な地域連携事業の推進に取り組んでいる。本学の地域連携事業の取り組みについて、代表的な事業については以下のとおりである。

・自治体との連携について

キャンパス所在地をはじめ、近隣などの9自治体と地域連携に関する包括協定を締結しており、市民大学や審議会への教職員派遣、地元のイベントへの学生の派遣、共同研究、子ども大学の開校、小中学生の大学体験の受け入れなど多岐に渡り、連携事業を実施している（資料 7-36 p2）。

・TJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）との連携について

埼玉県東武東上線沿線及び西武線沿線の大学・短期大学、自治体、企業が連携するプラットフォームへ加盟し、自治体、企業、大学・短期大学が一体となって「地元で生まれ、地元で育ち、地元で生きていく若い世代への支援」というビジョンのもと、「多様な高等教育」「生活しやすい地域づくり」「地域産業の活性化」を掲げ、地域活性化に取り組んでいる（資料 9-8【ウェブ】）。本学は其中で地域交流委員会に属し、2020年度は公開セミナー、SD研修会、地域のクリーンウォークを行った（資料 9-9）。2021年度はコロナ禍の影響を受け、実施見送り（延期）となった事業もあるが、TJUP会員をはじめ、広く地域の一般の方を対象とした公開講座を中心に、現在事業を進めている。

<地域社会との連携事業、地域交流への参加などによる教育研究活動の推進>

地域社会との教育研究活動については、自治体と連携して実施しているPBLや共同研究、学生のボランティア活動の推進事業などがあげられる。代表的な事業については以下のとおりである。

・宮城県東松島市におけるPBL事業

東日本大震災で大きな被害に見舞われた宮城県「東松島市」とは震災直後から応援、交流事業を行っており、これまでも相撲部による「ちびっこ相撲」、管弦楽団による「復興応援コンサート」、全学応援団による「JR仙石線開通記念式典」での応援活動やローバースカウト部による継続的なボランティア活動など、多くの学生を現地に派遣している（資料 7-36 p5）。

その一環として、2016年度よりPBLによる復興応援とし、東松島市が抱える課題に対して、学生が事前学習及び夏休みの現地実習を通し、まとめた成果を市長へ提案するという取り組みを継続的に行ってきた。2020年度においても、8名の学生が参加し事前研修を行ったのち、

5泊6日の現地実習を経て、「震災教育を利用した伝承方法の提案」、「移転元地の利活用策提案」をテーマに研修成果をまとめ、市長への提言を行った（資料9-1、9-2、9-3）。

・板橋区との地域デザインフォーラム

キャンパス所在地である板橋区とは、地域社会の様々な課題について、区と大学が「協働」し、解決策を共同研究している地域デザインフォーラムを実施している。こちらは2000年度からの継続事業として、2019年度～2021年度までを第9期とし、「持続可能で強靱な都市づくりのための自治体政策研究－板橋未来都市構想2030の創造に向けた調査研究－」をテーマに掲げ、現在2つの分科会（防災分野分科会、生活文化分科会）に分かれ研究を進めている。研究成果については、区への提言、ブックレットの刊行及びWebページにて掲載し、社会へ公表している（資料7-15【ウェブ】）。

・D-VOIS制度の導入

2019年度まで実施してきた「ベストボランティア章」に代わる新たな取組みとして、2020年度新たに「D-VOIS」※Daito Volunteer Information System）を立ち上げた（資料7-15【ウェブ】）。この事業は地域連携センターがボランティアセンターの役割を担い、学生と地域の交流におけるニーズ（需要）とシーズ（供給）をマッチングさせることを目的としている。この「D-VOIS」には約380名の登録があり、2020年度においてはTJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）とタイアップした「まなびのみちクリーンウォーク」にて地元の清掃活動を行った（資料9-10）。ボランティア活動の募集についてはコロナ禍により、案内や募集は少ない状況ではあるが、今後は近隣の社会福祉協議会や行政、民間のNPO団体とも連携を図りつつ、基盤強化に努めていく。また更に活動の幅を拡げ、ボランティア活動、まちづくり活動に興味のある学生の支援や醸成を推進したい。課題点としては、プロパー科目にてボランティアに関する科目を開講している学部が国際関係学部（国際協力・ボランティア）や社会学部（社会活動2）など、一部にとどまっていること、また、全学を対象としたボランティア関連科目が「自己・人間をみつめる（ボランティア）」の半期科目のみとなっており、極めて少ないため、学生がボランティアについて体系的に学ぶための全学共通科目「ボランティア概論AB」などの通年で学べる授業開講が望まれる（資料9-5）。

<国際交流への参加>

本学の海外協定校から来日中の交流学生と、地域の人びととの交流は活発に行われている。2020年度はコロナ禍のため交流学生の受入れも交流行事も中止となったが、2019年度には、交流学生は、東武鉄道との交流会（交流学生の職業体験及び鉄道会社職員の英語による外国人向けサービス向上を目的とする企画）、板橋区教育委員会生涯教育課による「英語村」（海外生活疑似体験）事業に参加したほか、埼玉県比企郡ときがわ町の中学校や板橋区の小学校を訪問し、生徒・児童に世界の文化を知る機会を提供した。

<社会のニーズを捉えた生涯学習講座>

地域連携センターにて生涯学習講座（オープンカレッジ）を開講している。2020年度はコロ

ナ禍で春期は中止、秋期は規模を縮小し感染症対策を十分にとりながら、対面にて実施した(資料 9-11)。講座数は秋期のみで全 41 講座を設定し、36 講座を開講した。受講者総数は 429 名となっており、うち新規受講者数は 92 名であった。定員をこれまでの 1/3 (最大 15 名) に設定をしたことで定員を超過し、キャンセル待ちとなった講座も多くあり、コロナ禍においても大学の生涯学習講座の需要が高いことがわかる。また、講座終了時にアンケートをとることで、受講生の満足度及びニーズの把握に努めている他、2019 年度からセンター内で講座改革ワーキンググループを立ち上げ、社会のニーズや世の中の動き、大学の特色などを活かした新規講座を企画し、2020 年度は 3 講座を立ち上げた。今後は更にリカレント教育も視野に入れ、より社会のニーズに応えられるよう講座の企画・運営を行っていく。

以上のことから、大学の使命・目的に基づき、社会連携・社会貢献事業は適切に実施できており、その成果を社会へ還元できていると判断する。

9-3 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

地域連携センターでは、全学的観点から本学における社会連携・社会貢献などの活動への取り組み及び教育研究成果の社会還元に関する現状を把握するため、2018 年度より社会連携・社会貢献活動実態調査を学内で実施し、その実態を明らかにした上で報告書としてまとめている(資料 9-6)。学内の個々の組織で実施している事業については可視化が難しいものもあるため、この実態調査は非常に有効であると言える。今後も毎年この調査を実施し、全学的な実態と把握と、調査結果の分析から本学としての方針の策定、事業提案などに繋げていく。

内部質保証規程に基づき、毎年部局別自己点検・評価委員会による自己点検・評価を実施している(資料 2-1)。このことについては、根拠資料に基づきながら、現状説明、長所・特色、問題点など、改善に取り組むための目標シートを作成し、部局別自己点検・評価委員会として地域連携センター運営委員会が点検・評価を行っている。この運営委員会は各学部から選出された委員及び、センター所長、事務長にて構成されており、点検・評価をはじめ諸施策の検討を行っている(資料 2-10)。また、点検・評価シートの結果に対しては、内部質保証委員会からの所見(助言、改善の指示など)が付されて各部局へフィードバックされる。自己点検・評価結果の問題点や、DAITO VISION 2023 の施策などの改善計画、認証評価の提言に対して取り組む事項については、内部質保証委員会から学長へ示され、学長方針として大学評議会へ報告し、次年度の行動計画として改善につなげる体制をとっており、これらにより内部質保証としては組織レベルで恒常的保証を担保し、PDCA サイクルのシステムは構築されていると言える。

2. 長所・特色

長所・特色の第 1 として、宮城県東松島市における復興「応援」事業及び板橋区との協働研究「地域デザインフォーラム」に代表される長期スパンでの研究教育活動をあげることができ(資料 7-15【ウェブ】)。2016 年にスタートした東松島市における PBL 事業は、「DAITO VISION

2023」が「学術の中心」として地域と連携・共同し、社会の発展に貢献するための施策として掲げる「(3) 学生の地域参加型学習の機会を増やす」ためのモデル事業として、また、2000年に創設された地域デザインフォーラムは、「(2) 地域の諸課題解決のための共同研究を発展させる」ための拠点事業としての役割を果たしているといつてよい。

長所・特色の第2は、2018年度より全学を対象に実施している社会連携・社会貢献活動実態調査である(資料 9-6)。全学的観点から本学における社会連携・社会貢献などの活動実態を把握し、点検評価を行うために不可欠の資料となっている。

3. 問題点

自己点検・評価結果を、あらためて本学の「DAITO VISION 2023」及び「基本方針」が掲げる目標から眺めてみると、目標実現のためにより一層の努力が求められるのは、学生に対する社会貢献活動への参加の奨励とボランティア活動推進のための環境整備であると思われる(資料 1-7【ウェブ】、1-6【ウェブ】)。

2020年度に新たに導入された「D-VOIS」事業の登録者数を増加させるために、近隣の社会福祉協議会や行政、民間のNPO団体とも連携を図りつつ、ボランティア活動、まちづくり活動に関心をもつ学生層を拡大していく必要がある(資料 9-10、7-15【ウェブ】)。そのために、全学共通科目の「ボランティア」関連科目を充実させることや、学部・学科の教育課程において学生の地域参加型学習の機会を確保すること、一部の学部で導入されているボランティア活動の単位化等は検討に値する。

4. 全体のまとめ

本学では、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するために、「社会貢献・社会連携に関する方針」や「DAITO VISION 2023」において方針や目標を明示し、その実現に向けて各種の事業を展開している。

自治体と地域連携に関する包括協定を締結し、市民大学や審議会への教職員派遣、留学生と児童生徒との交流、地元のイベントへの学生の派遣、共同研究、子ども大学の開校、小中学生の大学体験の受け入れ、TJUP(埼玉東上地域大学教育プラットフォーム)との連携など多岐にわたる連携事業を、地域連携センターが統括部署となり実施している。

PBLやボランティア活動をはじめ地域社会における教育研究活動でも大きな成果をあげている。2015年度にはじまる宮城県東松島市におけるPBL事業は、コロナ禍の中でも実施され、8名の学生が参加し、「震災教育を利用した伝承方法の提案」、「移転元地の利活用策提案」をテーマに市長への提言を行った。また、2000年度から20年に及ぶ継続事業である板橋区との協働研究・地域デザインフォーラムも、「持続可能で強靱な都市づくりのための自治体政策研究－板橋未来都市構想2030の創造に向けた調査研究－」をテーマに協働研究活動を継続した。

学生に対する社会貢献活動への参加の奨励とボランティア活動推進のための環境整備の一環として、D-VOIS制度が導入され、初年度で約380名の登録があったことは注目に値する。

生涯学習講座(オープンカレッジ)については、2020年度はコロナ禍で春期は中止、秋期は規模を縮小し感染症対策を十分にとりながら対面で実施した。また、社会のニーズや世の中の

動き、大学の特色などを活かした新規講座を企画し、2020年度は3講座を立ち上げた。今後はリカレント教育も視野に入れた講座を開拓することになる。

これらのことから、社会連携・社会貢献に関する取組は適切に実施され、教育研究成果も適切に社会に還元されていると判断できる。

社会連携・社会貢献の適切性に関する定期的な点検・評価も適切に行われている。地域連携センターでは、全学的観点から本学における社会連携・社会貢献などの活動への取組及び教育研究成果の社会還元に関する現状を把握するため、2018年度より全学を対象に社会連携・社会貢献活動実態調査を実施し、報告書としてまとめている。

最後に、あらためて改善すべき事項と長所・特色にも触れておきたい。「DAITO VISION 2023」や「地域連携・社会貢献に関する方針」の目標実現のために一層の努力が求められる課題は、学生に対する社会貢献活動への参加の奨励とボランティア活動推進のための環境整備である。新たに導入された「D-VOIS」事業の登録者数を増加させるために、行政や民間のNPO団体とも連携し学生向けにさまざまな情報提供を行い、ボランティア活動、まちづくり活動に興味をもつ学生層を拡大していく必要がある。

長所・特色の第1として、宮城県東松島市における地域参加型学習（PBL）及び板橋区との協働研究「地域デザインフォーラム」に代表される長期のスパンでの教育研究活動をあげることができる。いずれも「DAITO VISION 2023」や「地域連携・社会貢献に関する方針」の目的を実現するための重点的な拠点事業となっている。

長所・特色の第2は、2018年度より全学を対象に実施している社会連携・社会貢献活動実態調査である。全学的観点から本学における社会連携・社会貢献などの活動実態を把握し、点検評価を行うために不可欠の資料となっている。

以上、本学の地域・社会貢献のさまざまな取組（教育研究成果の社会的還元）は、明示された大学の社会連携・社会貢献に関する方針に沿って適切になされていること、また、取組の定期的な点検評価をふまえ、適切に改善努力が行われていることが確認できた。

第 10 章 大学運営・財務

《大学運営》

1. 現状説明

10-(1)-1 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点 1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点 2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、2014年2月、大東文化大学自己点検・評価基本事項検討委員会（当時）における議論を経て、大学基準に準拠する形で「大東文化大学基準別基本方針」を策定し、その一環として「管理運営・財務に関する方針」を定めた。この基本方針については、2018年度に見直しを行い、現在は「大学運営に関する方針」として定めている（資料 1-6【ウェブ】）。この「大学運営に関する方針」は、大学の理念・目的に基づき、各組織及び全教職員の果たすべき役割を明確化すること、中長期計画及び各年度の事業計画に沿い、学生・教職員からの意見聴取に努めつつ、目的達成のための改善・改革を実行し、速やかで円滑な管理運営を図ることを基本方針としている。グローバル化の進展と社会変化に対応した社会から信頼され開かれた学園・大学であるためのガバナンス体制の確立と、その前提となる健全な財務体質の継続を目標としており、各組織のガバナンス方針と教職員の資質向上のための指針、コンプライアンスと危機管理について明示している。

組織のガバナンスについては、理事会を中心とした法人組織と学長を中心とした大学組織の意思決定と責任体制、各教授会、研究科委員会等の権限・役割について、上記の「大学運営に関する方針」で明示している。また、これら組織を支える教職員の資質向上に向けた組織的な取り組みについて、「学校法人大東文化学園 FD・SD 指針」を定め明示している（資料 10-(1)-11）。

学園、大学の中長期計画（『中期経営計画「CROSSING」（2009-2023）』、「DAITO VISION 2023」）は、私学法の改正を踏まえ、2020年2月の理事会、評議員会に改めて諮られ周知された（資料 10-(1)-19）。また、新たな大学の中長期計画の策定を行うために、2018年度より学長室で検討を行い、2019年度末に「DAITO VISION 2023+10」として概要を決定した。これは、創立 100 周年の将来像を目指して策定された「DAITO VISION 2023」の 6 つのヴィジョンを受け、さらにその 10 年先に向けて、大学の新たなミッション「文化で社会をつなぐ大学」に基づき、「5 つのドメイン（教育、研究、社会貢献、国際化、運営）とガバナンス」を取りまとめたものである（資料 10-(1)-38）。「DAITO VISION 2023+10」は大学と学園が一体となって進めた計画であり、2020年度には学園の下に「次期中長期計画策定委員会」を設置し、現在、その傘下の学部会において大学の基本目標と具体的施策を策定している。新たな中長期計画は、学部長会議を経て各教授会、大学評議員会に諮り、2022年2月の評議員会、理事会で承認を得る予定であるが、各施策策定の途中段階で教授会・事務マネジメント会議等を通じて、教職員への周知と意見聴取を行っている。また、新たな中・長期計画が策定されるに伴い、「大学運営に関する方針」についても見直す必要がある。

「大学運営に関する方針」は、大学ホームページにおいて学内外に公開されており、教職員に配布した「大東文化大学将来ビジョンと基本方針」（2019年度以前は紙媒体で配布、2019年度以降は学内共有フォルダ及び学内クラウド上に掲載）に掲載することにより、教職員に周知し学内での共有を図っている（資料 1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】）。

「大学運営に関する方針」は、大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しており、大学内においても共有されているため、適切に設定・周知されていると判断できる。

10-(1)-2 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点 2：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織整備>

(1) 学長及び役職者の選任方法と権限の明示

学長選考については、「大東文化大学学長選考規程」の定めにより、本学の専任教育職員（特任教員、助教及びスポーツ・健康科学部特任助手を含む）、専任事務職員、医療職員及びスポーツ指導職員の投票で行われる。学長選挙の実施については、選挙を適正に行うことを目的とした選挙管理委員会が大学評議会の下に設置される。また、学長選挙の詳細な方法等は、「大東文化大学学長選挙等選挙管理委員会規程」に定められている。学長選考について、事務職員の選挙権者は従前大学部門に所属する 4 級以上の職員に限られていたが、2016 年 3 月、「大東文化大学学長選考規程」を改正することにより、大学・法人部門、身分を問わずほとんどの事務職員が選挙権者となった（資料 10-(1)-3、10-(1)-4）。

学部長、研究科委員長の選任方法については、「学校法人大東文化学園職員任免規則」第 4 条第 2 項及び第 3 項でそれぞれ定められており、各学部・研究科における選挙の実施方法は、社会学部、文学研究科、スポーツ・健康科学研究科を除き、内規で定められている。学長、副学長及び学部長・研究科長等の選考については、いずれも規程、規則、内規に基づいて適切に行われている（資料 6-1、10-(1)-31）。

なお、本学における各学部長及び各学科主任の選考に関する共通基本事項を整備すべく、「大東文化大学学部長等選考規程」を新たに定めた（2021 年 3 月 8 日制定）（10-(1)-31）。また、改正学校教育法（2015 年 4 月 1 日施行）によって学長権限が明確化されたことに伴う学長に対する業績評価が要請されるようになったことを踏まえ、「大東文化大学学長解任審査請求手続規程」を制定した（2016 年 1 月 18 日制定）。なお、「大東文化大学学長解任審査請求手続規程」

の制定を受けて、学長の解任手続が大東文化学長選挙等選挙管理委員会規程で明確に定められることとなった（資料 10-(1)-5）。

学長等の権限と責任については、以下の学則、規程に明確に定められている。

- ・学長：大東文化大学学則第 8 条第 2 項
- ・学部長・学科主任：大東文化大学学則第 8 条の 3 第 3・4 項
- ・学務局長（学務担当常務理事）：学校法人大東文化学園寄附行為第 12 条、学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則第 9 条、職務権限基準 3
- ・副学長：大東文化大学副学長規程第 4 条第 1・2 項（※担当職務に関する規程）
- ・研究科委員長・専攻主任：大東文化大学大学院学則第 25 条第 3・6 項

副学長の担当職務として、規程上明文化されているのは「東松山担当副学長」「学生担当副学長」のみであり、他の担当職務については学長が定めることになっている。現在の副学長の担当職務は前記 2 つの他、「内部質保証担当」「教学担当」「学長室担当」である（現在「東松山担当副学長」「内部質保証担当」は兼務）。研究推進室の設置に伴い、「研究担当副学長」についても検討を行っていく（資料 10-(1)-7）。

(2) 大学における意思決定プロセス（学長による意思決定と執行、教授会の役割）

大学における意思決定プロセスについては、教授会、研究科委員会で審議・建議された案件のうち、日常的なものは、主管部局からの起案により学長（または理事長等）が最終決定を行う。学則、規程等の制定・改廃、その他の重要案件については、それぞれ学部長会議、研究科委員長会議を経て、大学評議会、大学院評議会で審議・議決され、学長が決定を行う。

「大学運営に関する方針」の【各組織のガバナンス方針】に明記されているとおり、学長が主宰する学部長会議、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会等の教学組織の会議体については、それぞれの役割が規程により明確に定められている。教学組織については、学部長会議は毎月 2 回、大学評議会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会はそれぞれ毎月 1 回開催され、いずれも学長が招集し議長となる（資料 1-1 p14、1-2 p8、10-(1)-55、10-(1)-56）。

大学評議会は学長、副学長、学部長、学科主任、各学部教授会から選出された専任教員 2 名、図書館長、東洋研究所長、書道研究所長の計 52 名から構成され、大学院評議会は学長、副学長、研究科委員長、専攻主任、各研究科から選出された専任教員 1 名の計 33 名から構成される。

学長を補佐する副学長（最大 5 名）は、現行体制では、学生、教学、学長室、東松山キャンパス、内部質保証の 5 業務を担当するとともに、学長室長、入学センター所長、学生支援センター所長、大東文化歴史資料館長、東松山キャンパス運営委員会委員長、全学 FD 委員会委員長などを兼務し、学長の意を受けて各組織の意思決定と運営に責任を負う（資料 10-(1)-7、10-(1)-52）。

全体的に言えば、教学組織に関するさまざまな事項については、最終的には学長が責任を負い意思決定を行うが、重要事項については、学部教授会、研究科教授会及び大学院研究科委員会の自治を尊重しつつ、可能なかぎり学部長会議や大学評議会や研究科委員長会議、大学院評議会を通じて合意形成を図るよう努めている。

学部長会議や大学評議会、大学院評議会での決定事項は、教授会及び研究科委員会等を通じて全専任教員に周知される。

大学と大学院との組織上の関係について、大学院の教員は全員学部に所属しているため、学部教授会、学部長会議、大学評議会での審議と、大学院研究科委員会、大学院研究科委員長会議、大学院評議会での審議が重複するという問題があった。その解決策として、大学院学則を改正することにより（2017年4月1日施行）、大学評議会と大学院評議会の審議・議決の手続について共通する案件は、学部教授会及び大学評議会の審議・議決をもって研究科委員会及び大学院評議会の審議・議決に替えることができることとした。

また、大学としての政策の策定・遂行機能を高めるために、これまでも教職協働のための体制作り（事務職員の委員会等構成員としての参加）等を行ってきたほか、2018年度には学長室の設置、教学IR委員会の設置、副学長の増員を行った（資料10-(1)-39、2-44）。

教学組織（大学）における権限と責任については、下記の学則と規程に明確に定められている（資料10-(1)-1【ウェブ】）。

- ・学部長会議：大東文化大学学部長会議規程第3条
- ・大学評議会：大東文化大学学則第11条の25
- ・研究科委員長会議：大東文化大学大学院研究科委員長会議規程第3条
- ・大学院評議会：大東文化大学大学院学則第26条の5

(3) 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

法人組織（理事会等）については、「学校法人大東文化学園寄附行為」に基づき、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」を定め、理事会の基本的機能、理事会の業務、理事の忠実義務、また常務審議会の役割等を明文化している（資料10-(1)-2 p1,p3、10-(1)-20）。

理事長が主宰する理事会、常務審議会（学内理事の会議体）、学園評議員会等の学校法人大東文化学園の会議体は、それぞれの役割が規程により明確に定められている。原則として、理事会及び常務審議会は毎月1回、学園評議員会は年2回、理事長が招集して開催される。

法人組織（理事会等）と教学組織（大学）の関係は、学則の改正及び専任教員の採用・昇格人事等の最終決定は理事会の承認を必要とするなど、前者が設置者として後者の管理・運営の基本方針を定めることになっているが、法人側の学園理事長、事務局長と教学側の学長、学務局長による常務会が毎週開催されるなど、両者の意思疎通は十分に図られている。両者の役割分担は、施設設備等の教育研究環境の整備や財政基盤の確立等が法人の、教育課程の編成等が教学の役割であり、連携協力体制が築かれていると言える（資料10-(1)-20）。

(4) 学生、教職員からの意見への対応

大学運営及び大学業務に関し、教員からは学部長会議等経由で、職員からは事務マネジメント会議等経由で、意見聴取の機会を設けている。また、学生からは各種アンケート（学生生活調査・卒業時アンケートなど）、大学ホームページの問合せフォーム等から学生生活全般に関する意見・要望等を聴取し、集計結果のウェブ公表、一部問合せへの個別回答等を実施している（資料1-22、10-(1)-21【ウェブ】）。

＜危機管理対策の実施＞

危機管理の一般的対策としては、法人として危機管理コンサルタント業者と契約し、月一回定例会議（報告、相談・助言）を行っている。構成は、当該コンサルタント業者と学長、学務局長（常務理事）、事務局長（危機管理担当常務理事）、必要に応じて学内関係部署職員とし、総務課が幹事となり問題発生時の危機管理を共有する体制をとっている。また定例時だけでなく、突発的緊急を要する事案が発生した場合は必要に応じて当該コンサルタントに相談し、助言または実対応を依頼している。特に大学運動部においては学内外の問題が発生する可能性が高いことを考慮し、同契約の中で運動部関連の契約条項を別途設け、同様に助言及び実対応を依頼し、組織的に対応している。

また、常務会（理事会の業務及び運営に関する規則第8条）の下に、教育職員（3人）と事務職員（2人）とで構成する「危機管理ワーキンググループ」が2020年9月に設置され、現在作業を進めている。本ワーキンググループは、学園の危機管理体制を可視化し、学内周知するための制度設計を行うことを目的としており、現時点では、危機管理対象範囲を整理するとともに、過去の危機対応事例の調査分析を行ったところである（資料10-(1)-33）。

防災に関しては、板橋キャンパスでは管轄の消防署の協力を得て年1回自衛防災訓練を実施している。この訓練では学内における火災を想定した負傷者や高層階滞在者の救出、自衛消防隊による情報伝達など幅広い訓練を行っている（資料10-(1)-41、10-(1)-42）。ただ2020、2021年度はコロナ禍のためオンライン学習による研修での代替を余儀なくされた。一方、東松山キャンパスにおいても管轄の消防署の指導に基づき自衛防災訓練の計画をしていたが、2019年度は台風19号の影響で東松山市内が甚大な被害を受けたため訓練を延期した。2020年度は新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況であったため中止を余儀なくされた。2021年度はコロナ禍のためDVDを用いた机上での消防訓練と水消火器による消火訓練を職員と委託業者で7月に実施した。表10-(1)-2-1

	防災対策	板橋校舎	東松山校舎
①	事務職員を中心に自衛消防隊を組織	○	×
②	学生・教職員の全員参加による大規模総合訓練	○	×
③	水消火器やAEDを使った部分訓練	○	○
④	日常の自主点検（安全な共有通路の確保、防火シャッター・防火扉を妨げる妨害物の有無の確認など）	○	○
⑤	緊急地震速報自動受信装置を導入	○	○
⑥	毎年1回は防災管理点検資格者および消防署の指導を受けながら、防災・減災の対策を講じている。	○	○
⑦	非常時への備えとして、飲料、食糧、簡易トイレなどの購入・備蓄	○	○

また、防災以外の危機管理対策として、2017年12月に板橋キャンパスに防犯カメラを設置し、2018年度には、東松山キャンパスにも設置した。なお東松山キャンパスについては2019年度に増設をおこなった。

情報セキュリティに関しては、「個人情報保護にかかる事務チェックシート」を適宜発信し、継続して注意喚起を図っている。また、万一の事故発生時の追跡調査に備えて、ログ収集システムを導入した（資料10-(1)-22）。特定個人情報（マイナンバー）制度の開始に合わせて、その

学内規程やハンドブック（ガイドライン）、基本方針を整備し、マイナンバー取扱部署においては部外者立入制限区域を設ける等して、安全管理に努めている。改正個人情報保護法の全面施行に伴い、「学校法人大東文化学園個人情報の保護に関する規程」を改正し 2017 年 5 月 30 日に施行した（資料 10-(1)-23）。

以上により、大学運営上の組織については、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているため、概ね適切に運営されていると判断する。

危機管理対策についても、可視化に向けたワーキンググループの設置、東松山キャンパスでの自衛消防訓練など、新たな進展も見られ、概ね適切に運営されていると判断できる。

10-(1)-3 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成は「学校法人大東文化学園経理規程」及び「学校法人大東文化学園経理規程施行細則」に基づき行われている（資料 10-(1)-44、10-(1)-45）。経営管理に関する重点事項、財務計画、人件費、施設設備計画に関する各資料や年度ごとの「大東文化学園 基本方針・行動計画」をもとに、次年度の予算編成方針が前年度 9 月末までに理事会で決定される。その後、理事長、学長、常務理事、学校長、学部長、局長、経理責任者（財務部長）、予算事務責任者（財務課長）等による予算会議において予算編成方針に基づく予算作成要領・積算基準を定め、各予算単位（各部局）への予算編成説明会が実施される。各予算単位から次年度予算積算書が提出された後、適宜財務部との予算折衝を経て、最終的な予算案が作成される。本予算案は、評議員会の議を経て、理事会で決定される。

予算執行については、「学校法人大東文化学園経理規程」「学校法人大東文化学園経理規程施行細則」及び「固定資産・物品調達要領」等の規則に基づいて行われる（資料 10-(1)-24）。また、執行の権限については、「職務権限基準」に基づいている（資料 10-(1)-25）。各部局の日常的な執行と管理は、財務システムにより運用し予算残高などの状況は当該部局において常時確認できる。財務部では各部局の予算執行に誤りがないか適切に行われているかを確認し、勘定科目等に誤りがあれば訂正を求めている。予算積算書で決められた範囲内で予算が執行され、職務権限基準内で定められた一定の金額までは、各所属長に決裁権限が付与されている。予算積算書で決められた範囲を超える予算の執行や、所属長の決裁権を超える金額の事案については、起案書による決裁もしくは理事会等の決議により実行している。

その他、学長のリーダーシップに基づき、全学的教育研究課題に取り組むために、全学プロジェクト予算（学長予算）を設定している。前年度に対象事業の方針が提示され、学長自らが直接執行できる学長提案事業と各部局から申請される学内公募採択事業が全学プロジェクト予算委員会で検討され、全学予算編成会議の議を経て学長が最終的に実施事業を決定する。また、採択された事業については、年度途中で中間報告、年度末に決算報告の提出が求められ、全学プロジェクト予算委員会及び全学予算編成会議において、予算執行の適切性について検証が行われる。この予算枠については、予算編成方針策定時に、前年度の学長予算規模を基準と

して原案が決定される（資料 10-(1)-46、10-(1)-47）。

これらの予算執行については、学内的には監事による監査及び監査室による内部監査、外部的には監査法人による監査が行われる。また、事業報告及び決算報告は、評議員会、理事会での議を経て決定され、大学ホームページにおいて公開される（資料 1-17【ウェブ】）。

以上のように、予算編成及び予算執行についてのプロセスは、明確かつ透明性を以って行われていると言える。

10-(1)-4 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する教員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

<職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用状況>

職員の採用については、これまでの運用を整理し、「事務職員等の採用に関する規程」を 2020 年 7 月に制定した（資料 10-(1)-10）。規定に基づき採用人数、募集方法、採用日程は事務職員人事委員会において審議し決定している。募集は大学ホームページ、求人募集サイトを通じた公募により適正に行っている。昇級昇格については、「事務職員人事制度規程」に基づき、職員の昇級昇格要件を満たしたものについて、人事制度委員会が昇級昇格試験を実施した後事務職員人事委員会が確認を行い所定の決議機関において決定している（資料 10-(1)-48、10-(1)-49、10-(1)-35、10-(1)-36）。このことから事務職員の採用及び昇級昇格に関して、諸規定を整備しており適切に運用している。

<業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制>

職員を対象とする「学校法人大東文化学園の事務職員に係る人的資源管理の基本方針」に掲げた下記 7 つの基本方針に基づき、事務職員人事委員会において、職員の自己申告書なども加味し、各部署の円滑な業務運営及び業務改善等が可能となるように人員配置を行っている（資料 2-40）。

- ① 学園と事務職員の相互成長
- ② 事務職員の期待像
- ③ 職務・能力開発の推進
- ④ 公平評価による適切処遇
- ⑤ 組織の自律性向上
- ⑥ 組織目標と個人目標の統合
- ⑦ 事務職員の福祉の向上

これらの方針に基づき、新たな分野への挑戦を通じて異なる業務を積み重ね、また各種研修により潜在能力をさらに開花させ、多様化したさまざまな業務に活かせるよう適切な人事配置に努めている（資料 10-(1)-48、10-(1)-49）。

また、事務組織を再編し、必要な職員を配置することにより大学を取り巻く環境変化への適応や業務内容の多様化への対応を進めてきている。最近の例では、教職及び資格取得を支援する全学組織である教職課程センター（2016 年）、研究支援に関する業務を一元的・専門的に行う

研究推進室(2019年)、周年事業の推進と寄付募集業務を統括する100周年記念事業推進室(2021年)などの設置が挙げられる。2019年度に事務職員の業務棚卸し調査及び分析を行い、業務効率化、高度化等に対応するためワーキングチーム(学部事務室等教学事務組織再編検討委員会学部事務室等教学事務組織再編検討WG)を作り事務組織の更なる改編を検討している。併せて、専門的な知識及び技能を有する職員、例えば情報系技術者、建築系技術者、語学に堪能な職員などを採用し、学園総合情報センター、管理課、東松山管理課、国際交流センターなどの部署へそれぞれ配置し、業務の高度専門化に対応させている(資料2-40)。

<教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)>

大学運営に関する業務に係る本学の事務組織は、学校法人大東文化学園事務組織並分掌規則に定めており、規則第4条第1項～第8項に定める館長、所長は大学教員がその任に就いている(資料8-29 p1)。また、一部の学内各種委員会は教員と職員で構成されており、プロジェクト、ワーキンググループにおいても教員と職員が一体となり議論を重ね、教職協働で大学運営に取り組んでいる(資料10-(1)-37)。また、学長室でこれまで検討してきた「DAITO VISION 2023+10」に、第一高校、青桐幼稚園における将来計画と合わせ、学園として統一した中長期計画を策定するため、昨年度、学園の下に「次期中長期計画策定委員会」が設置された(資料10-(1)-26)。ミッション実現のための方策・戦術等について検討すべく、本委員会の下にドメインとガバナンスごとに教員と職員による大学部会を設け、具体的施策の策定に取り組んでいる。

2018年3月28日に制定(2018年4月1日施行)された学長室規程及び教学IR委員会規程は、運用過程でそれぞれ見直しと改善がはかられ、どちらも教員と職員の連携体制に基づく機能強化を目的とした規程の改正が2020年度にそれぞれ進められた。教学IR委員会が編集する「FACTBOOK2019」などの成果物、各部局への支援活動が示すとおり、教職協働が制度上だけでなく実態の伴う取り組みとして有効に機能している(資料2-44、10-(1)-39、2-47)。

<人事考課に基づく職員の適正な業務評価と処遇改善>

職員の人事考課については、別途定めている「人事制度マニュアル(事務職員資格制度、業務トータルマネジメント制度)」に基づき運用している(資料10-(1)-35、10-(1)-36)。

本学の人事考課制度は、上司と部下が評価内容や自己申告内容をもとに意思疎通を図ることにより、職員の仕事に対するモチベーションや更なる自己成長意欲につなげると同時に次年度以降の業務等に活かすことを目的としている。また、一人ひとりの職務経歴や業務内容などの経験と将来への意欲を確認し、学園として事務職員の能力開発や適正な配置を行うための情報として活用している。なお、人事評価で優秀と認められた職員に対しては、事務職員人事委員会の審議を経て成績優秀者として表彰し、職員の研究研修活動を助成することを目的とした事務職員特別表彰研修費を支給している。

以上により、大学運営に必要な事務組織を設け、大学運営に関わる組織の構成と人員配置は適切であると判断する。

10-(1)-5 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上

を図るための方策を講じているか。

評価の視点1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

事務職員のスタッフ・ディベロップメント（SD）は、総務部が主管となり、専任事務職員に対しては事務職員研修体系図に基づき組織的に実施している（資料 10-(1)-12）。学内での全体研修は、全専任事務職員を対象とした「事務職員総会」を年に一度（例年8月下旬）開催し、学園・大学の今後の方向性や課題を共有認識し、部署間の連携強化を図る場としても活用している。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止を余儀なくされたが、2021年度は感染拡大防止に配慮しつつ、専任事務職員と同時期でないとしても対象を専任事務職員以外の事務職員（嘱託職員等）にも広げ、実施に向け計画をしている。専任事務職員の階層別研修としては、入職4年目までの者を対象とした「職員力基礎研修」を義務づけ、経年を振り返り基本的なスキルを身につけるとともに、業務に対するモチベーションアップにつなげている。階層別研修では、『事務職員人事制度マニュアル』において「各資格等級の定義」がなされ、それに基づき2017年度より作成を開始した『学校法人大東文化学園研修ガイドブック』の「事務職員研修体系図」に基づき、具体的に必要とするスキルや知識、階層としての意識を示し、階層ごとに必要となる研修テーマで研修を実施している。また、学外での研修については、外部教育機関の受講（大学院アドミニストレーター研究科等）、各種通信教育の受講、実務に応じた外部セミナー、一般社団法人日本私立大学連盟主催の研修、私立大学情報教育協会主催の研修への参加等の促進を図っている。

また、2016年4月に大学設置基準、大学院設置基準が改正されたことに伴い「大東文化大学FD・SD基本方針」を策定し、教育職員を対象としたSD活動や、大学執行部、教員役職者を中心とした大学運営に必要なSD活動については学長（大学執行部）を中心に推進している（資料 10-(1)-11）。2018年度は「2030年に向けた私立大学の競争戦略」をテーマとした教員対象SD研修を実施し（2018年11月19日開催：参加者57名）、2019年度においては「高大接続の現場から」をテーマとした教員対象SD研修を実施した（2019年4月15日開催：参加者71名）。

2020年度は学長を始め学部長等大学役職者及び教学系事務役職者に対象（教職協働）とし、「非正規労働者の雇用をめぐるトラブル回避について」をテーマとした研修を実施した（2021年1月27日開催：参加者38名）。大学非常勤講師を始めとする非正規教育職員の採用及び雇止め時に発生した具体事例と本学非常勤講師就業規則に紐づけた弁護士による研修を実施した（資料 10-(1)-28）。研修後に行ったアンケートでは「とても理解できた」「大体理解できた」が100%、「今後とても役に立ちそう」「役に立ちそう」が95%という結果が得られたことから労働法の知識や実務的な留意点を大学全体で共有することができ、大学役職者等出席者の非正規教育職員の雇用に対する意識向上に繋がった。このことは各学部ひいては大学全体における非正規労働者の雇用に関わるトラブルの未然防止に繋がることが期待されるものである。

これらの取組みにより、大学運営を適切かつ効果的に行うために事務職員及び大学教育職員の意欲・資質向上を図るために必要な方策は、「大東文化大学FD・SD基本方針」のもと組織的に実施されており適切であると判断できる。

10-(1)-6 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をも

とに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

各部局の定期的な点検・評価については、大東文化大学内部質保証規程に基づいて、毎年度、総合企画室、学務部（学務局長）、総務部、財務部、監査室に置かれた部局別自己点検・評価委員会による点検・評価活動が実施されている。この点検・評価活動は、大学基準ごとに行われ、根拠資料に基づいた現状の説明、長所・特色、問題点を「点検・評価シート（A票）」に記載し、さらに問題解決のためのロードマップと評価指標を「目標シート（B票）」に記載することにより実施する（資料 2-10,2-11）。

各部局から提出された点検・評価シートは、内部質保証委員会による点検・評価を受け、助言や改善指示などの所見が付されて各部局へフィードバックされる。また、大学自己点検・評価委員会により全学的な視点から「大東文化大学点検・評価報告書」としてまとめられ、外部評価委員会及び大学内部質保証委員会により点検・評価が行われる。

大学運営の適切性については、基準に関連する部局別自己点検・評価委員会として、大学執行部、総合企画室、学務部、学務局長、総務部、財務部、監査室がそれぞれ点検・評価活動を実施し、点検・評価結果に基づいた改善施策を検討している。

また、教学に関する点検・評価結果の問題点や、DAITO VISION 2023 の施策などの改善計画、認証評価の提言に対する取り組むべき事項については、内部質保証委員会から学長（執行部）へ示され、学長はそれらを検討の上、学長方針としてまとめ、大学評議会（大学院評議会）に報告するとともに、次年度の行動計画として改善に繋げる（資料 2-20、2-21）。全学的な教学課題などは、全学教務委員会等で検討後、学部長会議を経て教授会において審議され、規程改正等の重要案件についてはさらに大学評議会（大学院関連事項については大学院評議会）での審議を経て、学長が決定する。法人に関する点検・評価結果の問題点については、内部質保証委員会で確認後、理事会に報告され次年度の行動計画に反映される。

点検・評価の結果、改善が進んだ事例としては、教員の研究活動への支援で、学務部の業務として行われていた特別研究費・学外研究助成制度等の手続き業務と、各学部事務室で扱っていた一般研究費の手続き業務に関して、業務の効率化と、教員の研究活動の支援の向上を目的として、研究推進室を設置した。研究活動に関する業務が一元化され迅速な対応が可能となっている（資料 8-29）。

2020 年度には、危機管理対策として学園の危機管理体制の可視化、制度設計を行う「危機管理体制ワーキンググループ」の設置や、東松山キャンパスで今まで実現できていなかった自衛消防訓練を実施した。これらはコロナ禍においても改善向上が進んだ事例といえる。

監査については、学園監事による業務監査が毎年 2 月、5 月、10 月に実施され、学園業務の執行や財産状況について状況把握をすることにより、その適切な運営を担保している（資料 10-(1)-50、10-(1)-53）。具体的な監査内容は、事業計画及び事業報告、予算や、契約関係の確認、学園全体の課題など多岐にわたっており、担当部局等からの説明と質疑応答により実施されている。その他、理事長指名の監査員による内部監査を実施しており、理事長直属の監査室が置かれている（資料 10-(1)-54）。毎年複数部局を対象に定期監査が行われ、監査結果については、

改善事項報告書として、常務審議会を経て理事会において報告される（資料 10-(1)-15）。監査の翌年度以降には、改善状況の確認を行うための確認監査が実施され（結果は理事会において報告）、改善事項が適切に対処されているかの確認がされる。その他、理事長から特に命じられた場合、臨時監査を実施することができる。

以上により、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると言える。

2. 長所・特色

本学は、大学を取り巻く環境の変化や大学運営上の諸課題に対応するため、教学及び事務組織の再編に継続的に取り組んでいる。最近の例としては、教職及び資格取得を支援する全学組織である教職課程センターの設立(2016年)、複数の部署に分散していた研究支援に関する業務を一元的・専門的に行う研究推進室の設置(2019年)、周年事業の推進と寄付募集業務を統括する100周年記念事業推進室の設置(2021年)、などが挙げられる（資料 10-(1)-29）。その他、事務組織ではないが、大学運営を含む自己点検・評価活動に必要な各種情報の収集・分析を行う教学 IR 委員会を設置(2018年)した。

また、大学における附属機関(教職課程センターを含む)、各種委員会(教学 IR 委員会を含む)、ワーキンググループ(危機管理ワーキンググループを含む)等では、センター長・委員長等は教員が務めるものの、構成員が教員・職員双方から成るものが増えてきており、教職協働が進みつつあるといえる（資料 10-(1)-51）。

3. 問題点

上記 2. のように、本学は事務組織の再編に継続的に取り組んでいるが、業務の多様化・高度化へ対応するため、更なる改編の余地もある。これまでに事務職員の業務棚卸調査を実施、事務組織改編に関するワーキンググループも組成しているが、コロナ禍で見えてきた新たな課題や働き方改革、例えば対面でのコミュニケーション不足に伴う業務効率の低下、ワークフローに乗せられていない紙媒体での事務処理、通信環境やパソコンの環境整備の問題点などの視点を加え、様々な働き方が選択できるとともに業務の多様化・高度化へ対応できる新事務組織に関する検討を進めていく必要がある（資料 10-(1)-30）。

4. 全体のまとめ

本学は、2014年2月に策定した「管理運営・財務に関する方針」について2018年度に見直しを行い、「大学運営に関する方針」として、他の基本方針とともに大学ホームページや教職員サイトにおいて学内外への周知を図っている。

学長及び学部長、研究科委員長等役職者の選任方法は、いずれも学内諸規程に基づき適切に行われており、その権限についても学則、諸規程に定められている。また、大学における意思決定の方法は、日常的な案件は、各部局からの起案により学長（または理事長等）が最終的な決定を行う。学則、諸規程の制定・改廃、その他の重要案件は、教授会（研究科委員会）での審議後、学部長会議（研究科委員長会議）及び大学評議会（大学院評議会）の審議を経て、学長がその決定を行う。（案件によっては、その後常務審議会審議を経て理事会決定となる。）

危機管理対策については、外部コンサルタントとの契約、管轄消防署の指導下での自衛防災訓練実施、防犯カメラ等インフラ増強、情報セキュリティ関連の規程・体制整備など、従来から多面的に取り組んでいるが、2020年度に常務会の下にワーキンググループを設置し、更なる改善(学内周知の促進など)に向けての検討を開始している。

予算編成、予算執行については、学内規程等に基づき行われ、学内外の機関による監査によって適切性がチェックされている。学内各部署からの積み上げによって編成される予算とは別に、全学的教育研究課題に取り組むための全学プロジェクト予算(学長提案事業、公募採択事業)も設定されており、通常の前算決算に関わる手続きに加え、関連諸会議(全学プロジェクト予算委員会、全学予算編成会議等)での検証も厳格に行われている。

大学運営・教育研究活動支援等のための事務組織は学内諸規程に則り設置され、事務職員は学園の基本方針に即し、各部署の円滑な業務運営が可能となるよう配置されている。大学を取り巻く環境の変化や全学的諸課題に対応するため、事務組織の改編にも継続的に取り組んでいる。

大学運営に必要な、事務職員及び教員の意欲・資質向上のための諸方策も「大東文化大学 FD・SD 基本方針」に基づき組織的に実施している。

大学運営の適切性については、内部質保証に関する諸方針・規則に基づき、大学執行部・内部質保証委員会を含めた各部署において定期的に点検・評価を行い、その結果に基づく改善施策を検討・実施している。監査についても、学園監事による業務監査、理事長指名の監査員による内部監査、監査法人による外部監査などを組み合わせ、適切に行っている。

第10章 大学運営・財務

《財務》

1. 現状説明

10-(2)-1 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

財政的基盤を高い水準で維持していくためには、中長期的な財政状況の検証に基づく財政計画の立案が必要である。この認識から、本学は2014年12月より、学園執行部（法人）と大学執行部との協働体制による「大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクト」をスタートさせ、事務局長（財務担当常務理事）を委員長として検討作業を重ねてきた。

プロジェクトの当初の目的は、①安定した財政基盤を確立し、質の高い教育・研究活動を継続的に推進する。②DAITO VISION 2023 を実現するための財政的根拠を確立する。③都心キャンパス展開、学部・学科再編の可能性を展望することであった。しかし、本学財政の現状分析と将来予測を行った結果、将来的に大幅な支出超過に陥ることが予測されたため、まずは、財政再建が急務との判断から「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（2015年9月11日策定）（以下「プロジェクト報告書」という。）により、以下の財政再建施策を提起した。これらの施策に具体的な期限は設けていないが、大学の将来構想計画を実現するためには、継続的な施策を推進することによる財政改革が最優先課題である。

施策方針1：学部・学科再編統合の検討を行う

現在の学部・学科を再編統合することにより、学生数と教員数の効率的な構成をはかる。学科内コース及び専攻等で調整が可能な分野は原則統合し、極力大規模な学科構成を目指す。

施策方針2：入学定員増の検討を行う

学科統合が困難な学科については、入学定員増の検討を要請する。漠然と依頼するのではなく、学部・学科ごとに定員増の目標値を提示することが望ましい。

施策方針3：全学的な教員定数の見直しを行う

全学部・学科について、設置基準を目標とした中長期的な教員人事計画の策定を求める。設置基準に対してどこまでの教員数の削減計画が立てられるかを確認する。また、専任教員の補充策として特任及び助教の枠を拡大することも検討する。

施策方針4：雇用制度及び給与体系等の観点から人件費の検討を行う

現行の雇用・身分制度や給与体系の検証を行い、帰属収支に占める教職員の給与及び人件費比率等の水準の適正化をはかる。施策方針1～3の効果を見定めながら給与改革を含む人事制度全般の見直しを推進する。

※「中長期財政計画策定プロジェクト報告書」（平成27年9月11日策定）参照

これらの4つの施策については、2018年度までに、既存学部・学科の入学定員の見直し及び新学部新学科（文学部歴史文化学科、スポーツ・健康科学部看護学科、社会学部社会学科）の設置を行った（資料10-(2)-6）。また、教員人事計画の修正及び人件費の検討、さらには2020年度からの学費改定を実施するなどの財政再建に取り組んできた（資料10-(2)-7、10-(2)-5）。雇

用制度及び給与体系の見直しについては検討した結果、他の3つの施策を優先的に実施することとし、現在見直しは行っていない。これらの取り組みに関する検証は、新学部新学科が完成年度を迎える2021年度決算後には財政状況の詳細な検証を行い、新たな中長期財政計画の立案につなげていく予定である。

本学の財政は、収入の多くを学生生徒等納付金に過度に依存し、2012年度と2020年度を比較すると人件費比率が1.1%増に対し、人件費依存率は1.9%増となっている。この間、人件費に関しては一時金の段階的削減、役職手当及び役員報酬の削減等に取り組んできたが、一方で新学科設置による教員数の増加があり、学納金収入も減少しているため、新学科設置当初に考えていた様に財政比率の面では改善に至っていない。

資金収支ベースで見ると法務研究科設置前年度（2003年度）は、学生生徒等納付金収入から人件費・教育研究経費・管理経費を除くと約4億3千万円のプラスであったが、2004年度と同数値は、約7億1千万円のマイナスになった。それ以降の同数値はマイナスのままであり、2020年度はマイナス約15億8千万円であった。財政が好転しない最大の理由としては、入学者数の抑制施策等に伴う学納金収入の減少が挙げられる。その他、金融市場の低迷による受取利息・配当金収入の漸減、新学部新学科設置に伴う経費増（2018年度開設のため、現時点では大幅な支出超過）など、複数の要因が影響している（資料10-(2)-1）。

減価償却特定資産については2016年度より積み立てを再開し、将来的な施設整備に備えた計画的な財源確保に努めている。今後は、キャンパス整備に対する2号基本金もしくは、それに準ずる引当特定資産の組み入れに関しても検討を行う必要がある。なお、3号基本金に関しては、本学の財政基盤の確立と教育研究活動の振興のために必要となる貴重な財源であることから、現有資産の規模を維持し適切に運用していくことを基本とする。その上で、現状の資産規模の適切性及び有効活用の方策について、継続的に検討していく。

以上の通り、中長期財政計画は策定されており、施策方針1の学部・学科再編統合、施策方針2の入学定員増、施策方針3の全学的な教員定数の見直しは着実に実施している。施策方針4の給与改革を含む人事制度全般の見直しは、現在未着手である。また、財政的な課題として人件費依存率は上昇しているため、改善策を打ち出す必要がある。一方、減価償却引当特定資産については計画通り積み立てを実施しており、適切に行っている。財務比率については、理想とする数値ではないが、当面の問題はないと考えている。

財務関係比率に関する指標や目標については、今のところ明確に策定していない。現在、大学では100周年とその先を見据えた将来構想「DAITO VISION 2023+10」が検討されており、その構想実現のための財政基盤の確立が大きな課題である。今後は、本構想の進捗にあわせて、その構想を支えるための財源確保の観点から財務関係比率に関する指標や目標を設定していく必要がある。

10-(2)-2 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

<理念・目的に基づく将来を見据えた計画のための予算配分>

2020年度の事業活動収入に占める学生生徒等納付金は78.6%、受取利息・配当金は2.0%となっている。

事業活動収入（2015年度以降は経常収入）に対する人件費比率は上昇傾向にあり、2020年度は60.0%となった。学生生徒等納付金に対する人件費依存率については、学生生徒等納付金が年々減少しているため、なお高い比率が続いている。更なる人件費抑制方策を講じなければ、教育研究活動を安定して遂行することは出来ない（大学基礎データ表10参照）。

	人件費比率	人件費依存率	備考
2012年度	58.9%	74.4%	(2012年度から2014年度までは旧会計基準による)
2013年度	59.8%	75.8%	
2014年度	56.9%	77.6%	
2015年度	62.6%	79.2%	(2015年度から新会計基準による)
2016年度	61.8%	76.0%	
2017年度	60.9%	77.1%	
2018年度	61.0%	77.2%	
2019年度	63.4%	81.5%	
2020年度	60.0%	76.3%	

事業活動収入（2015年度以降は経常収入）に対する教育研究経費比率については、引き続き、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を下回ってはいるが、金額・比率とも上昇傾向にある。事業活動支出に対する同構成比率についても、ほぼ年々上昇している。

	教育研究経費比率	教育研究経費構成比率	備考
2012年度	28.7%	30.3%	(2012年度から2014年度までは旧会計基準による)
2013年度	31.3%	31.8%	
2014年度	29.7%	32.1%	
2015年度	30.8%	30.8%	(2015年度から新会計基準による)
2016年度	31.9%	32.0%	
2017年度	31.8%	32.0%	
2018年度	32.6%	32.7%	
2019年度	30.8%	30.7%	
2020年度	33.0%	33.3%	

帰属収支差額比率、消費支出比率、消費収支比率については、実質的に悪化の傾向にある。2014年度は附設校である旧医学技術専門学校の土地を売却し大きな売却益を得たが、同年度も含めて、消費収支比率は大学単独でも法人全体でも、100%を超える状態が長期間続いている。また、学生生徒等納付金比率は、大学では80%前後の高い状態が続いており、文系複数学部を有する同系統の大学法人全体の平均を上回っている。

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図る上で、単年度予算を遵守する厳格な予算統制が求められるのは言うまでもない。そのためには事業計画に予算と連動させるきめ細やかな取り組みが必要となる（資料1-17【ウェブ】）。

貸借対照表関係比率については、現在のところ数値はおおむね良好であると思われる。ただし、消費収支差額は、繰り越しが2011年度決算で支出超過に転換し、その後も単年度支出超過が続いており、悪化の傾向にある。2020年度はコロナの影響で支出が抑制されたため、黒字になったが、財政の赤字体質は変わらない。また、基本金組入前当年度収支差額についても、現在のところは収入超過が続いているものの、悪化の傾向にある（大学基礎データ表11）。

以上のとおり現時点での財務状況は比較的健全な状態にあるものの、単年度収支が悪化傾向にある今の状況は将来的な財政基盤を脅かすものであり決して楽観視できるものではない。こうした状況を踏まえ、将来を見据えた教育研究水準の維持・向上を図るための財政確保の観点により、昨年度、学費改定の検討を行い、大学での議論と理事会の承認を経て、2020年度以降の入学生に対し学納金の値上げを実施した（資料10-(2)-5）。

また、教育研究活動の安定的な遂行とそれを支える財政基盤確立の観点から2019年度より学園の100%出資による事業会社（大東スクラム）を設立した（資料10-(2)-3、10-(2)-4）。

<外部資金の獲得状況、資産運用>

本学は「大東文化大学公的研究費の適正管理に関する規程」及び「大東文化大学公的研究費の支出管理に関する取扱要領」を定め、科学研究費助成事業をはじめとする公的研究費の適正な管理運営に努めている（資料10-(2)-9、10-(2)-10）。2018年度以降の科学研究費（科研費）助成事業の実績（大学基礎データ（表8））のうち、2020年度の受給額は5,377万円（代表研究・新規及び継続分）となり、新規採択率は2019年度以降30%（基準別データ類（図表、グラフ等）8-4-1）を保ったが、目標とする40%は未達成である。受託研究費及び共同研究費等の2018年度以降の受入状況（大学基礎データ（表8））は、2019年度は民間からの助成金、受託研究により約374万円に増加（2020年度は減額）したが、更なる増加を課題としている。外部研究費全体の受入実績（基準別データ類（図表、グラフ等）8-4-2）は、2018、2019年度は総額で6,000万円を超え2020年度は約5,422万円となり、研究費総額に占める割合は2018年度28.1%、2019年度26.8%、2020年度25.8%と推移し、更なる増加を目指している。

学外からの研究費の獲得については、新規申請課題数や採択数（採択率）の増加に向けた支援制度を充実させるために、2019年度に「研究推進室」を設置した。2020年度からは研究コーディネーターを配置（外部委託）し、外部助成金全般に関する情報や採択のトレンド、その他研究に関する様々な相談ができる窓口を設置した。また、2019年度より科研費申請のため

の研究計画調書の添削サービスを提供し、2021年度からは添削を専門業者に委託し、更なる採択向上に向けた支援の強化に努めている（資料 10-(2)-11）。また、職務発明取扱規程（2021年4月施行）など、研究活動の成果で得た知的財産権の取り扱いを定め、企業や他大学との共同研究の創出に向けた環境整備に取り組んでいる（資料 8-31）。

学生生徒等納付金に次ぐ大きな収入となっているのが経常費等補助金である。この収入の令和2年度決算額は学園全体で約19億5千万円となり、前年度比大幅増収、予算額からも大きく上回る結果となった。この収入はここ数年増収が続いており、極めて重要な収入源である。今後の更なる収入増加はかなり難しいと思われるが、少なくとも減額とにならないよう対応していくことが必要である。

寄付金については、資金収支上の令和2年度決算額は8千万円超であったが、安全互助会や大東スクラムからの寄付等を除いた実質的なあおぎり募金としての寄付金額は2千5百万円にも達していない。令和2年度に限らず、近年の収入額は目標額とは大きく乖離し、寄付募集に要した経費を回収することさえ容易ではない状況が続いている。現状として、寄付金を収入源と考えることは困難であるが、今後については、100周年記念事業募金として、外部コンサルタントの指導のもと、本格的に高い目標を定め、積極的な募金活動を行うこととしており、このことによる収入増加に期待したい（資料 10-(2)-1）。

受取利息配当金については、相応の収入額はあるものの、金利低下が長期化していることから、毎年度確実に収入額が減少する漸減傾向が顕著である。今後も収入減少は継続すると思われる。

<財務基盤の確立>

各種財務比率は、理想的な比率とは全く言えないが、令和2年度がコロナ禍により教育活動を中心に活動が抑制された特殊な年度であったことを除いても、特に財政悪化の傾向にはない。収入においては、学生生徒等納付金への依存率が経常収入の約80%を占めており、学生数の確保如何により収入額が大きく左右される構造となっている。支出においては、経常収入を分母とする人件費比率が、令和2年度は下降したものの他大学法人と比べ引き続き高い水準で推移しており、教育研究経費への配分に今後も影響を与えることもあり得る状況である。令和3年度の収入はやや増加を見込むが、新型コロナウイルスの感染収束が見えない状況では支出額の先行きはやや不透明とも言える。学納金値上げの効果は徐々に見込めるが、新学科が完成年度を迎えた後は、事業活動収入全体の大きな増加を見込むことは難しいため、今後においても支出の見直し検討は継続する必要がある（大学基礎データ表9）。

将来の学園の発展のため新規事業への投資が行えるよう備えていかなければならない。令和2年度は学園全体で収入超過となったが、事業活動収入のほぼ全額を消費している状況に変わりはない。

学園財政を維持していくために基本金組入前当年度収支差額の均衡以上を目標にその確保を目指すことになるが、達成は簡単ではない。学生生徒等納付金の確保はもちろん最重要であるが、更なる志願者増による入学検定料の増収確保、外部資金獲得等学生生徒等納付金以外の収入の獲得、支出全体の見直し等は継続していくことは必要である。数年後の目標として、基本金組入前当年度収支差額の収入超過を安定的に確保出来る学園財政とすることを目標とす

る。

教育研究水準を維持・向上させるためには、学園財政の安定化を図ることが不可欠である。前述のように多くの課題はあり検討の継続が必要であるが、令和2年度決算における純資産構成比率（純資産を総資産で除した比率）は89.7%となっており数字上も健全な状態にある。当面の単年度収支を考えると、経常的な財政確保の仕組みを確立することは困難な状況であるが、現状として学園財政は健全な状態を維持出来ている。だが、将来的な大学の有りようを考察すると、今後、一層の財政基盤の確立が求められる（[大学基礎データ表 11](#)）。

2. 長所・特色

2015年にプロジェクト報告書が策定され5年が経過したが、この間、4つの方針（上記「1. 現状説明」参照）に基づく各種の施策に取り組み、同時に教育の質向上と安定的な収入確保の観点から学費改定も実施した（[資料 10-\(2\)-5](#)）。この結果、プロジェクト報告書の収支予測では2020年度で11億円を超える支出超過との見通しであったが、実際の2020年度決算は、（コロナ禍という特殊要因の影響はあるものの）基本金組入前当年度収支差額で1億円以上の収入超過となった。このことは、プロジェクト報告書の策定とその施策遂行がもたらした一定の成果として位置づけることができるだろう。

また、収入源の多様化をはかるため2019年4月に「研究推進室」を設置し、外部研究費獲得に向けた支援体制を整え、同年10月には事業会社を設立するなど財政基盤確立に資する組織体制の強化を推し進めた（[資料 10-\(2\)-3](#)、[10-\(2\)-4](#)、[8-29 p7](#)）。その他、外部資金獲得の観点では、補助金申請にも積極的に取り組んだ結果、補助金収入が近年大幅に増加傾向にある（[資料 10-\(2\)-12](#)）。

こうした取り組みにより、現時点における本学の財政状況は比較的健全な状況にあると考えられる。特に、長期的な財務の健全性を表す純資産構成比率をはじめとする貸借対照表関係比率に関しては全般的に安定的な水準を維持している（[大学基礎データ表 11](#)）。

3. 問題点

プロジェクト報告書に基づき進めてきた各種施策により一定の財政改善効果が認められ、現時点での財政状況に大きな問題は無いが、それでも単年度収支の状況は中長期的に見ると必ずしも安心できる状態とは言えない（[資料 10-\(2\)-1](#)）。

単年度収支のさらなる改善には、収支バランスを維持できるような財務体質と収支構造の改革が必要である。前述の研究推進室設置や事業会社の設立はそうした変革に一定の効果をもたらすものと期待しているが、現時点では、体制を立ち上げた段階でありその成果が表れるには時間がかかると思われる。今後も継続的な効果の検証が必要である（[資料 10-\(2\)-3](#)、[8-29 p7](#)）。

残された課題の一つに寄付金収入の拡大があるが、これについては、現在100周年記念事業の一環として寄付募集の検討を重点的に進めている。100周年記念事業募金として寄付募集の体制強化とノウハウの蓄積を図り、永続的な寄付金収入の獲得につなげるよう取り組んでいきたい。

また、本学では、既存の教学将来構想である「DAITO VISION 2023」の実現を根拠づけるための財政計画が存在しておらず、教学と財政の一体的な計画を策定することが大きな課題と

なっている。この点については、現在検討が進められている次期中長期計画（DAITO VISION 2023+10）を具体化するために、財政計画としてのアクションプラン（財務関係比率の指標や目標）を策定し、財政基盤の確立を目指していく予定である（資料 1-7【ウェブ】、10-(1)-38）。

4. 全体のまとめ

本学財政の現状を総括すると、現時点では健全な状態にあるものの中長期的に見ると不安要素が散見されるというのが、近年の一貫した評価である。

これまで、プロジェクト報告書に基づき、新学部新学科の設置、入学定員の見直し、学内教員定数の削減などの施策を実現し、また、学費改定及び外部資金（研究費及び補助金）の獲得強化にも取り組んできた。こうした各種取り組みの結果、本学の財政状況はプロジェクト報告書が予測した事態からは大きく改善されてきた。2014 年度に実施した「大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクト」は、その現状と実態を示し今後の方向性を導いた初めての客観的な分析作業であったが、この活動はプロジェクト報告書の施策推進により、大幅な支出超過予測を収支均衡レベルにまで回復し、その役割を果たしたと考えられる。

一方で、大学が恒常的に質の高い教育を実現していくためには、単年度収支の均衡だけでなく、永続的に教育環境を整備し維持していくことができる安定的な資金確保も重要な視点である。学園では、次期中長期計画「DAITO VISION 2023+10」の検討が進められているが、次なる新たな財政計画においては、こうした中長期的な教育環境の整備と維持に向けた財源確保を視点に加えた教学課題と財政基盤の両立を図る一体的な計画の立案を目指すことが本学の取り組むべき次の課題となるであろう。

終 章

本学が自己点検・評価活動を始めてから、25年余が経過した。2023年度には、大学評価（認証評価）を受審することを予定しており、昨年度（2020年度）からは、認証評価を意識した自己点検・評価を行った。折悪しく、2020年度より、新型コロナウイルス（Covid-19）が世界的に蔓延し、対面による会議が困難となり、2020年度の自己点検・評価項目は、（公益財団法人）大学基準協会による大学基準4と5（教育課程・学習成果、学生の受け入れ）に限定して実施した。続く2021年度（本年度）は、2022年度末に大学評価報告書（認証評価用）を提出することに鑑みて、すべての基準（1-10）について分析・報告し、根拠資料も出来るだけ添付するようにした。根拠資料は現段階では完全に揃っているとは言い難いが、次年度を見据えて、会議資料なども確実に残すように、学部長会議を通じて周知している。さらに今年度の自己点検・評価では、Covid-19への対応も各部局に報告を求めた。以下にそれぞれ本年度の報告書で特筆すべき事項をまとめる。

第1章(理念)で特筆すべきこと

現在の中長期計画である DAITO VISION 2023 の各施策の達成状況は、毎年度の検証がされていなかった。このため、今年度は自己点検・評価活動の一環として内部質保証委員会が検証を行い、「2021年度 DAITO VISION 2023 進捗状況報告書」を作成した。また、その後を引き継ぐ DAITO VISION 2023+10 (DAITO VISION 2033) の策定を現在進めている。

本学の建学の精神・教育の理念は、その適切性について数度にわたり検証が行われており、学部・研究科の教育研究上の目的も、大学の理念・目的に即していることが、それぞれの自己点検・評価において確認されている。2020-2021年度には全学的な学位授与方針(ディプロマ・ポリシー：DP)を見直し、すべての部局で建学の精神や大学の理念と学位授与の方針（DP）との関連をより明確にした。今後の課題としては、内容を含めた DP の学生への理念・目的の周知度を上げていくことが挙げられる。

第2章(内部質保証)で特筆すべきこと

前年度（2020年度）までの内部質保証体制は、理事会の下に学園全体の内部質保証推進組織（学校法人大東文化学園内部質保証推進委員会）が設置され、大学及び大学以外の設置校（高校、幼稚園）が一体となった内部質保証体制となっていたが、2021年度(本年度)より設置校の独自性に配慮するため設置校ごとに体制を整備することになり、大学の内部質保証体制から切り離れた。内部質保証担当副学長は毎月学部長会議において内部質保証の関連事項について報告を行い、理事会へは年度末にそれぞれ点検・評価報告を行うこととなった。

2020年度までは内部質保証推進組織の構成員が各部局における長であったため、各部局の自己点検・評価の実施及びその結果に基づく改善活動を行う主体と、全学的観点からの点検・評価及びその結果の検証の実施、改善への助言、提言等を行う主体が重なっており、内部質保証システムのPDCAサイクルが組織上明確になっていなかった。このことに対し2019年度外部評価委員会より指摘があったため、新たな大学全体の内部質保証推進組織である内部質保証委員会の構成は、学長をはじめとする各部局長を極力構成員としないことによって、あくまで

もチェックをする側となり、ガバナンスと分離することにより、それぞれの役割を明確化した。

さらに、大学の中長期計画である「DAITO VISION 2023」を実現するためのアクションプランの検証や見直しを含め、改善・向上が適切に進むように内部質保証委員会としてどのように関与していくかは、PDCAを回していくための重要な鍵となる。大学の自己点検・評価結果は「学長方針」として単年度計画の大学の行動計画に盛り込むことで、各部署の教育研究活動の実質化を図り、着実に改善改革が進むように学長を中心とした大学組織の一体化を測ることが、今後は不可欠となる。また、法人関連の自己点検・評価結果は理事会へ報告され、法人の行動計画に反映されることになっている。教学IRと経営IRの各種データに関しては、今後どのように融合させていくかが、質保証の観点からの課題である。この1-2年間は、これらの大学全体あるいは部局ごとの活動や改善行動が、内部質保証委員会・外部評価委員会の指摘を受けながら、自発的に進められるような実質的な経験を積む必要がある。

第3章(教育研究組織)で特筆すべきこと

各教育研究組織及び事務組織は、毎年度、部局ごとに、教育研究活動の点検・評価結果をふまえつつ事業計画及び経過報告を作成しており、これを大学の事業計画及び事業報告として取りまとめ、理事会に提出している。

定員充足率向上の観点からの、研究科の再編については、現在もその是非について検討中である。また、学部・学科再編についても、検討を継続することが課題となっているが、入学定員管理の厳格化や東京23区の大学の定員抑制などもあって、具体的な改組の議論は進んでいない。これらの点は今後の課題である。

第4章(教育課程・学習成果)で特筆すべきこと

2020年度(昨年度)には、学修成果の可視化を念頭に、大学の理念・目的との連関や育成する能力を明確化するために、全学的にDPの見直しを行なった。結果として、従来の3つのDPの項目に加えて、「本学の建学の精神や本学の理念に対する理解」という項目をつけ加えた。また、学部・学科にまたがる全学共通科目、教職課程センター科目及び教職等科目、国際交流センター科目、副専攻科目等でもAG(到達目標)を設定している。さらに完成年度を迎えていない3つの新学科をのぞいて、カリキュラムマップを作成した。これら各学部・学科及び研究科・専攻のDPは本学ホームページ等に全て公表され、各学部・学科、研究科・専攻の履修ガイダンス等で説明がなされている。

「大東学士力」にもとづいたDAITO BASIS科目をはじめとして、キャリア関連科目、インターンシップ科目、PBL授業など特徴的な科目がカリキュラムに盛り込まれている。

これら科目の特徴はシラバスに反映してはいるが、現状のシラバスシステムでは不十分な点もあり、学生のシラバス利用の促進や、教育の質保証の観点から、シラバスの書式に項目を追加する必要性があり、実務家教員の明示、予習、復習の記入の仕方などについて、全学教務委員会のもとに設置された「シラバス検討WG」で、2023年度からの変更を目指し、検討を開始している。

また、垣根を超えた学びにより複数の専門に挑戦できるカリキュラムを創造するべく、効果的な教育活動が実施できるよう法学部を除く学部でスポーツ副専攻制度を導入した。また、留

学英語副専攻は文学部、国際関係学部、経営学部、スポーツ・健康科学部、社会学部で導入している。これら、効果的な教育を行うための方法として、DAITO VISION 2023 の施策にある学習ポートフォリオの導入を検討してきたが、実現に至っていないため今後の課題である。

履修登録のガイダンスは各学部・学科で実施しているが、1-2年生対応の教務ガイダンスでは、新入生に対して、全学部・学科共通のパワーポイントを使用し、単位制、履修登録の方法、授業時間、授業期間、試験、成績評価、GPA、履修取消制度、授業科目の構造（区分・性質）など、大学生として必要な知識を、2020-2021年度は動画で説明している。履修登録は、前期授業開始前に行うが後期開始前（9月）でも履修登録・修正が可能である。

大学院の修士課程、博士課程前期課程、博士課程後期課程においては、入学出願時に研究計画書を提出することになっており、計画書から志願者の研究テーマやそのテーマを選んだ経緯、計画概要などが把握できる。

以上のように、各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置が取られている。

学生の評価については、高等教育段階の教育費負担軽減新制度（授業料の無償化）に関連して2018年度にGPAの運用について再検討を行い、「評価付与内規」を2019年度から試験的に導入している。GPAを活用しているものとしては、「高等教育の修学支援制度」「温故知新報奨金」「桐門の翼奨学金」「交換協定校派遣」「各学部・学科の奨学金留学生」における選抜基準がある。

COVID-19への対策として、ガイダンス、授業、面接のオンライン化等の措置が取られた。これらCOVID-19への対応・対策として始まったオンライン授業は、「DAITO VISION 2023」の中にある「教育効果、学生の選択しやすさを優先した時間割編成を行う」をすすめていく上で一つの重要なツールとなった。また、それに付随して、2021年2月よりカリキュラムのスリム化を目指し全学教務委員会において各学部・学科での総コマ数の見直しが始まった

学修成果の可視化については、DPと科目との関連度（星の数）は科目ごとに明示されたが、学修成果の可視化にまでは到達しておらず、検討中である。学修成果の可視化のための大学の評価指標は設定しているが、具体的な運用はまだ行っていない。学生の入学時から卒業後までを視野に入れることとし、各レベルにおいて多面的な測定方法と評価指標を開発する必要があり、全学的に検討を開始することが喫緊の課題である。現段階における成果指標として毎年度、進級率、留年率、退学率などが学部長会議で報告され、各学部・学科のCPの検証や教育方法の改善などに関する検証の参考とされてはいるが、改善による到達目標は設定されていない。

なお、「DAITO VISION 2023」で掲げられている具体的諸策の中の学修ポートフォリオについては課題を残している。また、各課程の学問分野の特性に応じた学修成果を把握及び評価するための方法と指標の開発は大きな課題であるため、全学教務委員会が中心となって早急に策定する予定である。

第5章（学生の受け入れ）で特筆すべきこと

学生募集にあたっては、APに基づいて、各学部・学科において入学者選抜方式ごとに適切な募集人員や試験科目等を設定している。

2020年は新型コロナウイルス感染拡大による影響（以下、コロナ禍）によりリアルな広報展

開が大幅な縮小を迫られた。オープンキャンパスや高校内ガイダンス、模擬授業も中止やオンラインに変更となり、各地方への高校訪問や会場型学校説明会も自粛や中止が多発した。本学では WEB 時代の到来を前提に、各種動画コンテンツとして「WEB 体験授業動画」などの制作を進めていたが、さらに流れを加速して 2020 年度は 15 本以上の動画コンテンツを制作し、受験生に対する訴求を強化した。これらの動画コンテンツへ受験生を呼び込むため、Google 社との直接折衝により、YouTube 動画広告を大量出稿した。その他、受験生向け冊子やレギュラー広告、TV スポット CM、各都市の屋外バス停連動型大型広告メディアで訴求し、検定料割引制度やインターネット出願の利便性、国公立大学との併願者が本学をより受験しやすくなる制度の PR、3 月下旬時期の一般選抜(英語民間試験活用総合評価型入試)などを、WEB メディア(ターゲティング広告、LINE バナー広告)を中心にさまざまな広報手段を定め、広く周知した。本学では学生受け入れのため、入学前に申し込むことのできる給付型奨学金を設定している。

本学への志願者数は総数では減少したが、競合他大学に比べて減少幅を最小限で食い止めることができたと考えられる。一般選抜で本学は対前年比 95%と、主要 22 大学平均値よりも健闘している。他方、本学は推薦入試での志願者数は大きな減少が見られた。特に、総合型選抜(自己推薦)、学校推薦型選抜(公募制)での志願は対前年比 75%と苦戦した。これらは、新型コロナウイルス感染症拡大により、部活動大会中止などで高校生のアピール材料不足、教員の進路指導機会の不足によるものや、大学ではなく短大・専門学校への進路選択変更の影響もあったと考えられ、全国的な傾向であった。2022 年度入試ではこれらの傾向をふまえて推薦入試減少の立て直しを図るため、総合型選抜(自己推薦 前期)を総合型選抜(併願可能型)へ、総合型選抜(自己推薦 後期)を総合型選抜(専願型)へ変更する。

2021 年度、定員割れとなった学科は、文学部中国文学科、外国語学部英語学科、経営学部経営学科、スポーツ・健康科学部健康科学科の 4 学科となった。

入学前予約採用型「桐門の翼奨学金」について採用者 100 人に対して、2021 年度入試での志願者が 3,281 人となっており、今後新型コロナウイルス感染症拡大の影響で経済的に困難な受験生が増えることが予想されることや、年収要件がなくなったことにより、本奨学金の位置づけについて、推薦入試への導入を含め長期的な見直しの検討が必要である。

留学生の受け入れについては、コロナ禍による入国制限でメイン・ターゲットとする国内の日本語学校に在籍する生徒数が減少し志願者確保が難しくなっているため、新たな募集ターゲットを検討する必要がある。

研究科では、2021 年度時点で入学定員充足率が経済学研究科博士課程後期課程 0.00、法学研究科博士課程前期課程 0.17、同博士課程後期課程 0.08、経営学研究科博士課程前期課程が 0.45、同博士課程後期課程が 0.11 と未充足となっているほか、ここで指摘されていない外国語学研究科前期課程は、基準を下回った(0.43)。対応が急がれる。

第 6 章(教員・教員組織)で特筆すべきこと

各学部・研究科の方針には、看護学科を除き各教員の役割、連携のあり方及び教育研究に係る責任所在が明記されていない。大学全体としての「求める教員像・教員組織の編制方針」と各学部、研究科のそれらとの整合性について、各教員の役割、連携のあり方及び教育研究に係

る責任所在が明記されているか等を、引き続き見直しを図ることが今後の課題である。

学部が必要とする教員の数と専門領域については、毎年度、学部教授会から人事計画が大学評議会を経て大東文化学園理事会に提出され、理事会での審議を経て最終決定されている。2020年度から、毎年全学人事委員会が学科・専攻等ごとの大学設置基準に定められた教員数及び教授数を確認しており、各部局が人事計画に反映できるようになっている。教員定年が65歳に引き下げられたことにより、教員の若返りが進み、一時的に教授の割合が減少したことに基づき、学長は業績等に留意しつつも意識的に教授数を確保するようとの指示を、学部長会議を通じて依頼した。現在、ST比の適切性にかかわる具体的な数値は設けていないが、2021年全学教務委員会の「コマ数削減」のなかで、今後の方針として「科目特性に応じたST比の方針作成とそれに準じたコマ数調整方針作成」があげられ、今後取り掛かる予定である。

大学全体の教員の女性比率は、2017年度20.5%、2018年度26.0%、2019年度29.5%、2020年度29.9%、2021年度30.7%と年々増加している。学部別の割合を見ると、国際関係学部で48%、スポーツ・健康科学部で47.8%と他の学部 비해高くなっているが、法学部、経営学部、社会学部においては比率が低くなっている。学部別の外国人教員割合は、全体で6.3%であり、学部別の割合をみると、外国語学部で16.7%、国際関係学部で20.0%と他の学部 비해高い数値を示しているが、文学部、法学部、スポーツ・健康科学部においては比率が低くなっている。

教員のFD活動への全体参加率は2017年度16.5%、2018年度56.7%、2019年度41.7%、2020年度80.5%と、大学全体の取り組みに伴い、教員の関心と意識は向上してきており、学外でのFD活動に対する関心の高まりも見せている。今後SD活動への参加も期待されている。2020年度はコロナ禍によるオンライン授業への対応という事態に直面し、活動内容はオンライン授業の質の向上、改善を中心に展開することとなったため、教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための全学的な取り組みについて検討を行い、施策を実施することが今後の課題である。

教員の教育活動、研究活動、社会貢献活動への評価については、教職員の教育研究活動を奨励することを目的として、教職員の優れた研究教育活動に対し表彰を行う「学校法人大東文化学園職員研究教育活動顕彰規程（梧桐賞）」（2018年7月制定）の運用により行っている。また、2021年度より各教員は自身の活動の振り返りとして、毎年度「大東文化大学教育職員研究活動等報告シート」を学部長（所属長）へ提出することが義務付けられた。シートの項目のうち、①研究活動について、②教育活動、③社会貢献活動についての記載内容は、所属長が職員研究活動顕彰（梧桐賞）へ推薦（他薦）するにあたっての参考資料とすることができる。このシートの提出は一般研究費支給の条件となり、これにより自身の活動の振り返りと次年度の活動の推進を図ることに繋がる。

以上まとめると女性教員比率の向上、FD活動への参加率の著しい向上、教員評価制度の進歩、大東文化大学教育職員研究活動等報告シートの提出の義務付けなど、進捗した点としてあげられる。

今後の問題点としては、「求める教員像・教育組織の編制方針」の総点検や統一的な教員評価制度の整備が課題となっている。とりわけ、全学的な教員評価制度については目標年度を定め、その整備に向けて具体的な検討を進めていく必要がある。

第7章（学生支援）で特筆すべきこと

学修支援の一つとして図書館にラーニング・コモンズを設け、教員を配置している。

障がいのある学生への支援については、「障がい学生支援の基本方針」に基づき学生支援センターが担っており、2021年度は本学で初めて全盲の学生を受け入れたが、入学前から、入学センター、学生支援センター、所属学部、管理課をはじめとする関連部署が連携して、他大学視察やバリアフリー環境整備などに努めた。

外国人留学生や海外派遣留学生への支援は国際交流センターが担っている。日本人学生によるチューター制度を設け、日本語学習支援を通じ交流を図ってきた。2020年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で交流学生の受入れが中止になり実施できなかったことから、Zoomを活用した日本人学生とのオンライン国際交流会を開催した。一方、海外派遣留学が中止され、渡航を伴う留学が叶わない学生に対して代替プログラムとして、短期オンライン留学プログラムの提供を行った。また、国際理解教育のより一層の推進と外国語能力の向上を図るため、各種語学検定試験の積極的な受験を促す目的で受験料の助成を行っている。

本学では成績不振者については、留年や奨学金打ち切りなどに至らないよう、各学部・学科教員による面接を実施し、成績不振理由の確認や学業への取り組みのアドバイス等を行っている。2021年5月からは、学生支援センター所長による「授業など困りごとホットライン」を試行的に開設した。

経済的困窮学生に対して、まずは高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構奨学金、それらを補完する本学独自の経済的支援として、桐門の翼奨学金（入学前予約採用型）、授業料減免（大学院）、温故知新報奨金（学業成績優秀者）、給付奨学金（大学院）、特別修学支援金（家計急変対応）、教育ローン利子補給金、学生災害見舞金などを用意し、大学ホームページで周知している。2021年度施行として、規則（大東文化大学学業成績優秀者表彰規程・大東文化大学私費外国人留学生学業成績優秀者表彰規程（温故知新報奨金）、大東文化大学特別修学支援金給付規程）を改正し支援の充実を図った。コロナ禍に見舞われた2020年度は、国からの学生支援緊急給付金などに加えて、本学独自のものとしては、大東学生特別支援金として全学生に一律5万円給付、様々な事情からPCやインターネット環境を準備できない学生に対してノートPCやポケットWi-Fiの貸与、特別修学支援金の20名増枠、寄付金を原資とする修学継続支援事業を実施した。また、2020年度に引き続き2021年度も学費納入の特別延納措置を実施している。

キャリアセンターでは、学内就職セミナーとして、約300の企業・団体の人事担当者を学内に招き、企業説明会を実施している。2020年度は、就職活動の早期化傾向がみられたため、実施を2月中旬に前倒しして開催した。オンライン化により、参加学生数の減少が懸念されたが、例年と同程度の延べ12,287名の参加があった。従来行なっているキャリアアドバイザーによる個別相談は、2020年4月よりZoomによるオンライン面談を開始した。このこともあり、相談件数は、板橋キャンパス6,828件、東松山キャンパス2,314件となり前年度より増加している。

2020年度は、ダブルスクールもオンライン（オンデマンド）での実施となった。コロナ禍による急遽の対応となったため、後期からの開講を余儀なくされたが、両校舎あわせて560名の

受講者に対し、講座を開講した。

教職課程センターではコロナ禍でも、セミナーを開講し、個別相談にも対応している。また、2021年度からは、「彩の国子ども若者支援(アスポート)」「板橋区小中学校での体験活動(学習支援)」「沖縄名護市小中学校における体験学習」をインターンシップ1と2としてカリキュラム化した。これらは、従来ボランティアとして実施していたものであるが、学生の要望に応え内容の質を高めるために行ったものであり、意欲的な学生の学修意欲の向上につながっている

本学の学生支援課は奨学金関係業務その他の「事務的」業務を、診療所・保健室、学生相談室及び障がい学生支援分室はそれぞれ、学生の心身のケアに関わる営みを主として担うという想定だが、ことの性質上これらは必ずしも峻別できるものではなく、実際には学生相談室のカウンセラーに加えて学生支援課の課員も学生の心身のケアに関わる部分に多くの時間とエネルギーを費やしている。また2021年現在コロナ禍の出口が見えない中、感染した学生に係る事務作業その他による診療所・保健室業務の逼迫があり、職員のメンタルヘルスの保全も喫緊の課題となっている。将来的には事務的な学生支援業務と学生の心身のケアに関わる業務を担う部局を切り離す組織改編なども検討する価値があろう。

今後検討せねばならない課題として、(1) 学生支援センターの「ワンストップ性」の是非の検討、(2) 学生生活調査のアップデートとより有効な活用、(3) 退学者の抑制の基礎データ取得のための学生認識のさらなる可視化、(4) ダイヴァーシティへのさらなる対応、を挙げた。

第8章(教育研究等環境)で特筆すべきこと

ネットワーク環境については、2020年度においては、COVID-19感染拡大防止のためハイブリッド型の講義が多くなったこと、また、板橋キャンパス、東松山キャンパスにおいては、講義に必要なファイル等へのアクセスが十分ではないといった問題が指摘されていたことから、これに対する緊急対応として、板橋キャンパス10301講義室ならびに多目的ホール、また、東松山キャンパスでは3号館ならびに5号館の無線LAN設備の強化を行った。2021年度はさらに有線LANならびに無線LAN基盤の増強を計画しているが現在のところ、いつになるかの見通しがついていない。

東松山キャンパスは第3期整備事業により、老朽化した建物の建て替え(1号館、11号館を除く)、北側敷地と南側敷地の教室面積の不均衡の解消、食堂・売店・宿泊施設等の福利厚生施設の充実、国際交流のための空間及び自習・グループ学習ができる多目的空間の整備、学生が授業外の時間を快適に過ごすことのできるアメニティ施設の拡充を図った。

食堂に関しては、令和2年度に東松山キャンパスでは2社の業者が撤退したが、新たにキッチンカー、お弁当販売等を実施し学生の福利厚生維持に努めている。

図書館では、COVID19への対策として、閲覧座席数制限(1デスク1席)、手指・設備消毒液の設置、抗菌コート、閲覧席パーティション設置、入館時健康チェックシート確認、ILL申請のWeb化、管内巡回・館内放送の強化などを行った。

2019年4月に研究推進室を発足し研究支援に関する業務を研究推進室に一元化し、科研費等の外部資金獲得のための支援を含め、効率的かつ利便性のある全学的な研究支援を行っている。研究推進室では2020年度より外部の専門業者に委託し、研究コーディネータ相談窓口を

開設した。これにより科研費等の申請のための研究計画書の添削、他大学や企業との共同研究の進め方の相談、その他研究活動全般について相談できる体制を整えることができた。COVID-19の対応として研究費でのオンライン会議用のカメラ、マイク、スピーカーの購入や、物品の自宅への納品を認めている。研究コーディネータ相談窓口についても対面式からオンライン会議式に変更した。

研究活動における倫理審査機関として、動物実験については動物実験委員会（「大東文化大学動物実験規程」）にて審議を行っている。人を対象とする医学系研究については人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査委員会（「大東文化大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」）にて審議を行っている。「大東文化大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」については、文部科学省・厚生労働省・経済産業省合同の2021年3月23日制定「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に対応すべく改正を行った。2020年度には人文社会科学系研究の研究倫理審査機関として人文社会科学系研究に関する倫理審査委員会（「大東文化大学人文社会科学系研究に関する倫理規程」）の設置及び遺伝子組換え生物実験を審査するための遺伝子組換え実験委員会（「大東文化大学遺伝子組換え生物実験規程」）の設置を行った。2021年度には外為法に基づいた安全保障輸出管理を適切に実施するための安全保障輸出管理委員会（「大東文化大学安全保障輸出管理規程」）を設置した。また、全専任・特任教員に対してAPRINの研究倫理eラーニング（教員必修コース）受講の義務付け（管理者コース又は研究者コースを受講した場合は免除）、研究倫理の向上を図った。

環境に関して、特筆すべきこととして、東松山キャンパスにおいて、キャンパス内段差の改善や、利用施設の位置表示の設定によりバリアフリー化が進展したことがあげられる。

また、manabaの利用状況が格段に向上したことが特筆される。コース利用割合が80%を超え、利用教員割合も90%を超えている。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン講義が中心となったことが大きな要因ではあるが、LMSのインフラとして、manabaが定着したとあってよい。

東松山60周年記念図書館1階に学習支援コーナーを設置し、1・2年生を対象に「質問フォーム」や「専用電話」による相談対応を行ったことも大きい。

第9章（社会連携・社会貢献）で特筆すべきこと

TJUP（埼玉東上地域大学教育プラットフォーム）との連携では、2020年度は公開セミナー、SD研修会、地域のクリーンウォークを行った。2021年度はコロナ禍の影響を受け、実施見送り（延期）となった事業もあるが、TJUP会員をはじめ、広く地域の一般の方を対象とした公開講座を中心に、現在事業を進めている。

宮城県東松島市におけるPBL事業は、2020年度においても、8名の学生が参加し事前研修を行ったのち、5泊6日の現地実習を経て、「震災教育を利用した伝承方法の提案」、「移転元地の利活用策提案」をテーマに研修成果をまとめ、市長への提言を行った。

2019年度まで実施してきた「ベストボランティア章」に代わる新たな取り組みとして、2020年度新たに「D-VOIS」（Daito Volunteer Information System）を立ち上げた。

目標実現のためにより一層の努力が求められるのは、学生に対する社会貢献活動への参加の奨励とボランティア活動推進のための環境整備であると思われる。2020年度に新たに導入さ

れた「D-VOIS」事業の登録者数を増加させるために、近隣の社会福祉協議会や行政、民間のNPO 団体とも連携を図りつつ、ボランティア活動、まちづくり活動に関心をもつ学生層を拡大していく必要がある。そのために、全学共通科目の「ボランティア」関連科目を充実させることや、学部・学科の教育課程において学生の地域参加型学習の機会を確保すること、一部の学部で導入されているボランティア活動の単位化等は検討に値する。

第10章（大学運営・財務）で特筆すべきこと

本学は、2014年2月に策定した「管理運営・財務に関する方針」について2018年度に見直しを行い、「大学運営に関する方針」として、他の基本方針とともに大学ホームページや教職員サイトにおいて学内外への周知を図っている。さらに危機管理対策として、2020年度に常務会の下にワーキンググループを設置し、更なる改善(学内周知の促進など)に向けての検討を開始している。

大学における意思決定の方法は、日常的な案件は、各部局からの起案により学長（または理事長等）が最終的な決定を行う。学則、諸規程の制定・改廃、その他の重要案件は、教授会（研究科委員会）での審議後、学部長会議（研究科委員長会議）及び大学評議会（大学院評議会）の審議を経て、学長がその決定を行い、案件によっては理事会が決定する。

予算編成、予算執行については、学内規程等に基づき行われ、学内外の機関による監査によって適切性がチェックされている。全学的教育研究課題に取り組むための全学プロジェクト予算(学長提案事業、公募採択事業)も設定されている。大学運営・教育研究活動支援等のための事務組織は学内諸規程に則り設置され、事務職員は学園の基本方針に即し、各部署の円滑な業務運営が可能となるよう配置されている。現在、事務組織の改編にも継続的に取り組んでいる。

大学運営の適切性については、内部質保証に関する諸方針・規則に基づき、大学執行部・内部質保証委員会を含めた各部局において定期的に点検・評価を行い、その結果に基づく改善施策を検討・実施しており、監査についても、学園監事による業務監査、理事長指名の監査員による内部監査、監査法人による外部監査などを組み合わせ、適切に行っている。

本学の財政の現状を総括すると、現時点では健全な状態にあるものの中長期的に見ると不安要素が散見される。2015年度に策定された「大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクト報告書」に基づき、新学部新学科の設置、入学定員の見直し、学内教員定数の削減などの施策を実現し、また、学費改定及び外部資金（研究費及び補助金）の獲得強化にも取り組んできた。こうした各種取り組みの結果、本学の財政状況は「大東文化学園中長期財政計画策定プロジェクト報告書」が予測した事態からは大きく改善されてきた。

一方で、大学が恒常的に質の高い教育を実現していくためには、単年度収支の均衡だけでなく、永続的に教育環境を整備し維持していくことができる安定的な資金確保も重要な視点である。学園では、次期中長期計画「DAITO VISION 2023+10」の検討が進められているが、次なる新たな財政計画においては、こうした中長期的な教育環境の整備と維持に向けた財源確保を視点に加えた教学課題と財政基盤の両立を図る一体的な計画の立案を目指すことが本学の取り組むべき次の課題となると思われる。

大学としての今後の展望

財政的にも、教育内容についても、現在は危機的な状況というわけではない。また、COVID-19の影響で、教育環境及び内容に劇的な変容を迫られているが、その結果、ネットワークの不整備の問題等が明らかになった。一方で多くの教員や学生が LMS (manaba) を使用するようになり、教育方法そのものの変換が否応なく求められる様になった。この状態についていける学生とついていけない学生や教員の2分化が進み、大学はこれに対して対応を迫られている。

内部質保証については、大学設置基準に照らし合わせて学科や専攻の教員構成を確認したり、内部質保証体制について見直しを行ったり、研究倫理等の規程を整備したりということが、この間相当進んだと評価できる。女性教員の割合が増加し、教員の年齢が若くなり、いくつかの問題点は、解決されつつある。ただし、学修成果の可視化の遅れ、PDCAのCからAへの動きの確認など、まだ大学全体に定着していない問題も残っている。全学共通科目や基礎科目などをどこが改善するかなどについても課題は残っている。しかし、内部質保証について学内の共通認識が高まりつつある現在、若干時間はかかると思うものの、大学として整備しなければならないレベルの内部質保証の構築と、教員のコンセンサスの形成は可能であると予測する。

学生の受け入れに関しては、一部の学科の定員割れ、及び、研究科の大幅な未充足は今後の大きな課題である。教育研究組織や事務組織の改変も必要と思われる。これらは、今後の財政的な安定を確保するためにも重要である。同時に新しい社会変化に対応した大学としての事業について、積極的に取り組む必要があると思われる。

以 上